

天理市こども計画 (素案)

令和7(2025)年11月

天理市

「天理市こども計画」策定に寄せて

我が国の少子化は加速しており、令和6年の全国の年間出生者数は、統計開始以来初めて70万人を下回り、68万人で過去最少を更新しています。本市におきましても、出生率は低下しており、令和6年の天理市の出生者数も345人と過去最少となっています。

少子化に加え、現在のこどもを取り巻く状況は深刻さを増しています。かねてからの課題である社会経済的な格差や体験機会の格差の拡大に加え、情報通信技術の急速な発展や地球環境の激変など不確実性が増した社会では決められた正解がなく、多くのこどもが「生きづらさ」を抱え、不登校の件数や自殺者数は年々最多を更新しています。

また、価値観や生活様式の変容、SNS等により過度に情報が錯綜する社会情勢下では、子育てに関して不安や孤独・孤立感を感じる家庭も多く、児童虐待件数も増加の一途にあります。

こうした中、国では、こどもの最善の利益を最優先とする社会づくりのため、「こども家庭庁」の発足や「こども基本法」の制定がありました。また、「こどもまんなか社会」の実現に向け「こども大綱」を策定し、「こども大綱」を実現するための施策を具体的に示した「こどもまんなか実行計画」を策定しました。

天理市でも、こども家庭庁が掲げるこどもまんなか宣言の趣旨に賛同し、こどもまんなか応援センターとして、従来の子ども・子育て支援事業に加え、子育て応援・相談センター「ほっとステーション」、学校三部制(みんなの学校プロジェクト)等の天理市ならではの取組みを通じて、「こども理解」の促進を図り、「こどもまんなか」の視点で、地域、学校、行政等が一丸となってこどもたちを育む環境を整えています。

今回、天理市においても、「こども基本法」に基づき、国が示す「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画」、奈良県の「こどもまんなか未来戦略」を勘案し、天理市におけるこども施策を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとしたこどもに関する計画の内容を包含する「天理市こども計画」(計画期間令和7年度から令和11年度)を策定しました。本計画では、こどもの持つあらゆる権利・機会について言及しており、本計画の策定は、こどもの人格・個性の尊重及び権利の保証、安心・安全な居場所の確保、意見表明や社会参画の機会の保障等に資するものであり、天理市の全てのこどものウェルビーイングの確保と保障に寄与するものです。

計画の推進にあたり、市民の皆様をはじめ、学校・園所関係者、関係機関、関係団体、事業者等の皆様と連携、協働しながら、「これからの中を幸せに生きるための必要な力を持つこどもを育む施策」、「こどもを産み育てたい人の希望が叶う、選ばれるまちづくり」の実現を目指してまいりたいと存じますので、より一層のご支援とご協力ををお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に協議いただきました天理市子ども・子育て会議の委員の皆様、また、アンケートに際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の方々に深くお礼申し上げます。

令和 年 月

天理市長 並河 健

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の法的根拠	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象	5
6 計画の策定体制	5
第2章 天理市のことども・若者・子育て家庭を取り巻く現状と課題	6
1 天理市の現状	7
2 天理市子育てアンケートの結果(調査結果概要)	22
3 ことども・若者アンケートの結果(調査結果概要)	34
4 天理市子ども・子育て支援事業計画の推進状況	54
5 地域子ども・子育て支援事業の需給状況	59
6 要保護・要支援児童について	66
7 ことども・若者・子育て支援施策に関する課題	67
第3章 計画の基本的な考え方	70
1 計画の基本理念	71
2 計画の基本目標	72
3 計画の体系	73
第4章 施策の展開	74
1 基本目標と基本施策	75
2 評価指標の設定	89
3 事業一覧	90
● 天理市教育大綱【第3次】の策定	103
● 子育て応援・相談センター「ほっとステーション」事業	105
● みんなの学校プロジェクト(学校三部制)	106
● 毎日が学校プロジェクト	107

第5章 子ども・子育て支援事業計画の具体的な取組	109
1 教育・保育提供区域の設定	110
2 全国共通で「量の見込み」を算出する項目の概要	111
3 需要量の算出方法の概要	112
4 認定区分について	113
5 推計児童数	114
6 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容	115
7 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容	119
8 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	132
9 その他の任意記載事項関連	132
第6章 計画の推進	136
1 計画の推進に向けた役割	137

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

天理市を含め全国的な問題として、情報通信技術の急速な発展や地球環境の激変により、こどもを取り巻く環境は深刻さを増しています。不確実性が増した社会では、多くのこどもが「生きづらさ」を抱え、価値観や生活様式の多様化やSNS等により情報が過度に氾濫している現代社会では、多くの子育て家庭において子育てに関して不安や孤立感を感じています。

このような社会情勢のもと、令和5年4月1日に、こどもの権利を保障する観点から全ての施策を総合的・包括的に推進するために、「こども基本法」の施行や「こども家庭庁」の創設がありました。また同年12月には、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策等を取りまとめた「こどもまんなか実行計画」が策定されるなど、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることのできる「こどもまんなか社会」の実現が、国の重点方針となっています。奈良県においても、令和6年10月にすべてのこども・若者が、将来に夢と希望を抱きながら、個性や多様性が尊重され、ひとしく健やかに成長し、幸福な生活が送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「奈良県こどもまんなか未来戦略」が策定されました。

天理市では、令和6年度に「子ども・子育て支援法」に基づく「第3期天理市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:令和7年度～令和11年度)を策定しました。これまで、「天理市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市内各こども園の開園、民間の認可保育所の開所・小規模保育事業の推進、病児保育等が可能な施設併設の幼保連携認定こども園の整備など、教育・保育の提供体制の整備を進めてまいりました。また、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、こどもまんなか応援センターとして、従来の子育て支援事業に加え、ヤングケアラーやこどもの居場所など新たに生じている社会課題に対する家庭支援事業の実施など、多様な子育て施策を総合的に推進してきました。

令和5年度に「健康・こども家庭局」を新設し、令和6年度から天理市こども家庭センター「はぐ～る」(以下、「こども家庭センター」とします。)を運営しています。こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じ、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援やこどもと子育て家庭の福祉に関する支援を包括的かつ伴走的に提供しています。

本計画は、「こども基本法」において策定を努力義務とされた「市町村こども計画」を策定するものです。本市の状況や社会情勢の変化などを踏まえ、こどものウェルビーイングを保障するための支援を総合的に推進するために、今までの「天理市子ども・子育て支援事業計画」の内容を包含しつつ、若者期も含めたライフステージに対応した「天理市こども計画」を策定します。

計画の基本理念として、「こどもの最善の利益」を掲げ、教育、保育、福祉、医療、就労支援など関係分野の施策と連携しながら、こども・若者・子育て家庭への切れ目のない支援を展開してまいります。また、こどもの権利を尊重し、個々のこどもが必要な支援が受けられる体制を整え、地域全体で支え合いながら子育ての喜びを分かち合える環境づくりを進めてまいります。

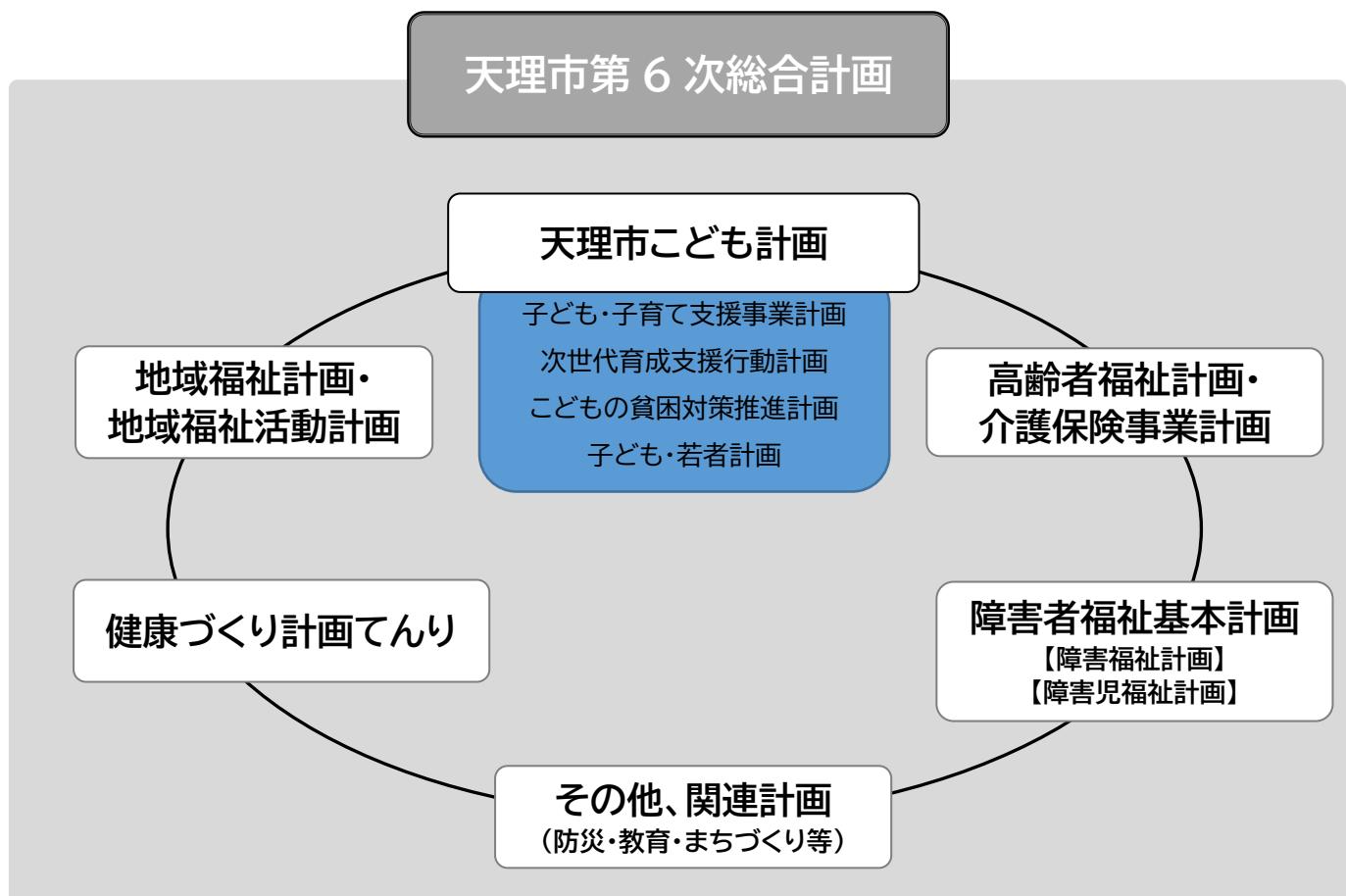
市民の皆様をはじめ、学校や関係機関、地域団体、事業者の皆様と力を合わせ、すべてのこどもが夢を持ち、健やかに成長できるまち天理の実現を目指してまいります。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども基本法第10条の規定に基づき、子ども大綱等を踏まえた本市の今後のことども・若者・子育て支援施策を総合的に推進するために具体的な方向や取り組む内容を定めるものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村次世代育成支援行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づく子どもの貧困対策推進計画、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画と一体的に策定します。

なお、「天理市第6次総合計画」をはじめ、「天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の関連計画等との整合性・連携を図りながら、子ども・若者・子育て支援施策を総合的に推進します。



※こども大綱(令和5(2023)年12月22日閣議決定)は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

3 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置付け、天理市におけるこども施策を総合的に推進するため、こども大綱及び奈良県こどもまんなか未来戦略を勘案して策定します。

① こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4(2022)年6月に成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念に加え、こども大綱の策定やこどもの意見の反映などについても定めています。

② こども大綱

令和5(2023)年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を示すために定めされました。

これまで各々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する計画を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

③ 奈良県こどもまんなか未来戦略

こども大綱を勘案し、奈良県の実情等を踏まえ、こどもをまんなかにおき、社会全体で子育てを支援するあたたかい県民性をはぐくむことを目指し、また奈良県のこども政策を総合的かつ横断的に推進するため、令和6年10月9日から令和12年3月31日までを計画期間として策定されました。

計画の主な内容は、以下の通りです。

- ・ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態でひとしく健やかに成長できる環境を整える。
- ・ 多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って、就労、結婚、子育てを含め自らが望む人生を実現できるよう取り組むとともに、若い世代の生活基盤の安定を図る。
- ・ 国や市町村、民間団体等と有機的に協力・連携して、こどもや若者、子育て世帯を支える。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。社会情勢の変化に合わせて計画期間の中間年を目途とし、計画の見直しを検討します。



5 計画の対象

本計画は、市内に在住・在学・在勤するすべてのこども・若者と、その保護者や子育て支援に関わる地域・関係機関・団体などを対象としています。こども基本法では、「こども」を心身の発達の過程にある者としており、18歳や20歳といった年齢で支援が途切れる事のないよう、それぞれの成長段階に応じて支えていくことが示されています。そのため、本計画でも年齢の上限は設けていません。また、「若者」については法的な定義はありませんが、おおむね18歳から30歳未満を指し、施策によっては39歳未満までを対象とする場合もあります。

6 計画の策定体制

(1)天理市子ども・子育て会議

天理市子ども・子育て会議は、「天理市子ども・子育て会議条例」により開催され、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者等の幅広い分野の委員が参画しています。会議では、調査等から導かれた子ども・子育て支援のニーズ等を踏まえ、本計画について検討を行いました。また、「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況やこども施策の取組状況の点検・確認についても、天理市子ども・子育て会議で実施しています。

(2)令和6年度天理市子育てアンケート調査・令和7年度こども若者アンケート調査

令和6年度に、「第3期天理市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童及び小学生のいる2,000世帯を対象にアンケート調査を実施しました。令和7年度に、こども当事者に対するアンケートとして、市内公立小学校5年生、市内公立中学校2年生、市内公立高校2校及び市内私立高校1校の児童・生徒を対象として行い、実態の把握を行いました。

(3)パブリックコメント

令和7年12月25日～令和8年1月26日にかけて、市のホームページや公民館、図書館で本計画の計画素案を公開し市民からの意見を募集しました。

第2章

天理市のことども・若者・子育て家庭 を取り巻く現状と課題

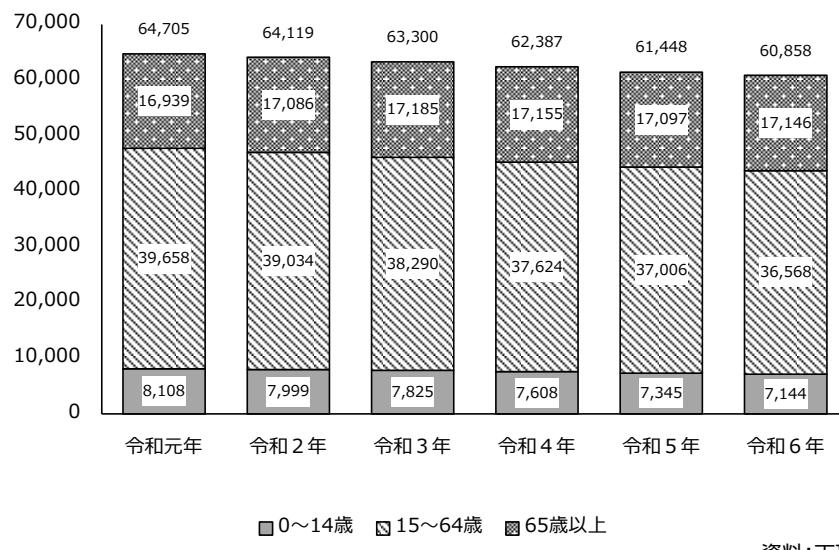
1 天理市の現状

(1) 人口の状況

①年齢3区分別人口の推移

本市の人口の推移をみると、令和元(2019)年の64,705人以降、微減傾向となっており、令和6(2024)年には60,858人となっています。また、年齢3区分別では、65歳以上の人口は微増傾向である一方、0～14歳人口及び15～64歳人口は減少しています。

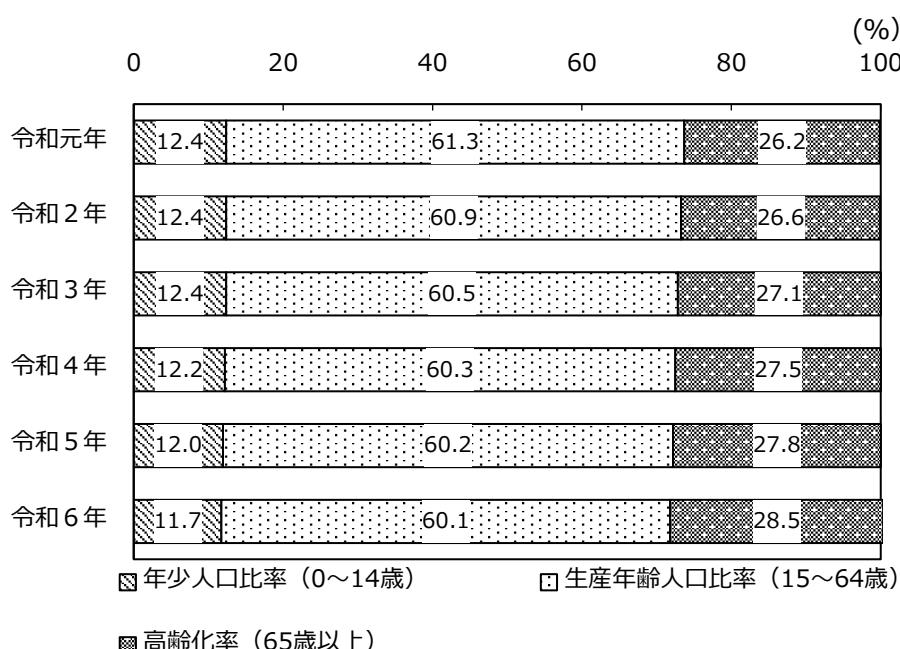
(人)



資料:天理市年齢別人口表

②年齢3区分人口割合の推移

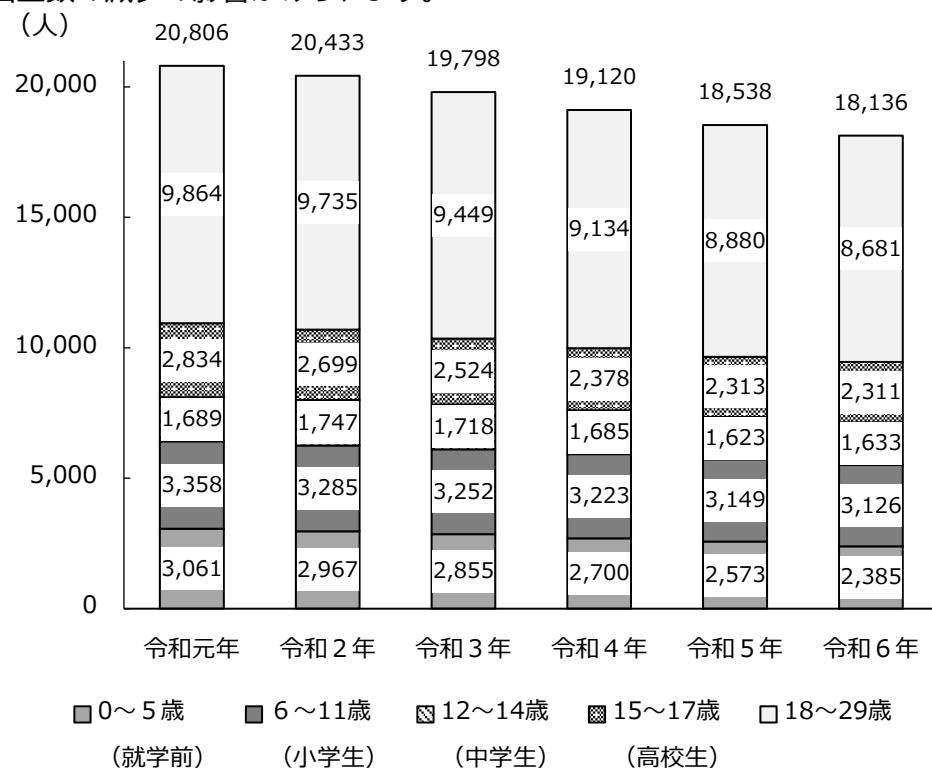
年齢3区分人口割合の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合は減少傾向にある一方、15～64歳までの生産年齢人口は60%台で横ばいとなっています。65歳以上の高齢者人口の割合については増加傾向となっており、少子高齢化が徐々に進行しています。



資料:天理市年齢別人口表

③年齢別人口の推移

年齢別人口の推移をみると、令和元(2019)年から令和6(2024)年にかけて、0～5歳人口、15～17歳人口、18～29歳人口が特に減少しており、長期間にわたる少子化の進行や若い世代の流出、それに伴う出生数の減少の影響がみられます。

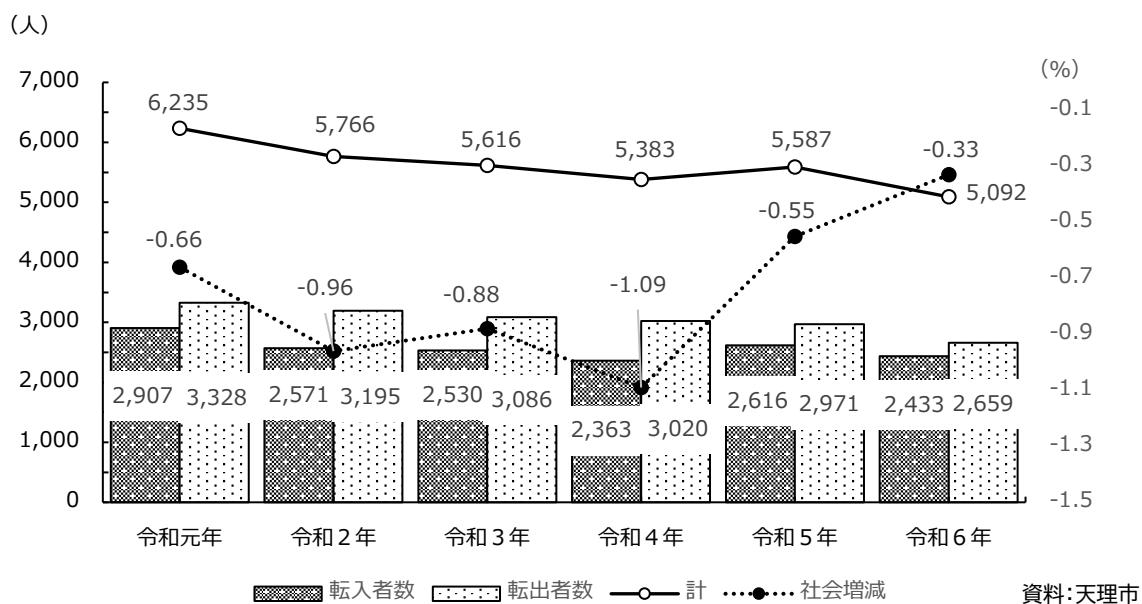


資料:天理市年齢別人口表

(2) 人口動態

①転入・転出者数の推移

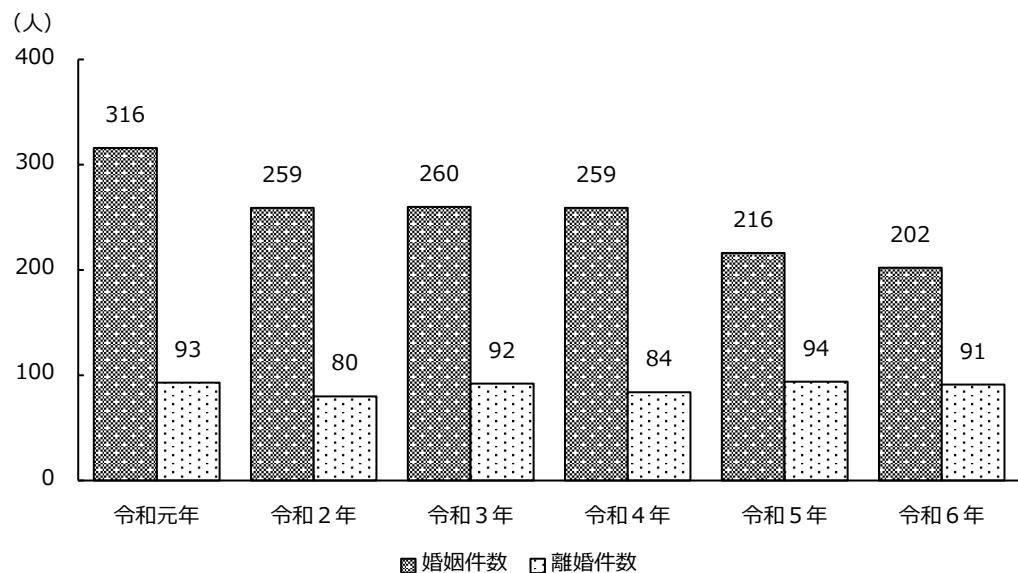
転入・転出者数の推移をみると、過去6年間ではいずれも転出者数が転入者数を上回っており、人口減少の要因となっています。



資料:天理市

②婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、令和元年(2019)年から令和6(2024)年にかけて、減少傾向で推移しています。離婚件数についても、増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。

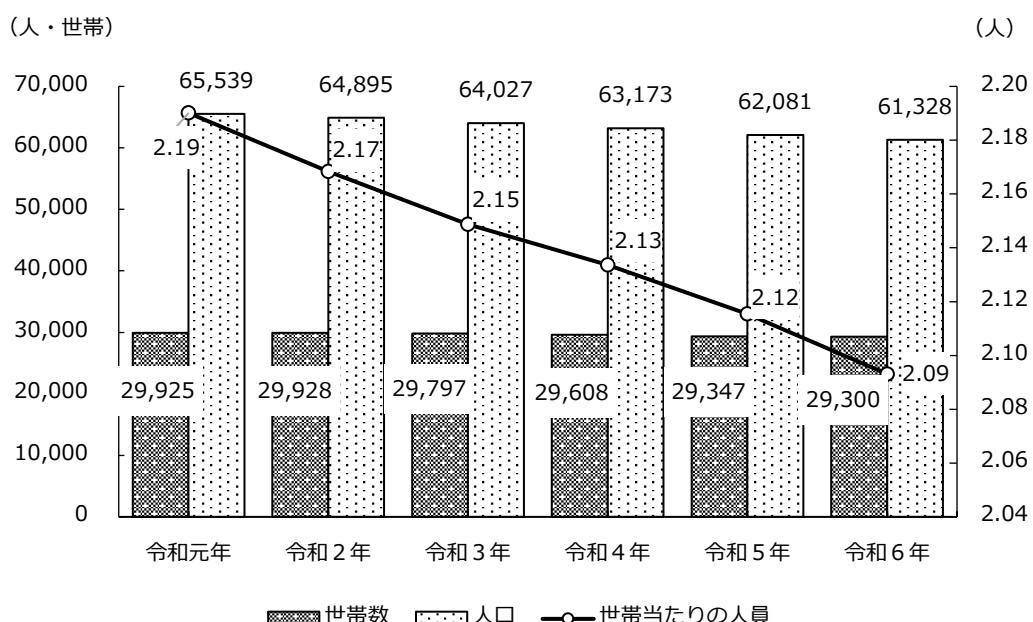


資料:天理市

(3)世帯の状況

①世帯数の推移

世帯数の推移をみると、総人口が減少していますが、世帯数は令和元(2019)年以降、比較的微減傾向で推移しており、令和6(2024)年には29,300世帯となっています。一世帯当たりの世帯人員は低下傾向にあります。

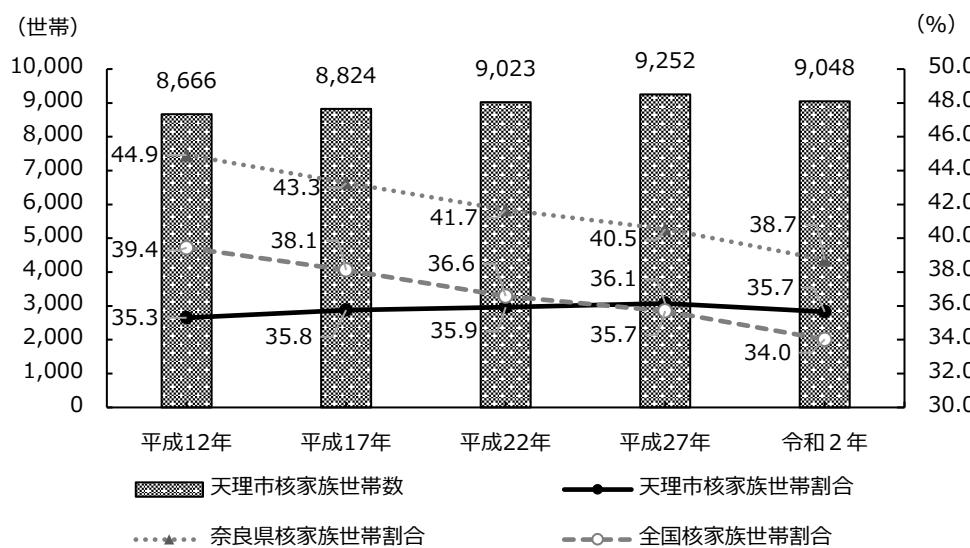


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

②こどもがいる核家族世帯数の推移

こどもがいる核家族世帯数の推移をみると、平成12(2000)年から平成27(2015)年にかけて増加したものの、令和2(2020)年には減少に転じ9,048世帯となっています。

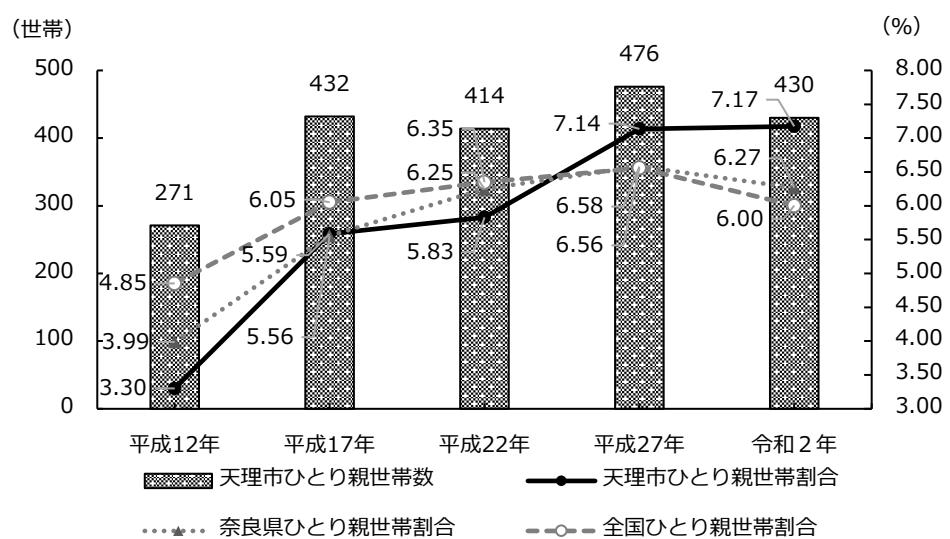
総世帯数に対する割合は、全国および奈良県全体では減少傾向で推移しているものの、天理市ではほぼ横ばいで推移しています。令和2(2020)年時点では、天理市における割合は、全国の数値を上回っており、奈良県全体の数値を下回っています。



資料:国勢調査

③ひとり親(20歳未満のこどもがいる)世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、ばらつきがあります。令和2(2020)年には430世帯となっています。20歳未満のこどもがいる世帯数に対する割合は上昇傾向で推移しています。令和2(2020)年の割合は7.17%であり、全国及び奈良県の割合を上回っています。

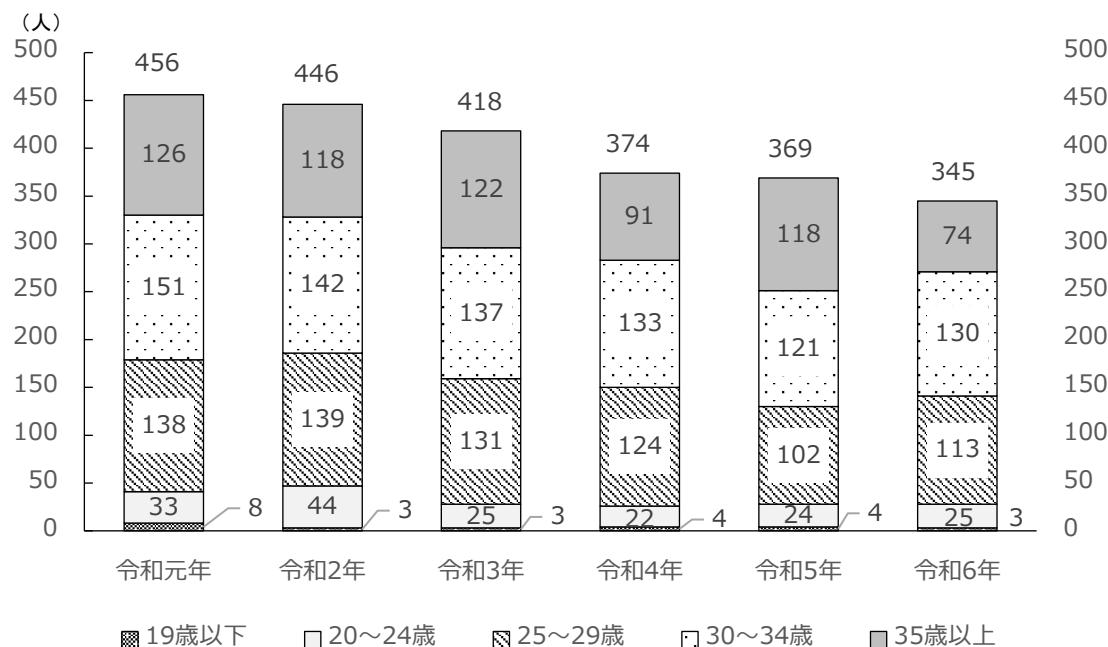


資料:国勢調査

(4)出生の状況

①母親の年齢別出生数の推移

出生数は年々減少傾向にあり、令和6(2024)年には345人となっています。母親の年齢別出生数の推移をみると、25～29歳、30～34歳の出生が多く、35歳以上でも一定数の出生があることがわかります。



資料:人口動態調査 人口動態統計 確定数 保管統計表 都道府県編(報告書非掲載表) 出生

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、全国、奈良県、天理市ともに減少していますが、本市は国、奈良県と比べて若干上回っています。

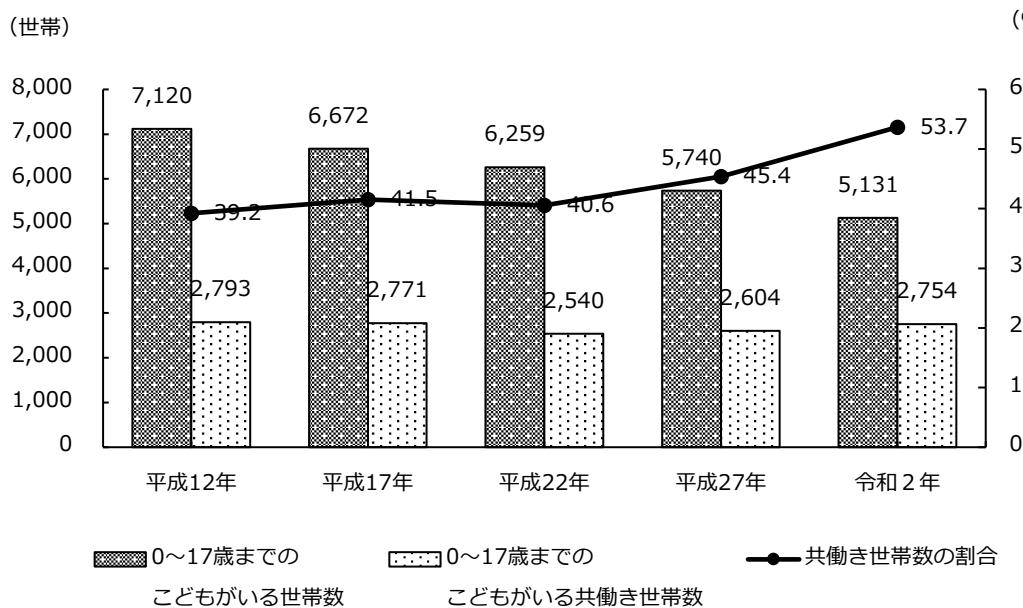
	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
天理市	1. 4 2	1. 3 4
全国	1. 4 3	1. 3 3
奈良県	1. 3 4	1. 3 0

資料:人口動態統計特殊報告「人口動態保健所・市区町村別統計」

(5)就業の状況

①0~17歳のこどもがいる世帯の推移

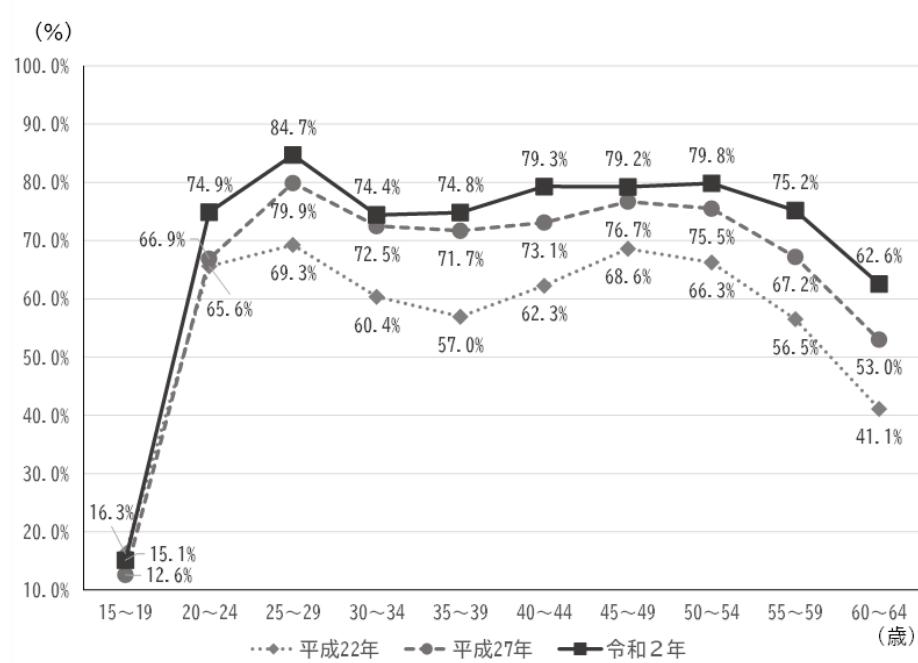
0~17歳のこどもがいる世帯数は、平成12(2000)年以降減少しています。一方、共働き世帯数の割合は平成12(2000)年以降増加傾向にあり、令和2(2020)年には53.7%となっています。



資料:国勢調査

②女性の就業率

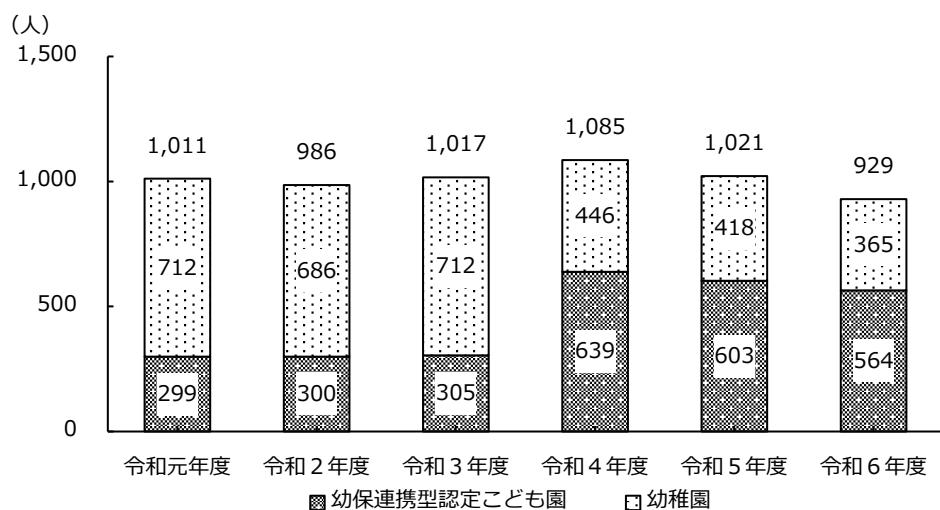
令和2(2020)年の女性の就業率をみると、全ての年代で平成22(2010)年、平成27(2015)年の数値を上回っています。子育てがひと段落すると考えられる40歳以上の女性が労働力として戻ってくる傾向がみられます。



資料:国勢調査

(6) 幼保連携型認定こども園・幼稚園の園児数の状況

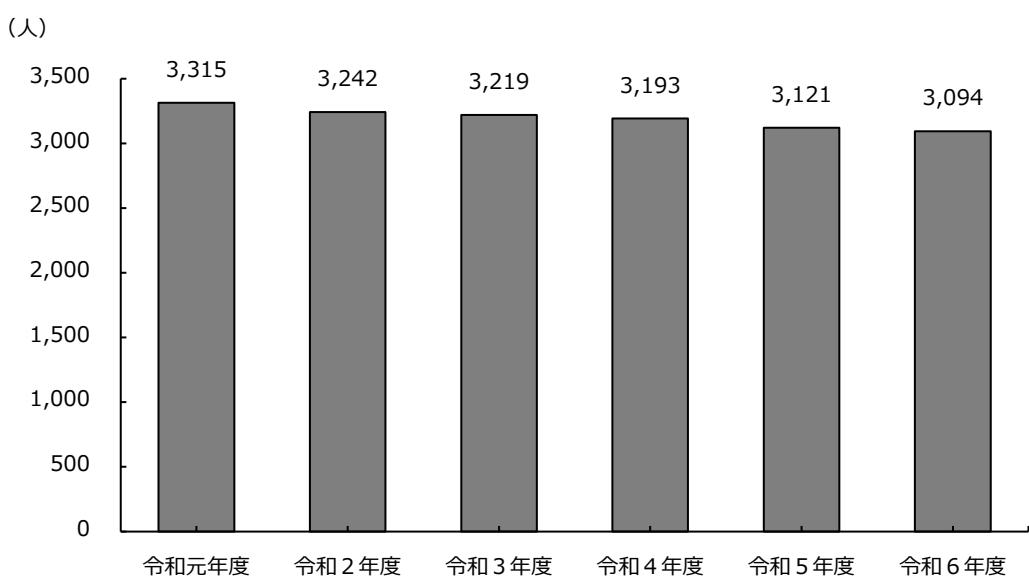
幼保連携型認定こども園の園児数は、ばらつきがあるものの、令和3(2021)年度までは300人前後で推移していましたが、令和4(2022)年度に639人に急増し、それ以降は微減傾向で推移しています。幼稚園の園児数は、令和3(2021)年度までは700人前後で推移していましたが、令和4(2022)年度に446人に減少して以来、減少傾向が続いています。



資料:学校基本調査

(7) 小学校児童数の状況

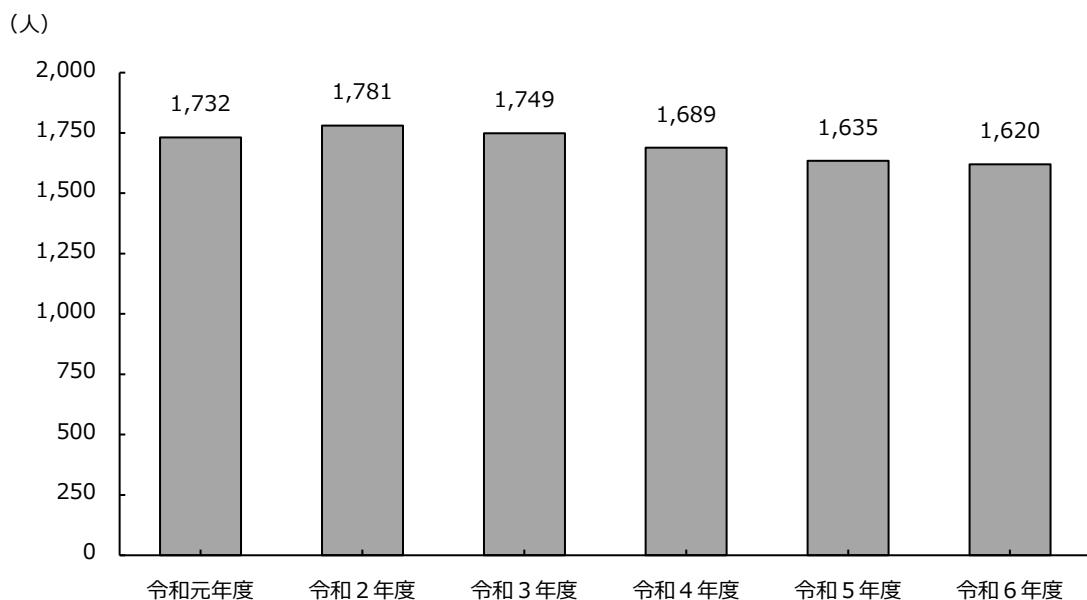
小学校児童数の推移をみると、令和元(2019)年度から令和6(2024)年度にかけて減少傾向がみられます。



資料:学校基本調査

(8)中学校生徒数の状況

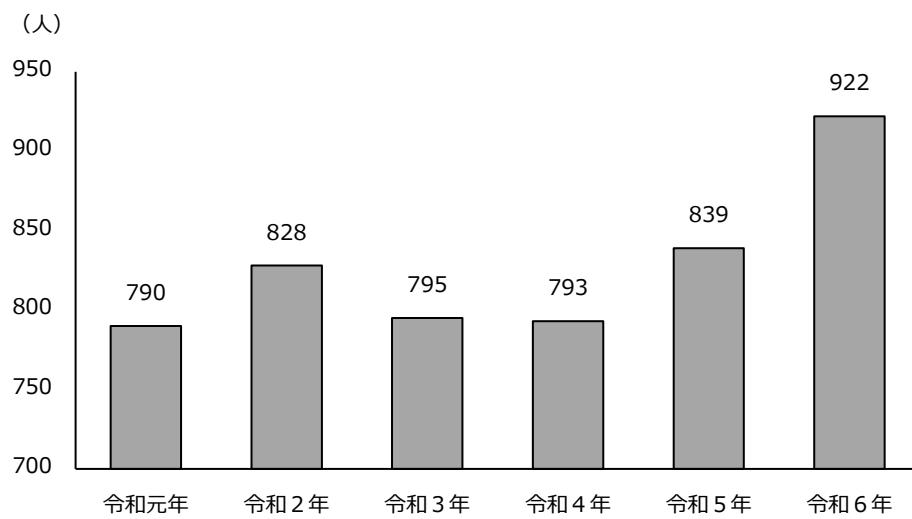
中学校生徒数の推移をみると、令和元(2019)年度から令和6(2024)年度にかけて、ばらつきがあるものの、減少傾向がみられます。



資料:学校基本調査

(9)学童保育の登録児童数の状況

学童保育の登録児童数は、ばらつきはあるものの概ね増加傾向で推移しており、令和6(2024)年では922人になっています。



資料:天理市

(10) 支援が必要なこども等の状況

①家庭児童相談の推移

家庭児童相談件数の推移をみると、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで増加傾向で推移しましたが、令和6(2024)年度には減少に転じました。相談内容は、養護相談が多くを占めています。

	養護		保健		障害		非行		育成		その他		計
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
令和元年度	423	89.2	0	0.0	1	0.2	0	0.0	8	1.7	43	9.1	475
令和2年度	423	93.2	0	0.0	1	0.2	0	0.0	9	2.0	22	4.8	455
令和3年度	444	90.6	0	0.0	1	0.2	0	0.0	8	1.6	38	7.8	491
令和4年度	496	82.4	0	0.0	0	0.0	1	0.2	16	2.7	89	14.8	602
令和5年度	516	82.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2	111	17.7	628
令和6年度	465	89.4	0	0.0	0	0.0	3	0.6	8	1.5	44	8.5	520

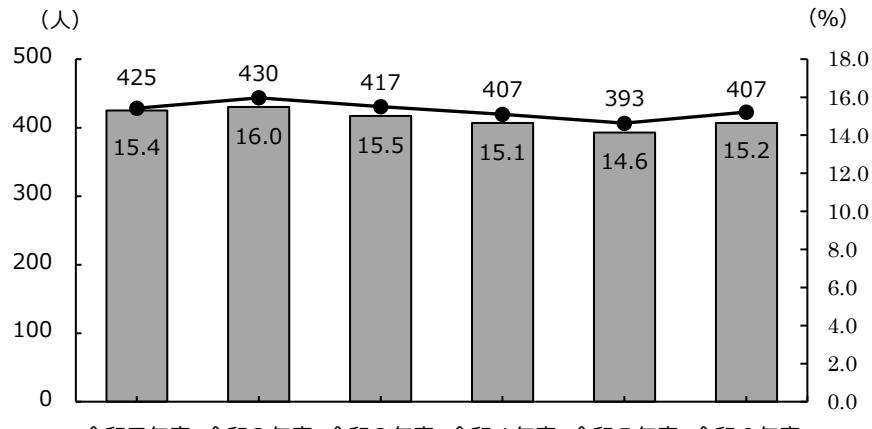
資料:天理市

種別	内容
養護相談	父又は母等保護者の家出、死亡、離婚等による養育困難、虐待等のこどもに関する相談
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、その他疾患(精神疾患含む。)等を有するこどもに関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等の症状を有する相談
非行相談	虚言、家出、乱暴、性的逸脱等のぐ犯、飲酒、喫煙等の相談
育成相談	人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力、不登校、遊びやしつけ等に関する相談
その他	上記に属さない相談

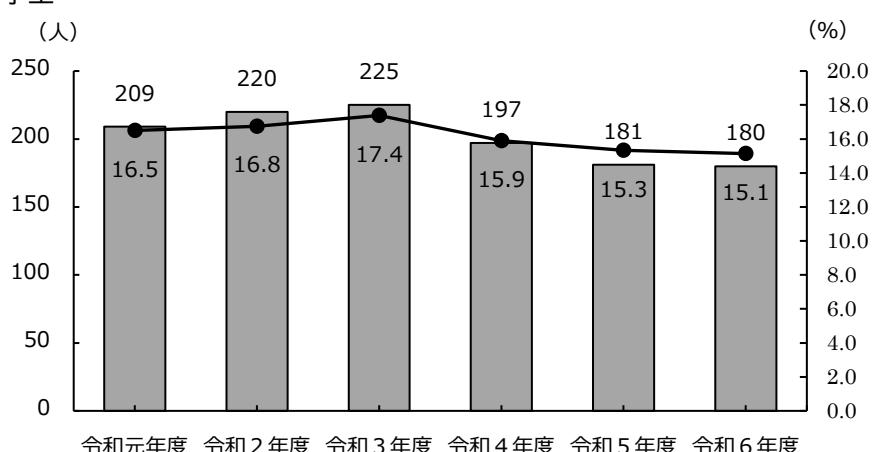
②就学援助事業の推移

就学援助事業支給認定者数の推移をみると、小学生・中学生ともに、増減はあるものの減少傾向で推移しています。令和6(2024)年度の認定者数は小学生で407人、中学生で180人となっています。

■小学生



■中学生



資料:天理市

③障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。18歳未満のこどもでは、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばい、療育手帳所持者数は増加傾向となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	2,266	2,248	2,202	2,205	2,161	2,113
18歳未満再掲	45	44	43	44	42	43
療育手帳	435	457	472	494	515	526
18歳未満再掲	222	234	234	240	269	305
精神障害者 保健福祉手帳	582	630	673	719	763	801

資料:天理市

④特別支援学級の在籍者数の推移

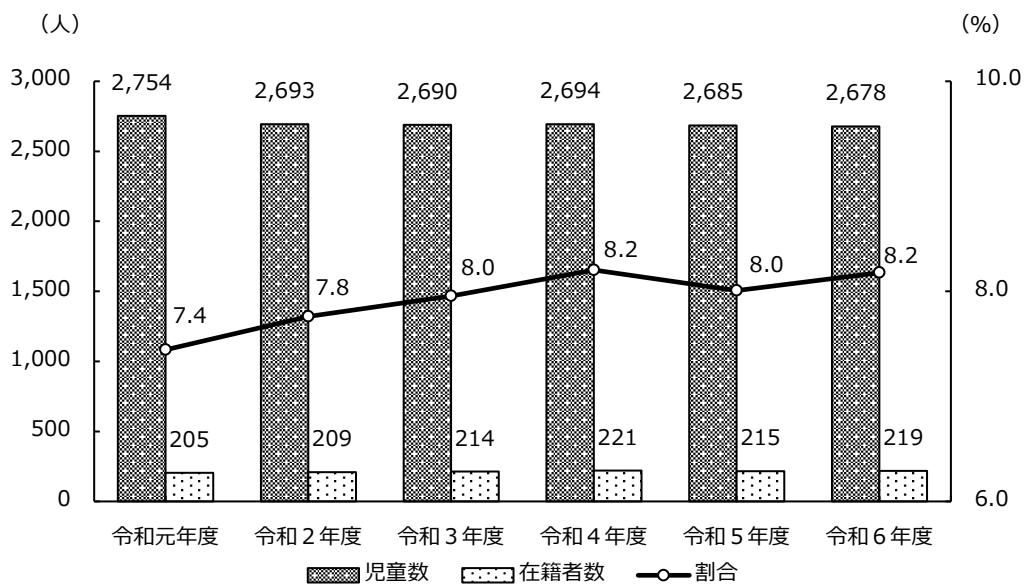
特別支援学級の在籍者数の推移をみると、令和元(2019)年度から令和6(2024)年度まで、増減はあるものの微増しています。全児童・生徒に占める割合は、小学校では増加傾向で推移しており、中学校では令和2(2020)年度から令和4(2022)年度まで7%台で推移していましたが、令和5(2023)年度以降は6%台に減少しています。

単位:人

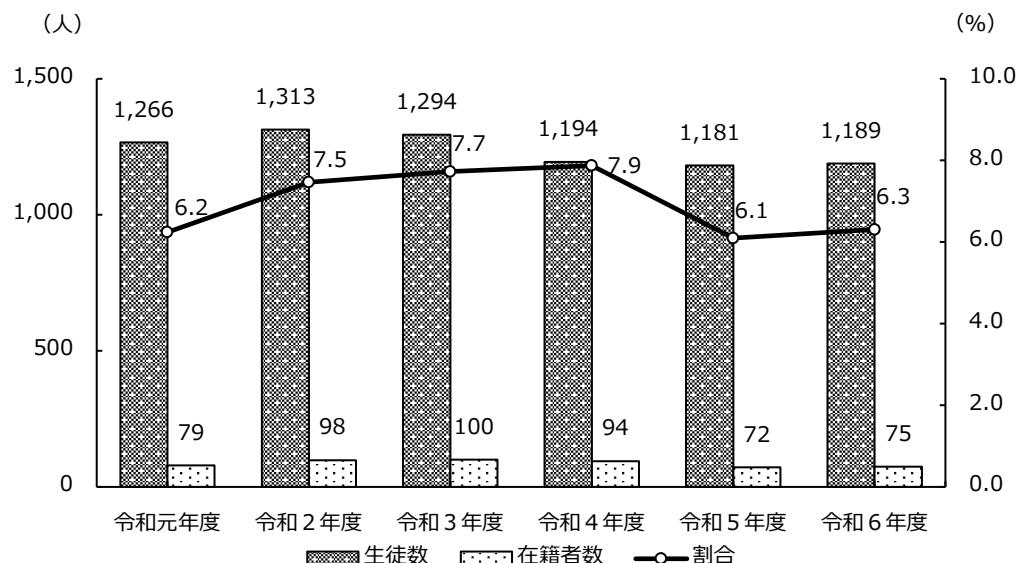
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在籍者数	284	307	314	315	287	294
小学校	205	209	214	221	215	219
中学校	79	98	100	94	72	75

資料:天理市

■小学校

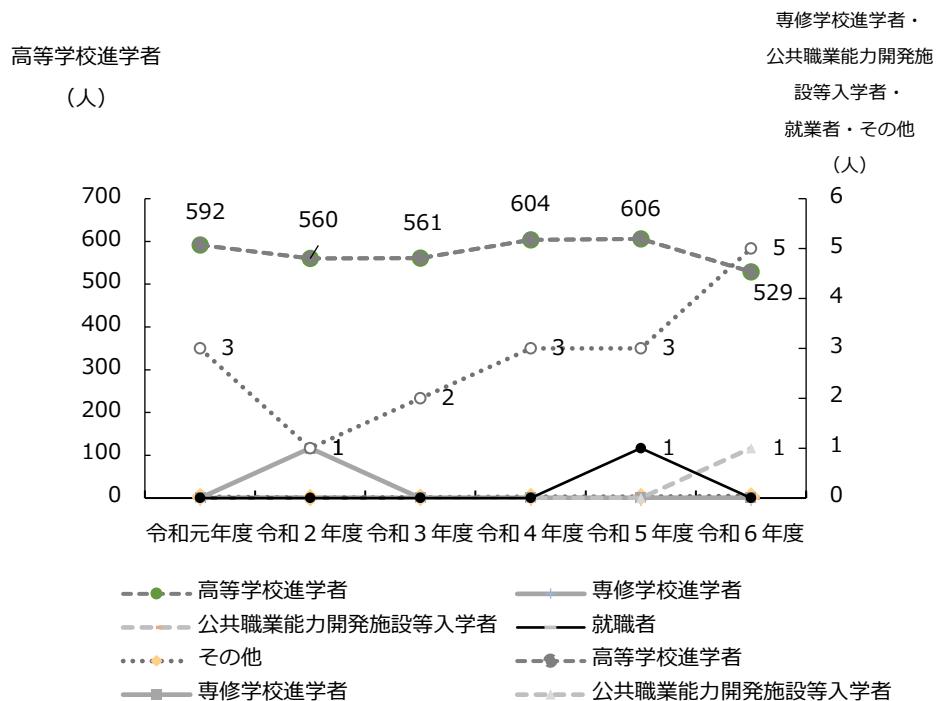


■中学校



①中学校の進路別卒業者数の推移

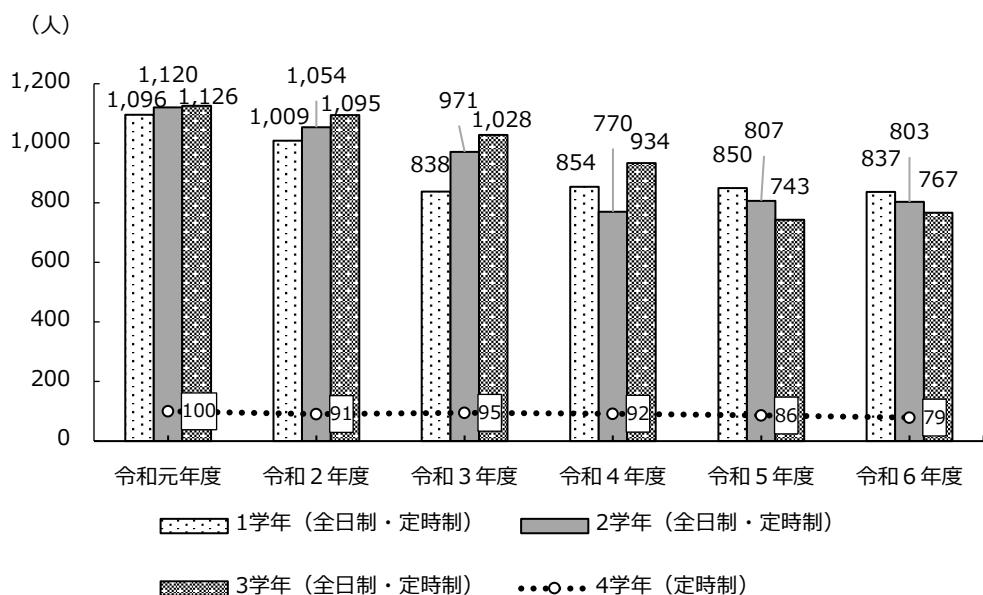
中学校の進路別卒業者数の推移をみると、いずれの年度も高等学校への進学者が99%前後となっています。



資料:学校基本調査

②高等学校生徒数の推移

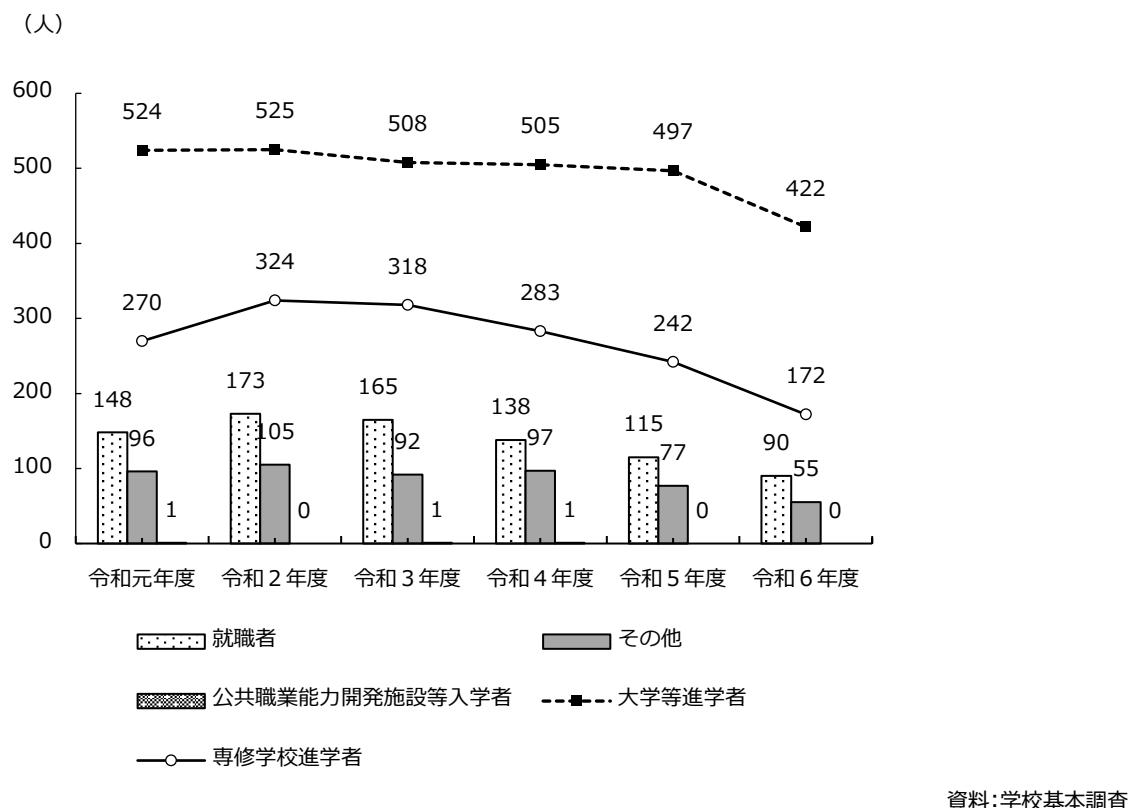
市内に立地する高等学校生徒数の推移をみると、ばらつきはあるものの、特に令和元(2019)年以降各学年で減少傾向となっています。令和元(2019)年度から令和6(2024)年度にかけて、1学年(全日制・定時制)では259人、2学年(全日制・定時制)では317人、3学年(全日制・定時制)では359人減少しています。



資料:学校基本調査

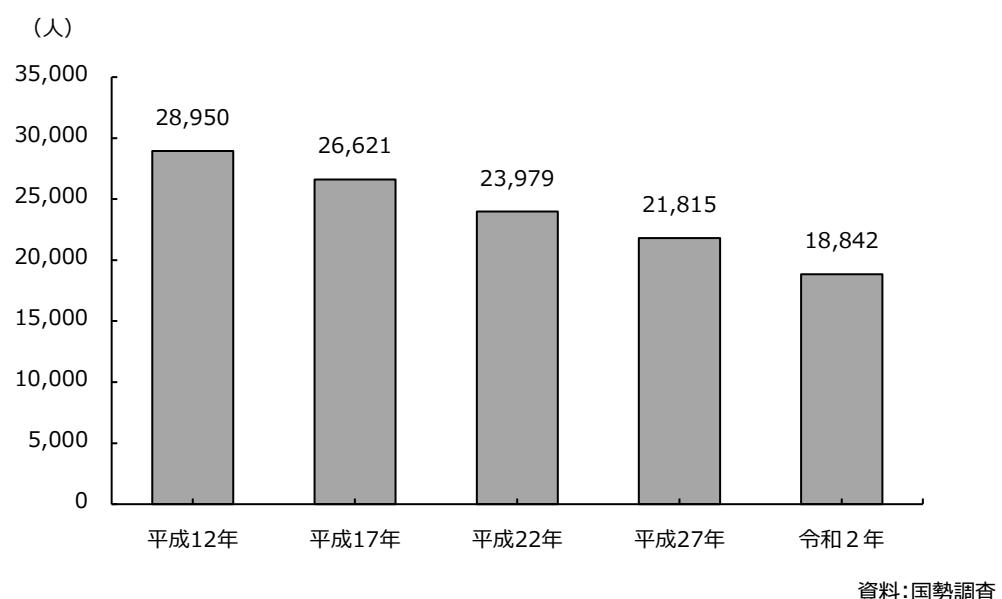
③高等学校の進路別卒業者数の推移

市内の高等学校の進路別卒業者数の推移をみると、大学等進学者数は令和元(2019)年度以降、減少傾向で推移しています。専修学校進学者数、就職者数は、増減はあるものの減少傾向で推移しています。



④若者人口の推移

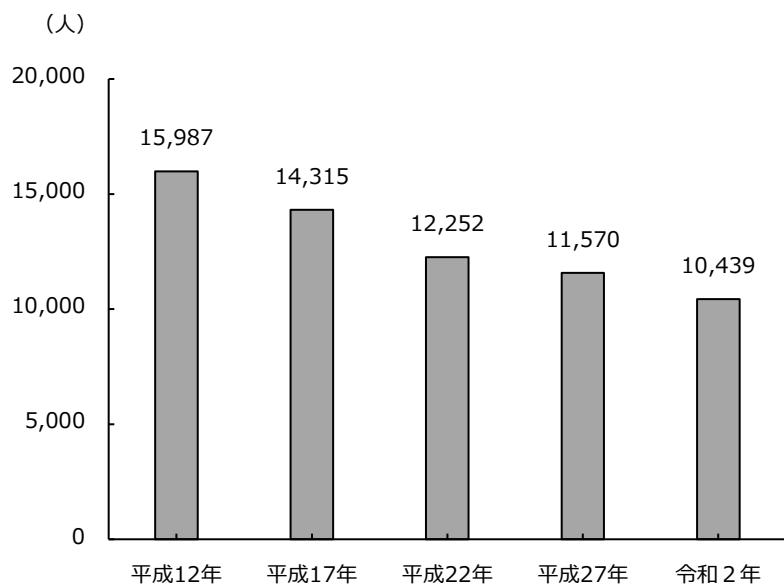
若者(15～39歳)人口の推移をみると、平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけて減少しています。令和2(2020)年では18,842人となっており、20年間で10,108人減少しています。



⑤若者の就業者数の推移

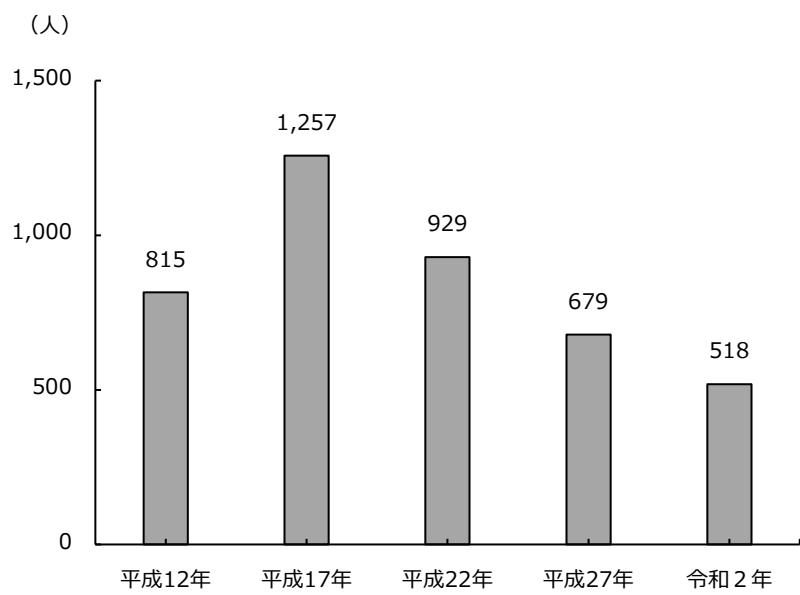
若者(15～39歳)の就業者数の推移をみると、令和2(2020)年では10,439人で、平成12(2000)年より5,548人減少しています。完全失業者数については、令和2(2020)年では518人で、平成12(2000)年より297人減少しており、大幅に減っています。

■就業者数の推移



資料:国勢調査

■完全失業者数の推移

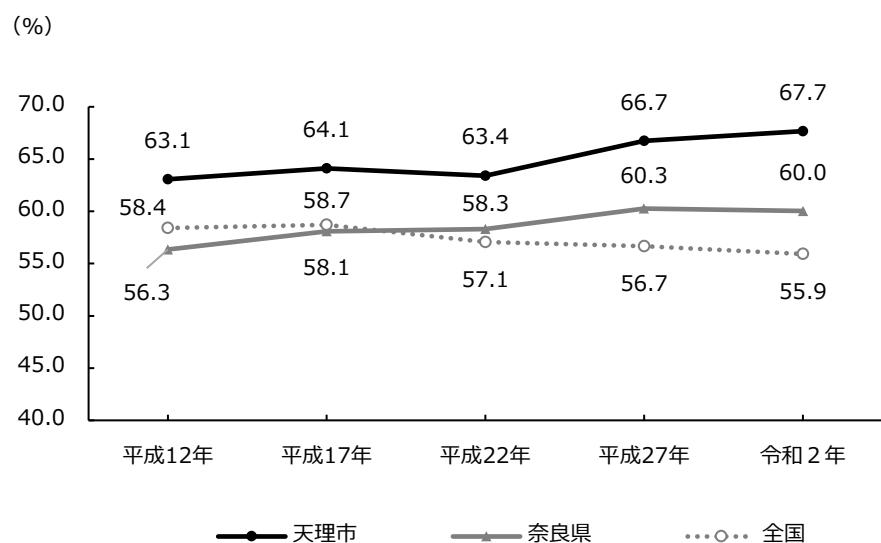


資料:国勢調査

⑥未婚率の推移

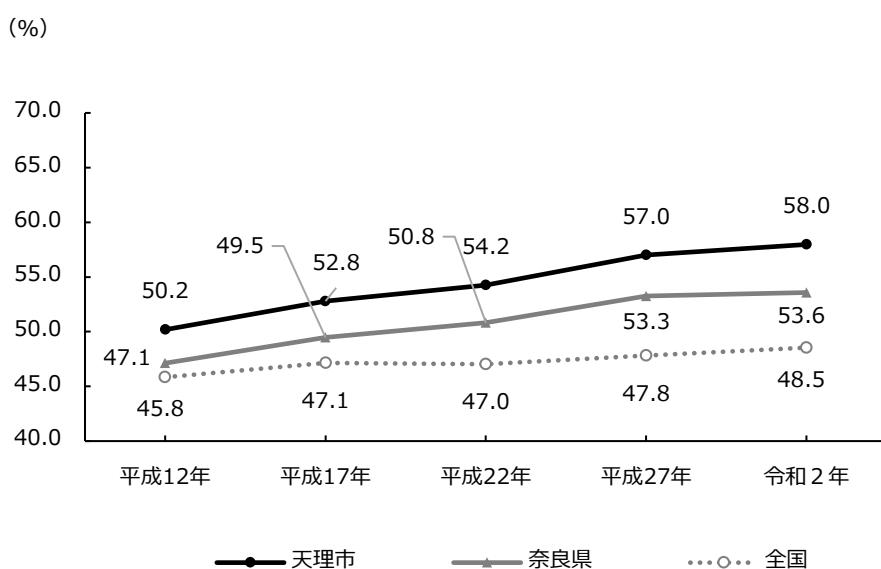
男性の20～39歳の未婚率は上昇傾向にあり、令和2(2020)年に67.7%となっています。女性の20～39歳の未婚率も上昇傾向にあり、令和2(2020)年は58.0%となっています。男性の未婚率、女性の未婚率とも、奈良県や全国の数値を上回っています。

■男性



資料:国勢調査

■女性



資料:国勢調査

2 天理市子育てアンケートの結果(調査結果概要)

(1)調査目的

天理市の子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するため就学前児童、小学生のいる家庭を対象にアンケート調査を実施しました。またアンケート調査結果は、第3期天理市子ども子育て支援事業計画及び本計画策定のための基礎資料としました。

(2)調査方法

調査は就学前児童用と小学生用のアンケートに分かれています。特にことわりのない場合、あて名のお子さんについて保護者が回答しています。

図表 調査の概要

	就学前児童	小学生
調査地域	天理市全域	
調査方法	調査は、対象者に調査の案内とインターネットによるアンケートの回答方法を記したはがきを送付。 お礼状兼督促状(はがき)を1回送付。	
調査期間	令和6年4月22日～令和6年5月22日	
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出	
調査対象	令和6年4月1日現在の 0～5歳児の保護者	令和6年4月1日現在の 6～11歳児の保護者
調査対象数	1,000	500
有効回収数	358	193
無効回収数	0	0
有効回収率	35.8%	38.6%

【前回調査との比較】

本市では平成31年(令和元年)度にも、「天理市子育てアンケート」調査(以下「前回調査」と表記)を実施しています。前回調査と今回実施した調査(以下「今回調査」と表記)の中で同様の設問は集計表またはグラフで結果を掲載しています。

(3)調査結果の概要

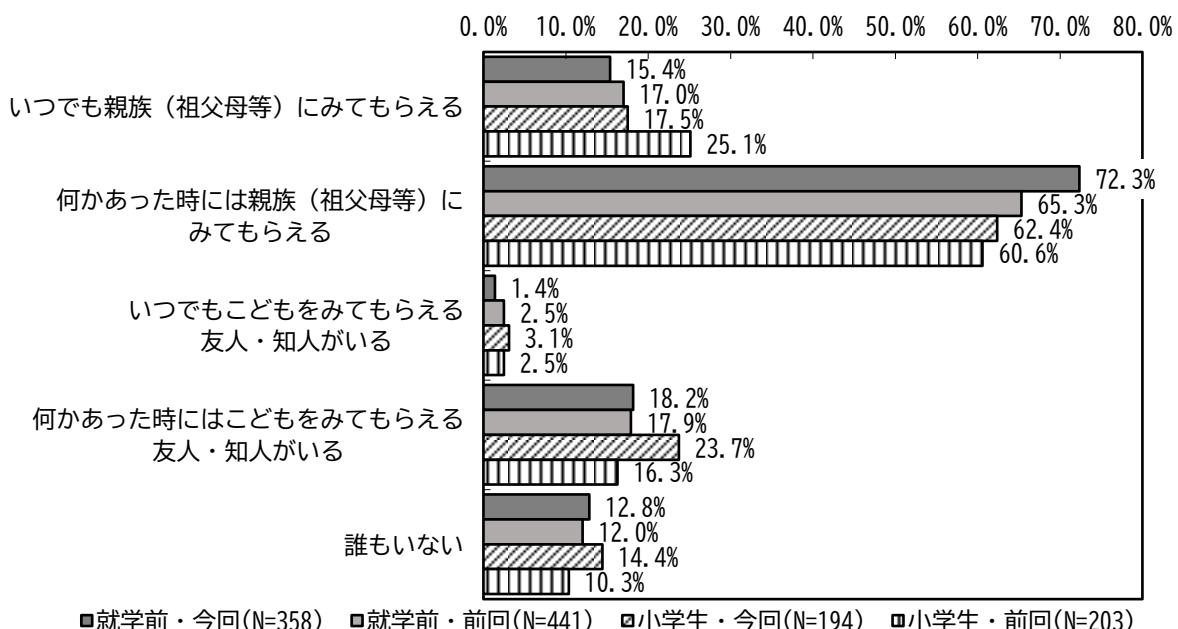
① 子育て環境について

ア. 日頃、親族・知人にこどもをみてもらえるか

日頃、親族・知人にこどもをみてもらえるかをみると、就学前児童・小学生の家庭ともに「何かあった時には親族(祖父母等)にみてもらえる」(72.3%、62.4%)が最も多く、次いで「何かあった時にはこどもをみてもらえる友人・知人がいる」(18.2%、23.7%)、となっています。「誰もいない」は就学前児童の家庭で12.8%、小学生の家庭で14.4%となっています。

前回調査と比較すると、「いつでも親族(祖父母等)にみてもらえる」は就学前児童・小学生の家庭ともに前回(17.0%、25.1%)より少なくなっています。就学前児童の家庭では「何かあった時には親族(祖父母等)にみてもらえる」は前回(65.3%)より7.0ポイント多くなっています。

図表 日頃、親族・知人にこどもをみてもらえるか

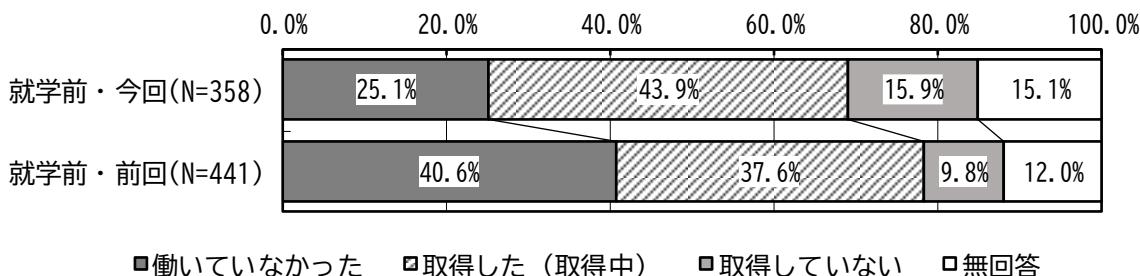


イ. 育児休業の取得状況(母親)

就学前児童の母親の育児休業の取得状況をみると、「取得した(取得中)」(43.9%)が最も多く、次いで「働いていなかった」(25.1%)、「取得していない」(15.9%)となっています。

前回調査と比較すると、「取得した(取得中)」は前回(37.6%)より6.3ポイント多くなっています。

図表 母親の育児休業の取得状況(就学前児童)



ウ. 職場復帰時期の子どもの年齢(実際と希望)(母親)

就学前児童の母親のうち、育児休業取得後、職場に復帰した人について実際の職場復帰時期の子どもの年齢をみると、「1歳0ヶ月」(26.2%)が最も多く、次いで「1歳0ヶ月超から1歳6ヶ月以内」(23.4%)、「1歳6ヶ月超から2歳0ヶ月以内」(15.9%)となっています。また、子どもが1歳を超えてから職場復帰した人は70.1%となっています。

希望の職場復帰時期の子どもの年齢をみると、「1歳0ヶ月」(29.9%)が最も多く、次いで「3歳0ヶ月超」(28.0%)、「1歳6ヶ月超から2歳0ヶ月以内」(17.8%)となっています。また、子どもが1歳を超えてから職場復帰を希望する人は90.7%となっています。

前回調査と比較すると、子どもが1歳を超えてから職場復帰した人は前回(53.7%)より16.4ポイント多くなっています。

図表 母親の職場復帰時期の子どもの年齢(就学前児童)

	実際の期間・今回		実際の期間・前回		希望の期間・今回		希望の期間・前回	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
0歳3ヶ月以内	2	1.9%	3	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
0歳3ヶ月超から0歳6ヶ月以内	2	1.9%	14	10.4%	3	2.8%	4	3.0%
0歳6ヶ月超から0歳9ヶ月以内	10	9.3%	18	13.4%	3	2.8%	4	3.0%
0歳9ヶ月超から1歳0ヶ月未満	16	15.0%	25	18.7%	0	0.0%	9	6.7%
1歳0ヶ月	28	26.2%	34	25.4%	32	29.9%	49	36.6%
1歳0ヶ月超から1歳6ヶ月以内	25	23.4%	28	20.9%	14	13.1%	31	23.1%
1歳6ヶ月超から2歳0ヶ月以内	17	15.9%	5	3.7%	19	17.8%	12	9.0%
2歳0ヶ月超から3歳0ヶ月以内	4	3.7%	5	3.7%	2	1.9%	20	14.9%
3歳0ヶ月超	1	0.9%	0	0.0%	30	28.0%	1	0.7%
無回答	2	1.9%	2	1.5%	4	3.7%	4	3.0%
合計	107	100.0%	134	100.0%	107	100.0%	134	100.0%
1歳0ヶ月超(小計)	75	70.1%	72	53.7%	97	90.7%	113	84.3%

工. 希望する時期に職場復帰しなかった理由

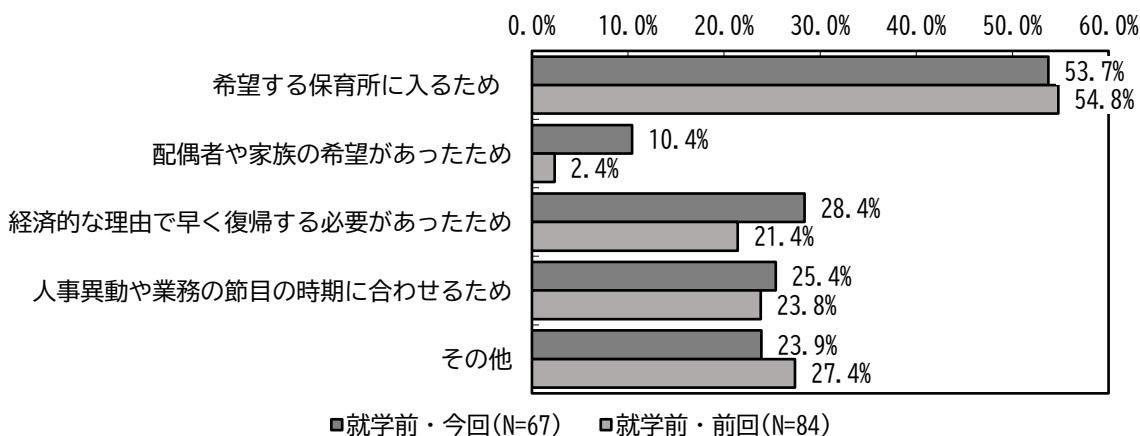
実際の職場復帰時期が希望より早かった人(67人)は62.6%となっています。

就学前児童について希望より早く職場に復帰した人の理由をみると、「希望する保育所に入るため」が53.7%で最も多く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」(28.4%)、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」(25.4%)となっています。

前回調査と比較すると、「配偶者や家族の希望があったため」が前回(2.4%)より8.0ポイント、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」は前回(21.4%)より7.0ポイントそれぞれ多くなっています。

図表 希望する時期に職場復帰しなかった理由

(希望より早く職場復帰した母親)(就学前児童)

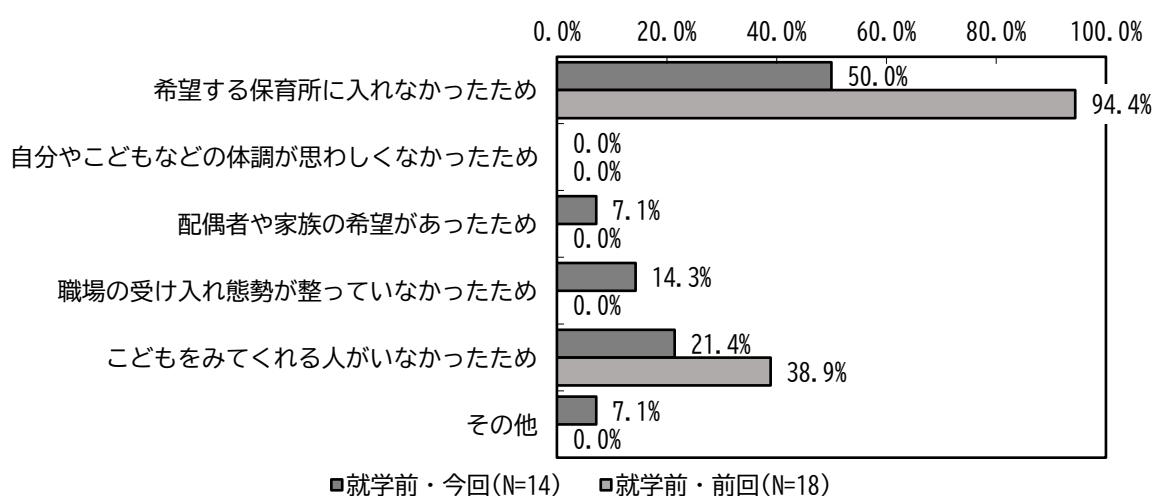


実際の職場復帰時期が希望より遅かった人(14人)は13.1%となっています。

就学前児童について希望より遅く職場に復帰した人の理由をみると、「希望する保育所に入れなかつたため」(50.0%)が最も多く、次いで「こどもをみてくれる人がいなかつたため」(21.4%)となっています。前回調査と比較すると、「希望する保育所に入れなかつたため」は前回(94.4%)より44.4ポイント少なく、大幅に減少しています。

図表 希望する時期に職場復帰しなかった理由

(希望より遅く復帰した母親)(就学前児童)

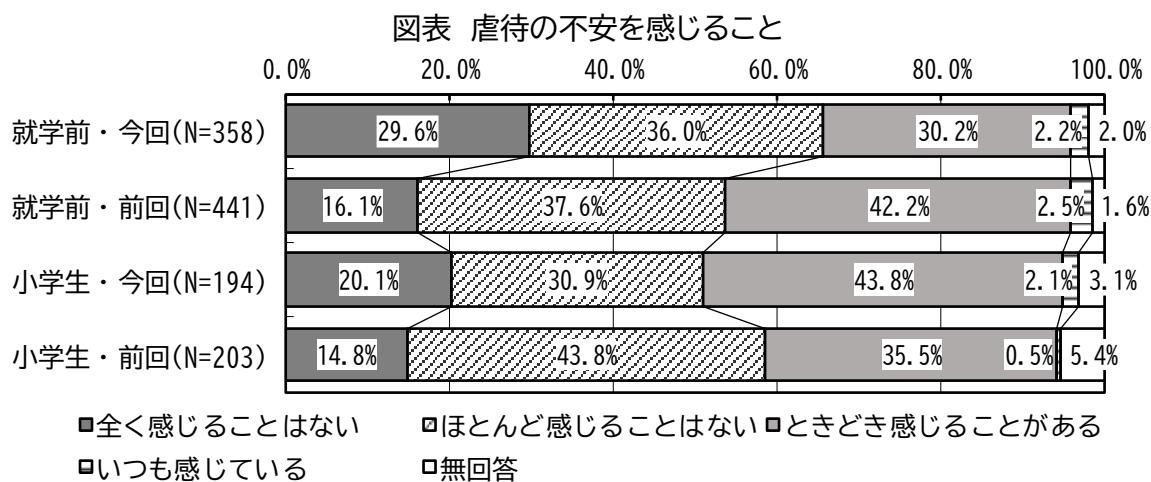


② 子育てに関する考え方、意識について

ア. 虐待の不安を感じること

自分がしているしつけが虐待ではないかという不安をみると、就学前児童の家庭では「ほとんど感じることはない」が36.0%で最も多く、次いで「ときどき感じることがある」(30.2%)となっています。小学生の家庭では「ときどき感じることがある」が43.8%で最も多く、次いで「ほとんど感じることはない」(30.9%)となっています。「ときどき感じることがある」と「いつも感じている」を合わせると、虐待の不安を感じことがある人は就学前児童が32.4%、小学生が45.9%となっています。

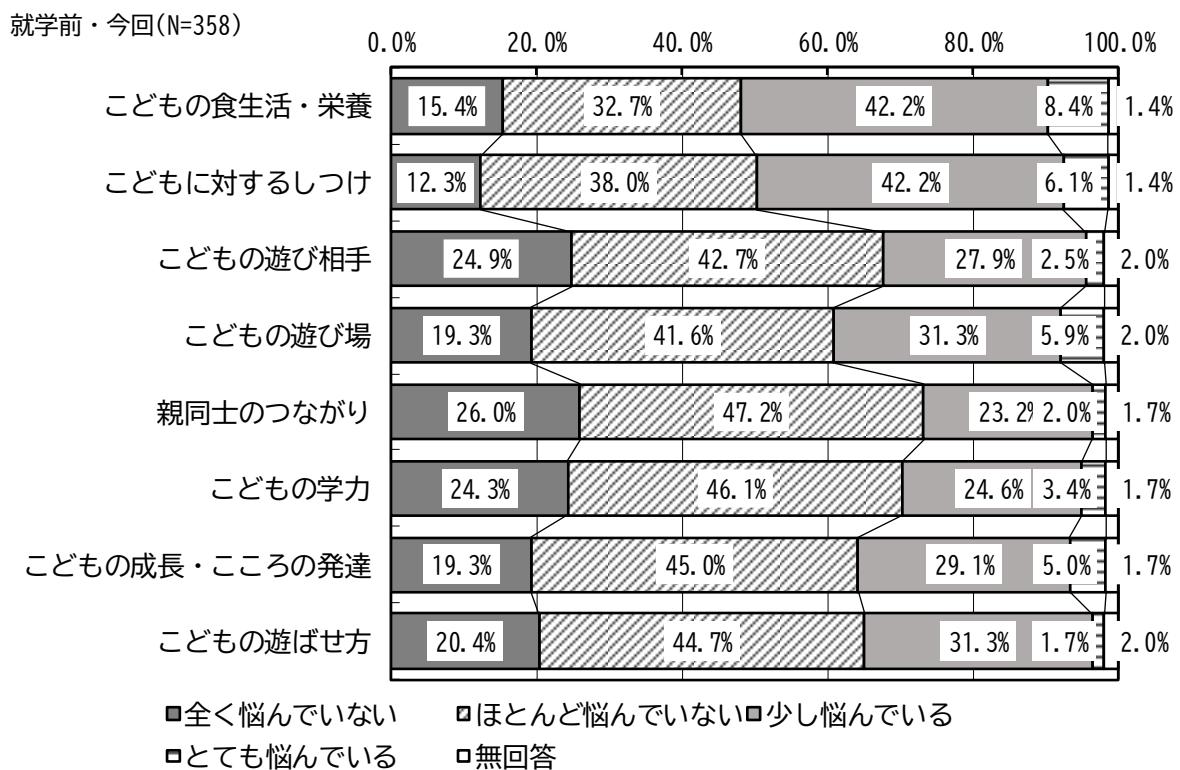
前回調査と比較すると、虐待の不安を感じことがある人(「ときどき感じることがある」と「いつも感じている」の合計)は就学前児童では前回(44.7%)より12.3ポイント少なく、小学生では前回(36.0)より9.9ポイント多くなっています。



イ. 子育てに関する悩みの程度

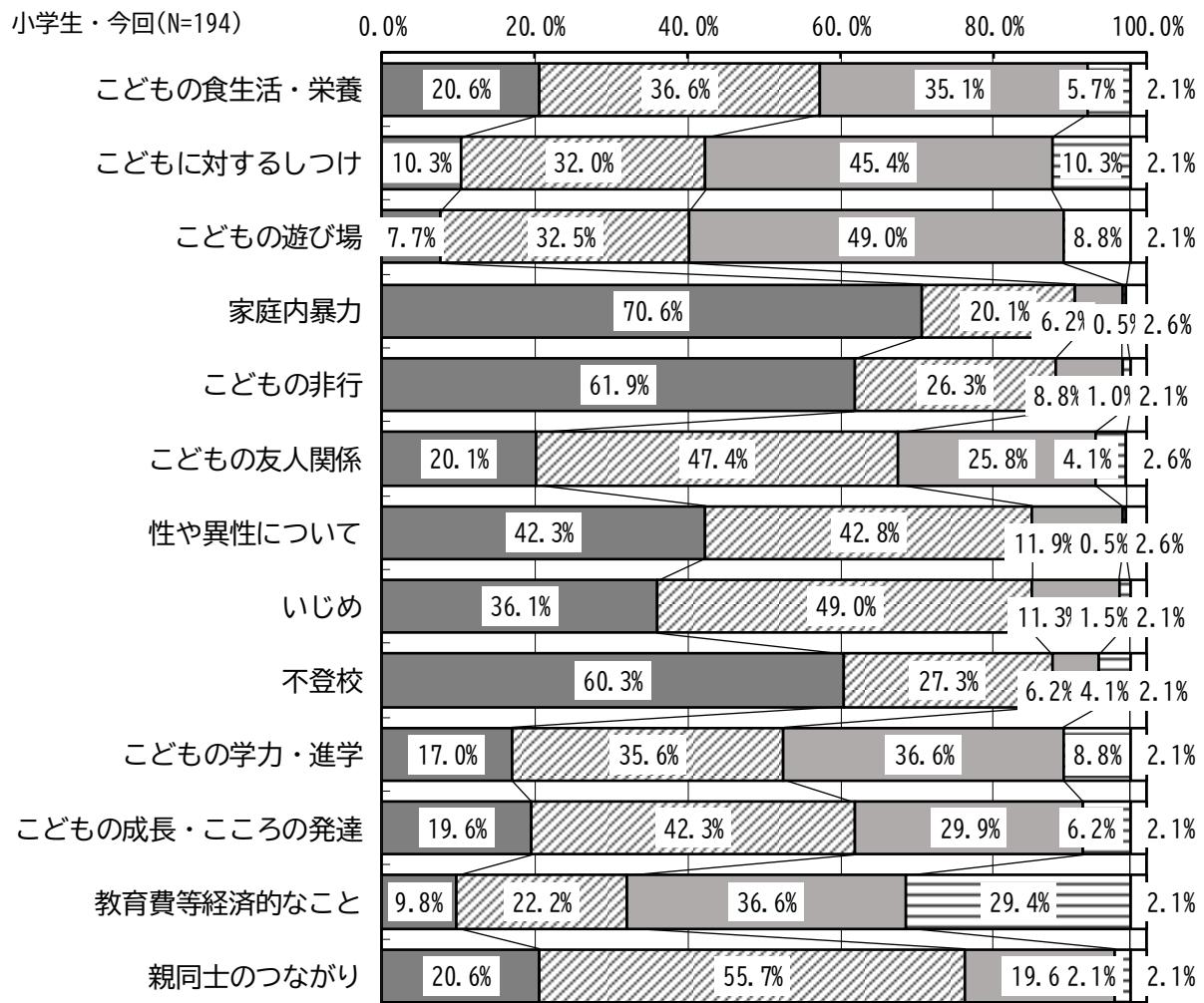
就学前児童について子育てに関する悩みの程度をみると、悩んでいる人（「少し悩んでいる」と「とても悩んでいる」の合計）は「子どもの食生活・栄養」（50.6%）が最も多い、次いで「子どもに対するしつけ」（48.3%）、「子どもの遊び場」（37.2%）となっています。

図表 憂みの程度(就学前児童)



小学生について子育てに関する悩みの程度をみると、悩んでいる人（「少し悩んでいる」と「とても悩んでいる」の合計）は、「教育費等経済的なこと」（66.0%）が最も多く、次いで「子どもの遊び場」（57.8%）、「子どもに対するしつけ」（55.7%）となっています。また、「教育費等経済的なこと」では「とても悩んでいる」が29.4%となっています。

図表 悩みの程度（小学生）



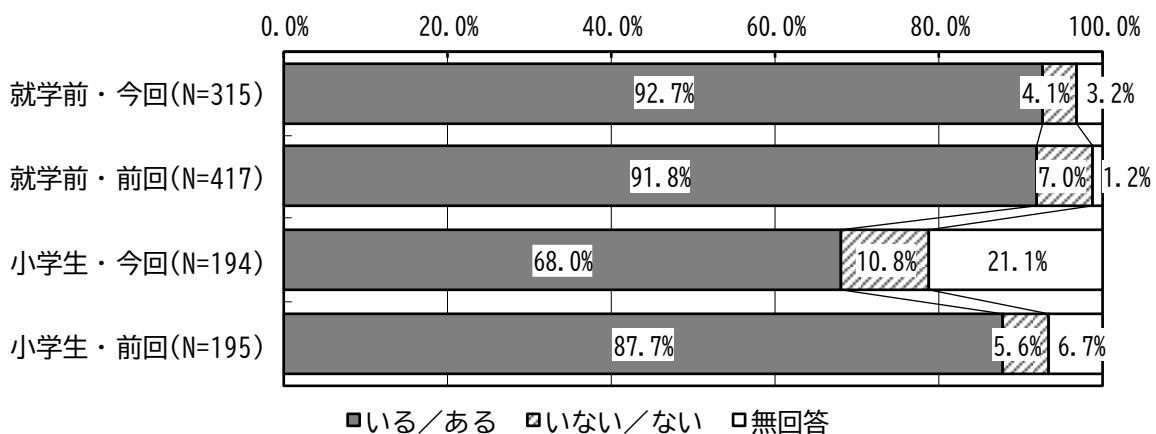
■全く悩んでいない□ほとんど悩んでいない□少し悩んでいる□とても悩んでいる□無回答

ウ. 子育てについて相談できる人・場所

子育てについて相談できる人・場所をみると、「いる/ある」は就学前児童が92.7%、小学生が68.0%となっています。

前回調査と比較すると、小学生では「いない/ない」が前回(5.6%)より5.2ポイント多くなっています。

図表 子育てについて相談できる人・場所

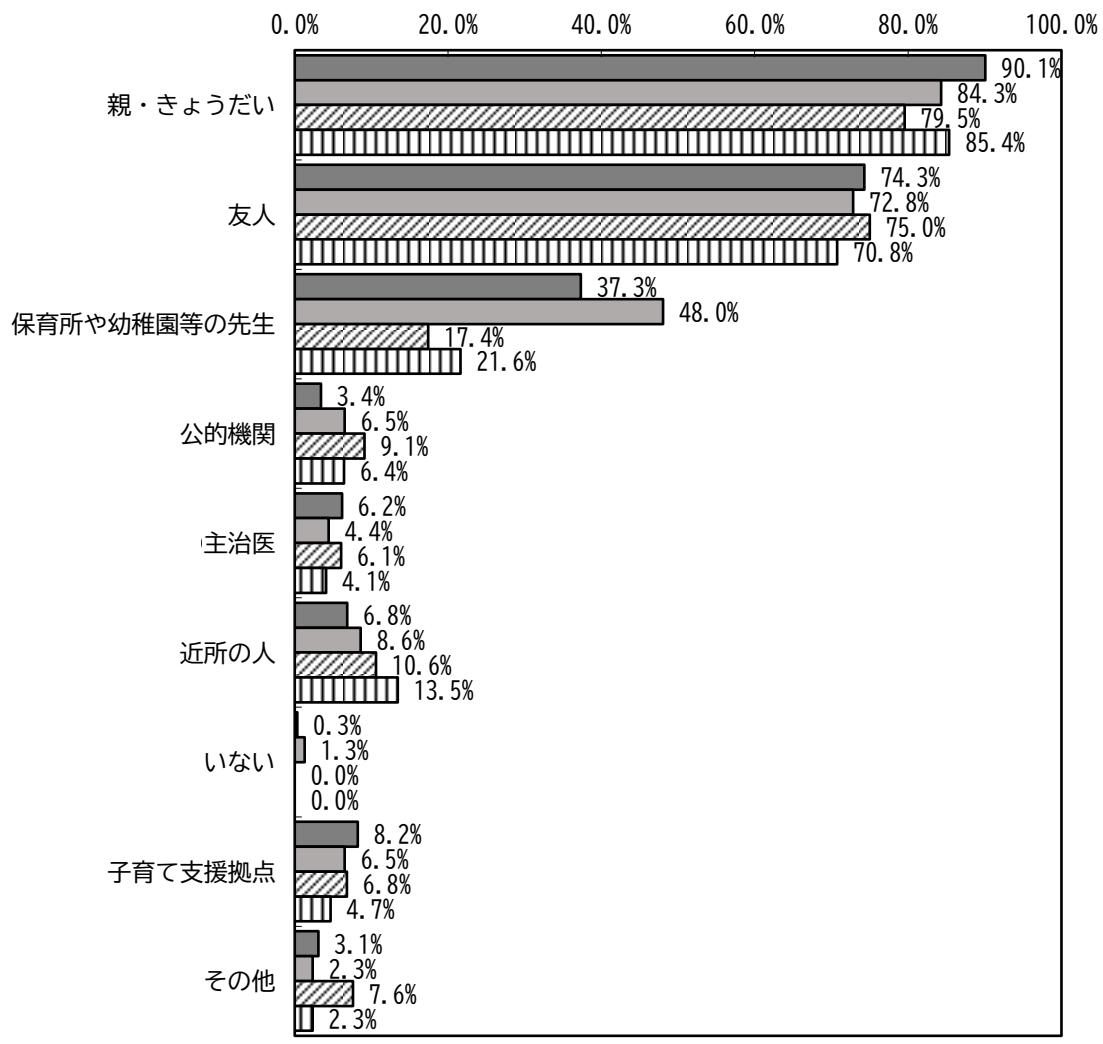


エ. 子育てで配偶者以外に相談できる相手

子育てについて相談できる人・場所が「いる/ある」と回答した人について、配偶者以外に相談できる相手をみると、就学前児童・小学生の家庭ともに「親・きょうだい」(90.1%、79.5%)が最も多く、次いで「友人」(74.3%、75.0%)となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童で「保育所や幼稚園等の先生」が前回(48.0%)より10ポイント以上少なくなっています。

図表 子育てで配偶者以外に相談できる相手



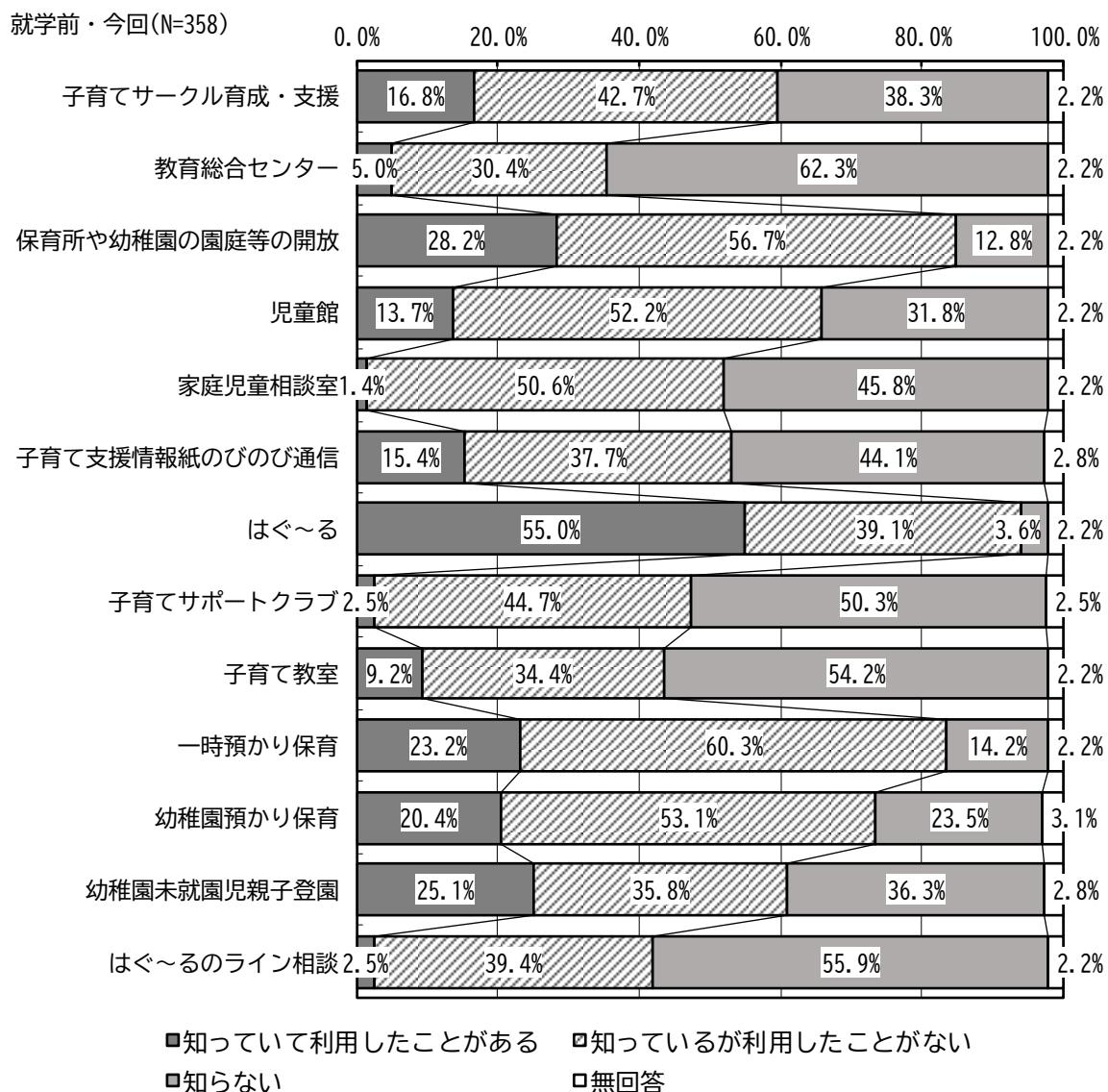
■就学前・今回(N=292) □就学前・前回(N=383) ▨小学生・今回(N=132) ▨小学生・前回(N=171)

③ 子育て支援サービス全体について

ア. 子育て支援サービスの認知度・利用状況

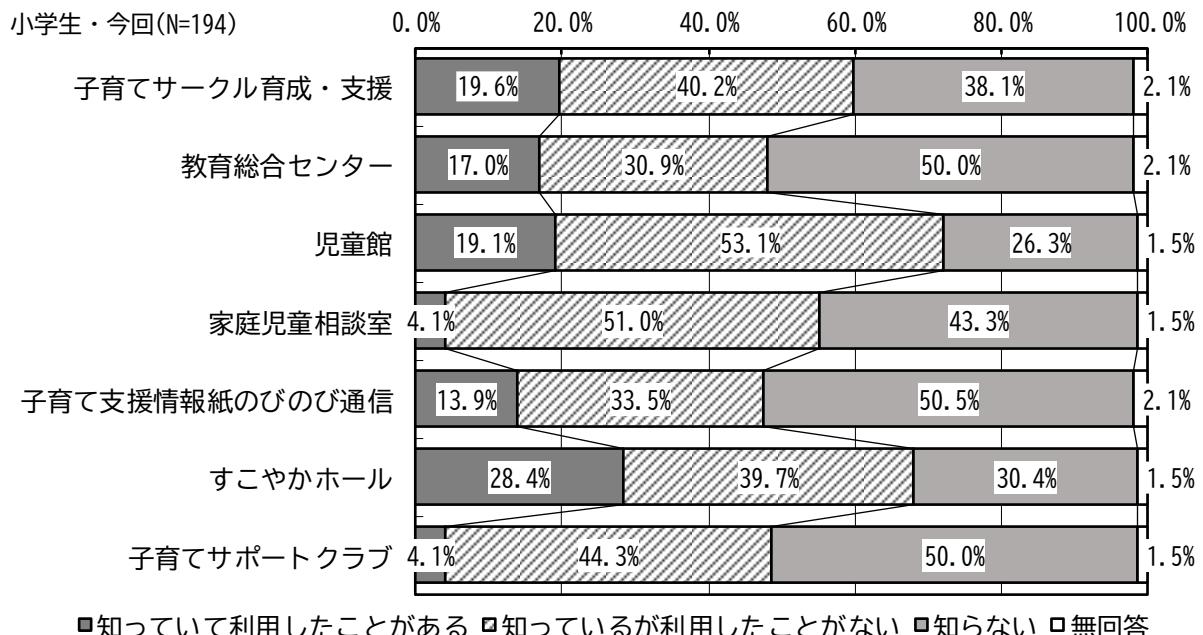
就学前児童について子育て支援サービスの認知度・利用状況をみると、「はぐ～る」では「知っていて利用したことがある」が55.0%で最も多く、それ以外の子育て支援サービスでは「知っているが利用したことがない」または「知らない」が最も多くなっています。なお、「教育総合センター」、「子育てサポートクラブ」、「子育て教室」、「はぐ～るのライン相談」は「知らない」が5割以上となっています。

図表 子育て支援サービスの認知度・利用状況(就学前児童)



小学生について子育て支援サービスの認知度・利用状況をみると、「子育てサークル育成・支援」、「児童館」、「家庭児童相談室」、「すこやかホール」では「知っているが利用したことがない」、「教育総合センター」、「子育て支援情報紙のびのび通信」、「子育てサポートクラブ」では「知らない」がそれぞれ最も多くなっています。また、「知っていて利用したことがある」が最も多いのは「すこやかホール」(28.4%)となっています。

図表 子育て支援サービスの認知度・利用状況(小学生)



■知っていて利用したことがある □知っているが利用したことがない □知らない □無回答

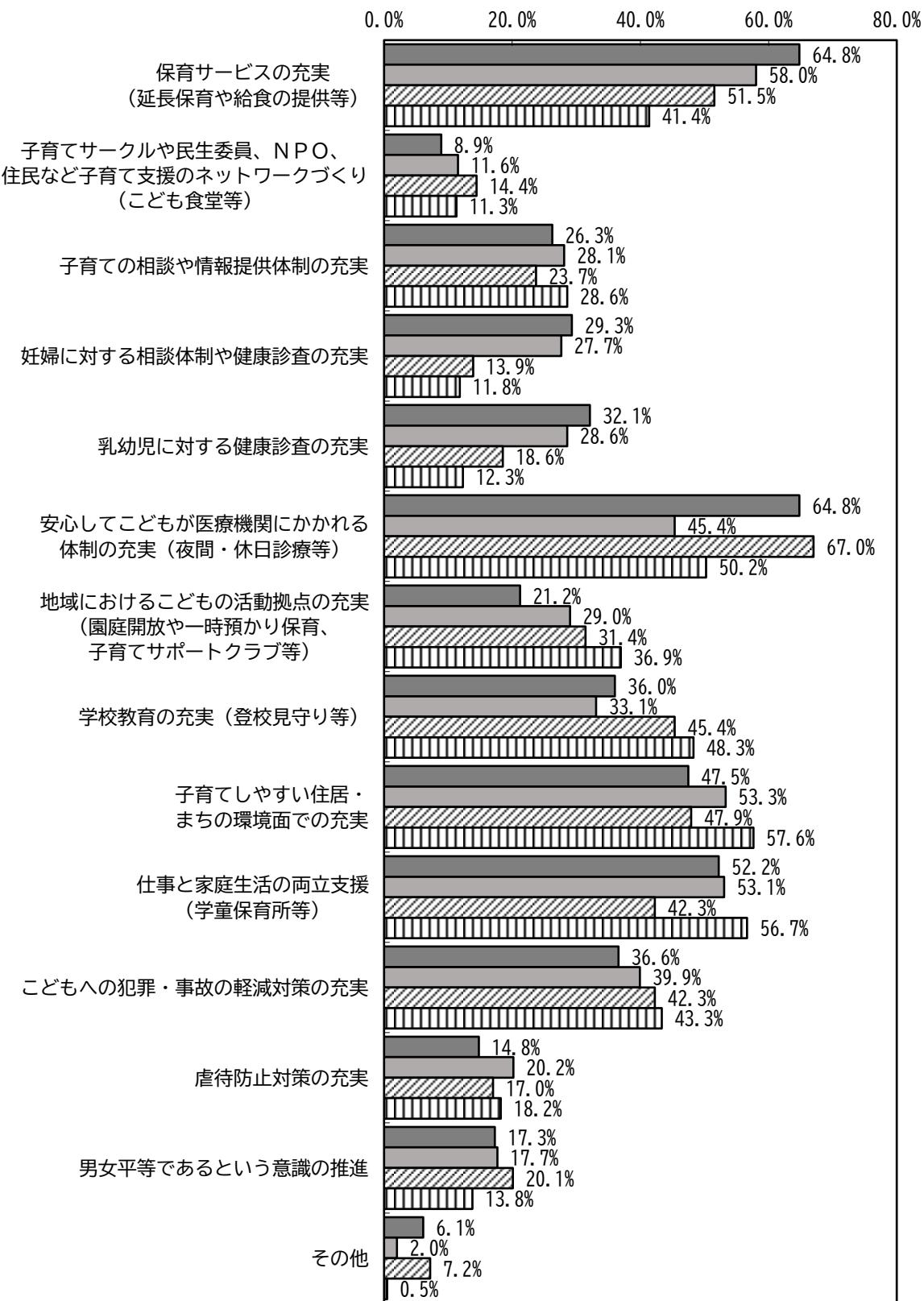
イ. 必要な子育て支援策

必要な子育て支援策をみると、就学前児童は「保育サービスの充実」と「安心してこどもが医療機関にかかる体制の充実(夜間・休日診療等)」(ともに 64.8%)が最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立支援(学童保育所等)」(52.2%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(47.5%)となっています。

小学生は「安心してこどもが医療機関にかかる体制の充実(夜間・休日診療等)」(67.0%)が最も多く、次いで「保育サービスの充実」(51.5%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(47.9%)となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童、小学生ともに「安心してこどもが医療機関にかかる体制の充実」は前回(45.4%、50.2%)より 15 ポイント以上多くなっています。また、小学生では「仕事と家庭生活の両立支援」が前回(56.7%)より 14.4 ポイント少なくなっています。

図表 必要な子育て支援策



■就学前・今回(N=358) □就学前・前回(N=441) ▨小学生・今回(N=194) ▨小学生・前回(N=203)

3 こども・若者アンケートの結果(調査結果概要)

I 調査の概要

1. 調査目的

天理市こども計画の策定にあたり、こどもや若者当事者のニーズを図るため、小学5年生、中学2年生、高校生を対象にアンケート調査を実施しました。

2. 調査方法

調査は小学生用、中学生用、高校生用のアンケートに分かれています。

図表 調査の概要

	こどもアンケート	若者アンケート
調査地域	天理市全域	
調査方法	アンケートの URL・QR コードを記したプリントを配布、インターネットによる回答	
調査期間	令和7年9月8日～令和7年9月 26 日	
抽出方法	市内公立小中学校	市内公立高校2校、市内私立高校1校
調査対象	小学5年生、中学2年生	高校生(1年生～3年生)
調査対象数	小学5年生 423、中学2年生 390	2,049
有効回収数	575 (小学5年生:412、中学2年生:163)	809
無効回収数	0	0
有効回収率	小学5年生:97.4%、中学2年生 41.8%	39.5%

3. 報告書の見方

- (1)集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがある。
- (2)複数の回答を依頼した設問では、比率の合計が100%とならない場合がある。
- (3)回答比率(%)は、その設問の回答者数を基数(N=Number of case)として算出している。
- (4)本文中の表などにおいて、選択肢が長い文章となる際に簡略化している場合がある。

II 調査結果の概要

1. こどもアンケート結果

➤ 学校に対する要望

約2割の児童・生徒が「学校の設備を直してほしい・変えてほしい」と思っており、その多くがトイレに関する意見でした。

➤ こどもの居場所

小学生 5.8%、中学生 4.3%の児童・生徒は、自宅や学校で安心して過ごせていません。また約 2 割の児童・生徒が、自宅や学校以外では「安心して過ごすことができない」と回答しました。

➤ 悩みや心配事の相談

悩みや心配事があるても、児童・生徒の約4人に1人は、「相談しない」または「相談できる相手がない」と回答しています。

➤ ヤングケアラーの状況

小学生 20.4%、中学生 16.6%の児童・生徒が、家族の世話をしています。その中には、少數ながら「宿題をする時間がない」(小学生 7.1%、中学生 11.1%)、「友だちと遊ぶことができない」(小学生 8.3%、中学生 7.4%)、「眠る時間が足りない」(小学生 8.3%、中学生 7.4%)と回答する児童・生徒が確認されました。

➤ こどもの意見の尊重

「こどもが意見を表明する権利」を「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答する小学生が 22.9%、中学生が 31.9%を占め、「知らなかった」と回答する小学生が 68.8%、中学生は 58.3%を占めました。また小学生の 12.6%と中学生の 20.9%は「大人はこどもの意見を大切にしているとあまり思わない」、小学生の 3.1%と中学生の 9.2%は「全然そう思わない」と回答しました。

2. 若者アンケート結果

➤ ヤングケアラーの状況

回答した高校生のうち 2.0%は「自分や兄弟、姉妹がヤングケアラーかもしれない」と、2.2%は「友達や友達の兄弟、姉妹がヤングケアラーかもしれない」と答えました。

III 調査結果

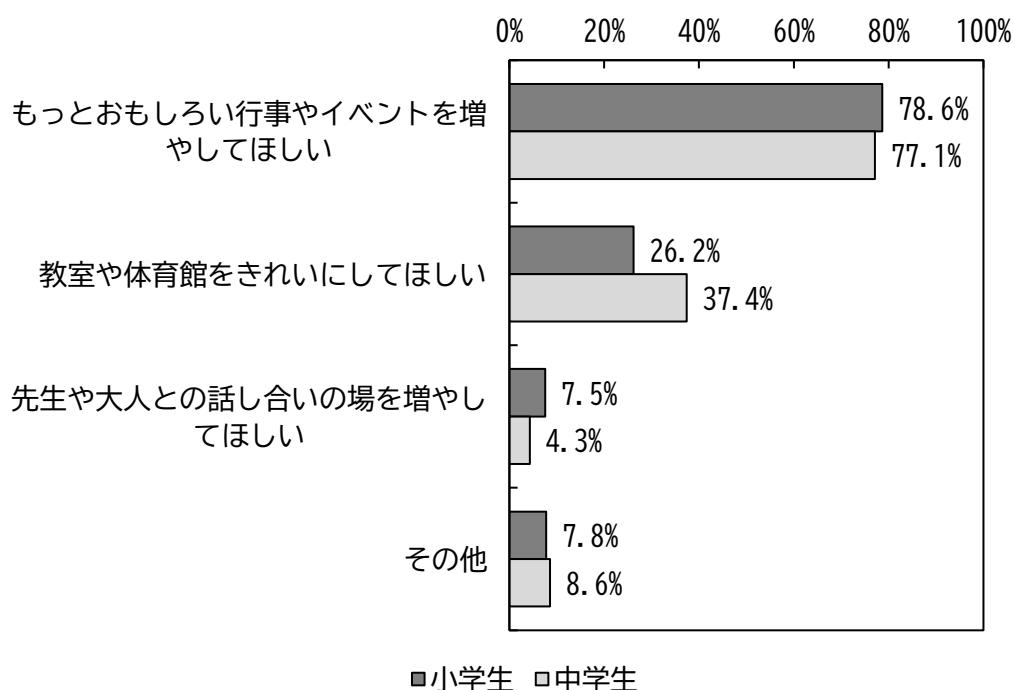
1. こどもアンケート結果

(1)学校に対する要望

学校で『もっとこうなつたらいいな』と感じることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「学校で『もっとこうなつたらいいな』と感じることは何ですか」の設問では、「もっとおもしろい行事やイベントを増やしてほしい」と回答した小学生が 78.6%、中学生が 77.1%と最多でした。次いで「教室や体育館をきれいにしてほしい」(小学生 26.2%、中学生 37.4%)、「先生や大人との話し合いの場を多くしてほしい」(小学生 7.5%、中学生 4.3%)の回答が多くなっています。その他の回答には、「休み時間に体育館で遊べるようにしてほしい」(小学生 1.0%)、「体育をもっと増やしてほしい」(小学生 0.5%)などがありました。

図表 学校に対する要望



図表 学校に対する要望

項目	小学生	中学生
もっとおもしろい行事やイベントを増やしてほしい	78.6%	77.1%
教室や体育館をきれいにしてほしい	26.2%	37.4%
先生や大人との話し合いの場を増やしてほしい	7.5%	4.3%
その他	7.8%	8.6%

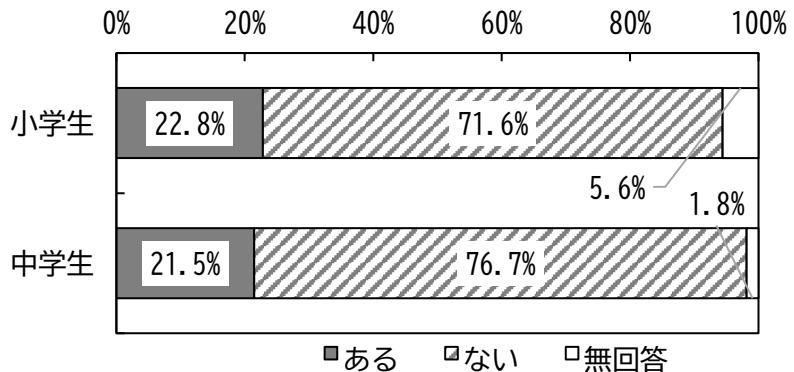
(2)学校の設備に対する要望の有無

【小学生】学校のしせつ(教室やトイレなど)で直してほしい・変えてほしいところはありますか。

【中学生】学校の施設(教室やトイレなど)で直してほしい・変えてほしいところはありますか。

「学校のしせつ・施設(教室やトイレなど)で直してほしい・変えてほしいところはありますか」という設問には、小学生の 22.8%が、中学生の 21.5%が「ある」と回答しました。

図表 学校の設備に対する要望の有無



図表 学校の設備に対する要望の有無

項目	小学生	中学生
ある	22.8%	21.5%
ない	71.6%	76.7%
無回答	5.6%	1.8%

(3)学校の設備に対する具体的な要望(自由記述)

(「ある」に○をつけた方) 直してほしい・変えてほしいところはどこですか。

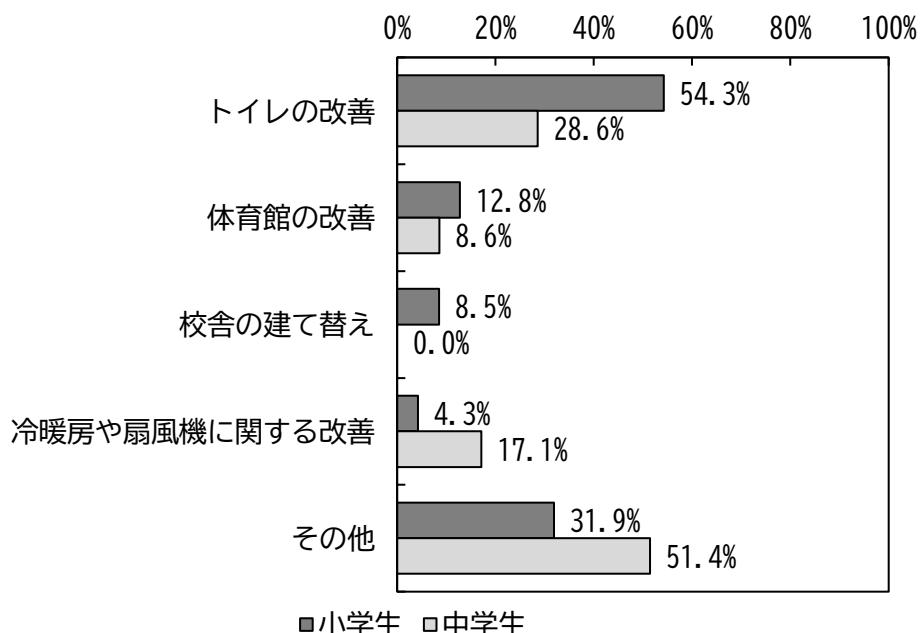
具体的な「直してほしい・変えてほしい点」の自由記述では、小学生から 76 件、中学生から 32 件の回答がありました。

最も多かったのが「トイレ」に関する意見で、小学生の回答者 54.3%、中学生の回答者 28.6%の意見がありました。その内容は、「トイレをきれいにしてほしい」、「トイレの数を増やしてほしい」、「和式トイレを洋式にしてほしい」、「トイレの匂いを改善してほしい」、「ウォシュレットを設置してほしい」、「トイレの入り口をドアにしてほしい」、「トイレのスリッパを増やしてほしい」など多様な意見がありました。

次いで、「体育館」に関する意見が、小学生の回答者 12.8%、中学生の回答者 8.6%からあり、その内容は、「体育館のトイレをきれいにしてほしい」、「体育館のトイレの数を増やしてほしい」など体育館の意見についてもトイレに関するものが多くありました。

また「校舎を建て替えてほしい」という意見が、小学生の回答者 8.5%、冷暖房や扇風機に関する意見が小学生の回答者 4.3%、中学生の回答者 17.1%（「更衣室に扇風機を設置してほしい」、「廊下に扇風機を設置してほしい」など）ありました。その他に関する意見が、小学生の回答者 31.9%、中学生の回答者 51.4%（「廊下に壁を設置してほしい」、「遊具を新しくしてほしい」、「教室を大きくしてほしい」など）ありました。

図表 学校の設備に対する要望の内容



図表 学校の設備に対する要望の内容

項目	小学生	中学生
トイレの改善	54.3%	28.6%
体育館の改善	12.8%	8.6%
校舎の建て替え	8.5%	0.0%
冷暖房や扇風機に関する改善	4.3%	17.1%
その他	31.9%	51.4%

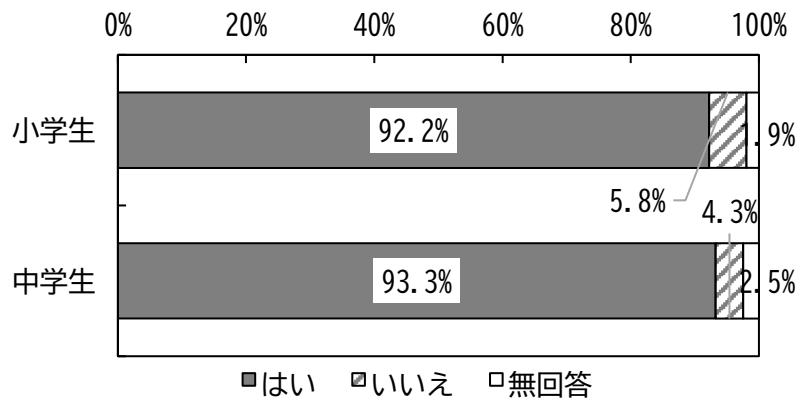
(4)自宅や学校の居心地

【小学生】家や学校は、ほっとしてすごすことができますか。

【中学生】家や学校は、安心してすごすことができますか。

自宅や学校で「ほっとしてすごすことができる」、「安心してすごすことができる」と回答した児童・生徒が90%以上を占める一方、小学生の5.8%と中学生の4.3%は「できない」と回答しました。

図表 自宅・学校で「ほっとしてすごすことができる」、「安心してすごすことができる」
児童・生徒



図表 自宅・学校で「ほっとしてすごすことができる」、「安心してすごすことができる」
児童・生徒

項目	小学生	中学生
はい	92.2%	93.3%
いいえ	5.8%	4.3%
無回答	1.9%	2.5%

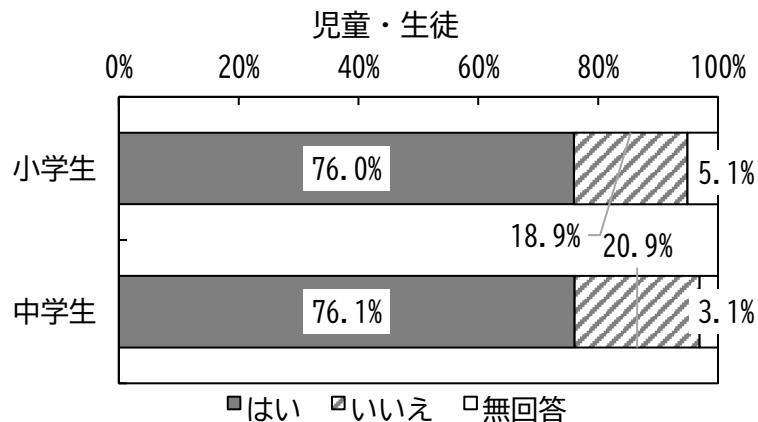
(5)自宅や学校以外の居場所の有無

【小学生】家や学校以外でも、ほっとしてすごすことができますか。

【中学生】家や学校以外でも、安心してすごすことができますか。

自宅や学校以外でも「ほっとしてすごすことができる」と回答した小学生は76.0%、中学生は76.1%にとどまり、約2割の児童・生徒は「できない」と回答しました。

図表 自宅・学校以外でも「ほっとしてすごすことができる」、「安心してすごすことができる」



図表 自宅・学校以外でも「ほっとしてすごすことができる」、「安心してすごすことができる」

児童・生徒

項目	小学生	中学生
はい	76.0%	76.1%
いいえ	18.9%	20.9%
無回答	5.1%	3.1%

(6)自宅や学校以外の具体的な居場所(自由記述)

【小学生】家や学校以外でほっとしてすごせる場所はある場合は、それはどこですか。

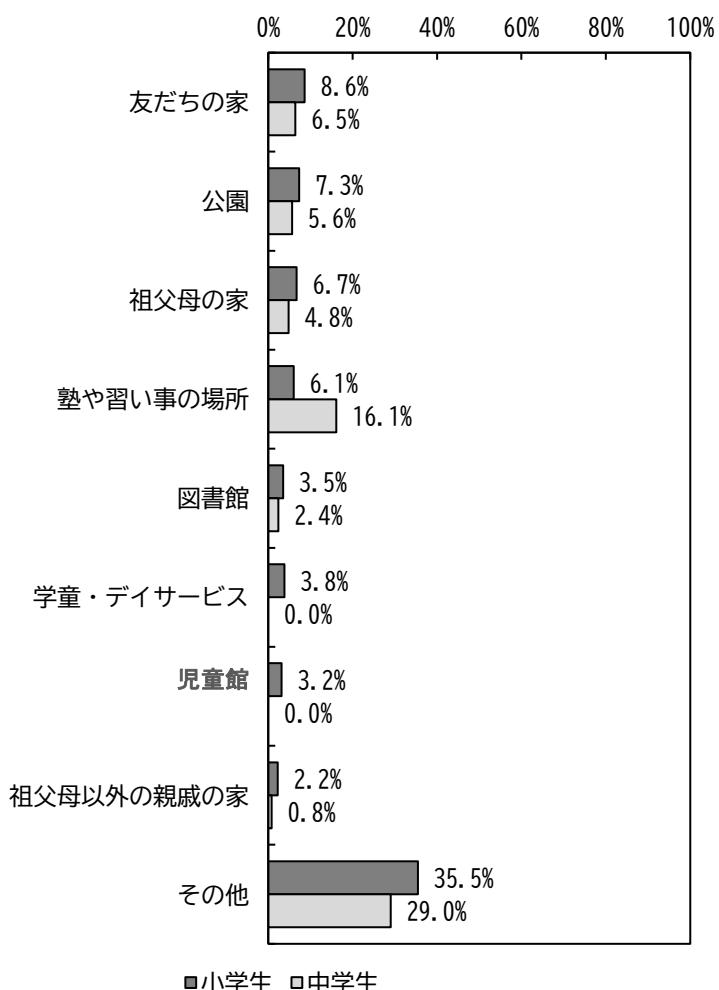
ない場合は、どんな場所があれば、ほっとしてすごすことができますか。

【中学生】家や学校以外で安心してすごせる場所はある場合は、それはどこですか。

ない場合は、どんな場所があれば、安心してすごすことができますか。

学校・自宅以外の「ほっとしてすごせる場所」、「安心してすごせる場所」の自由記述では、小学生 207 件、中学生 75 件の回答がありました。自由記述の内容を分類したところ、小学生では友だちの家(8.6%)、公園(7.3%)、祖父母の家(6.7%)、習い事の場所(6.1%)が多くを占め、中学生では塾や習い事の場所(16.1%)、友達の家(6.5%)、公園(5.6%)の順に多くなっています。また、家や学校以外にほっとしてすごせる場所・安心してすごせる場所がないと回答した生徒に対する「どんな場所があれば、ほっとして・安心してすごすことができるか」の自由記述では、小学生から 34 件、中学生から 9 件の多様な回答がありました。

図表 自宅・学校以外の「ほっとしてすごせる場所」、「安心してすごせる場所」



図表 自宅・学校以外の「ほっとしてすごせる場所」、「安心してすごせる場所」

項目	小学生	中学生
友だちの家	8.6%	6.5%
公園	7.3%	5.6%
祖父母の家	6.7%	4.8%
塾や習い事の場所	6.1%	16.1%
図書館	3.5%	2.4%
学童・デイサービス	3.8%	0.0%
児童館	3.2%	0.0%
祖父母以外の親戚の家	2.2%	0.8%
その他	35.5%	29.0%

図表 自宅・学校以外に「どんな場所があれば、ほっとして・安心してすごすことができるか」(一部抜粋)

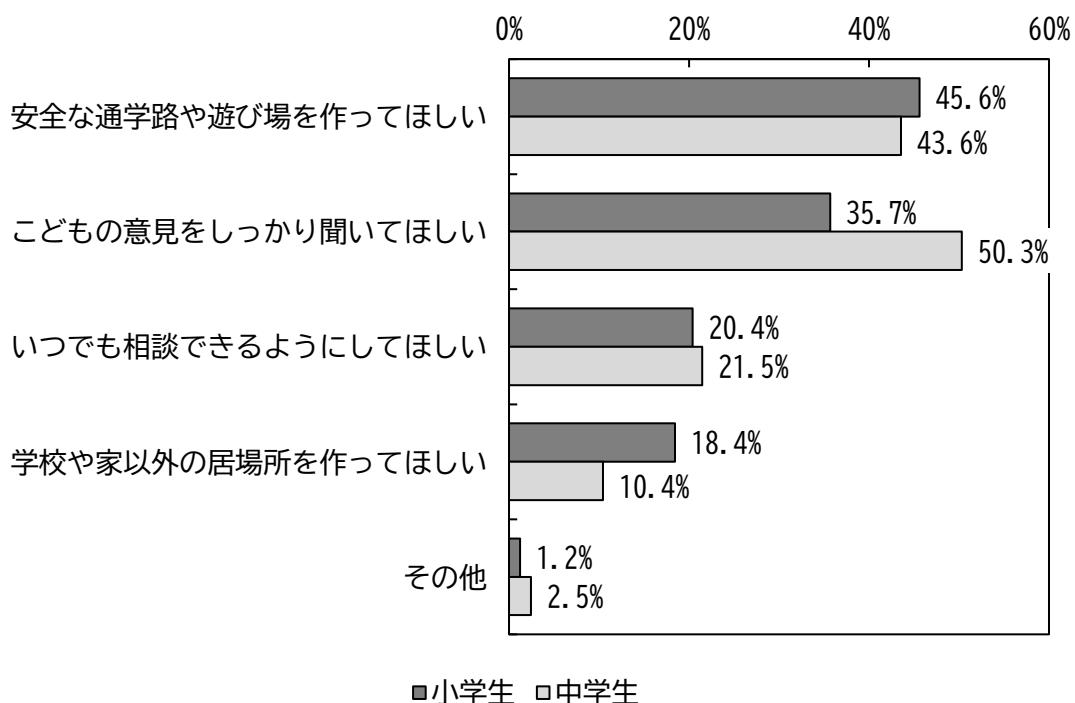
小学生の回答例(一部)
猫がいる所
怖い人が来たときにいつでも行けるところ
安心して相談ができるところ
あったかい場所
いい匂いがする部屋
ひとがいるところ
狭いスペース(屋根裏部屋とか)
でっかいふかふかの布団がある場所
友達と遊べる場所
安全で楽しい場所
ひなた
静かな部屋
でかい公園
うみ
中学生の回答例(一部)
見守ってくれる人がいる
自分のことをあまり否定されない場所
誰でも使える図書館を増やしてほしい
自由に体を動かせる場所
誰もいない一人だけの空間
安心できる場
静かすぎず騒がしすぎない場所

(7) 安心して過ごすために必要な支援

安心して過ごすために、大人にしてほしいことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「安心して過ごすために、大人にしてほしいこと」の設問では、小学生は「安全な通学路や遊び場を作つてほしい」(45.6%)という回答が最も多く、「子どもの意見をしっかり聞いてほしい」(35.7%)、「いつでも相談できるようにしてほしい」(20.4%)、「家族や家以外の居場所(いばしょ)を作つてほしい」(18.4%)の順に多くなっています。中学生は、「子どもの意見をしっかり聞いてほしい」(50.3%)が最も多く、「安全な通学路や遊び場を作つてほしい」(43.6%)、「いつでも相談できるようにしてほしい」(21.5%)、「学校や家以外の居場所を作つてほしい」(10.4%)の順に多くなっています。

図表 安心して過ごすために、大人にしてほしいこと



図表 安心して過ごすために、大人にしてほしいこと

項目	小学生	中学生
安全な通学路や遊び場を作つてほしい	45.6%	43.6%
子どもの意見をしっかり聞いてほしい	35.7%	50.3%
いつでも相談できるようにしてほしい	20.4%	21.5%
学校や家以外の居場所を作つてほしい	18.4%	10.4%
その他	1.2%	2.5%

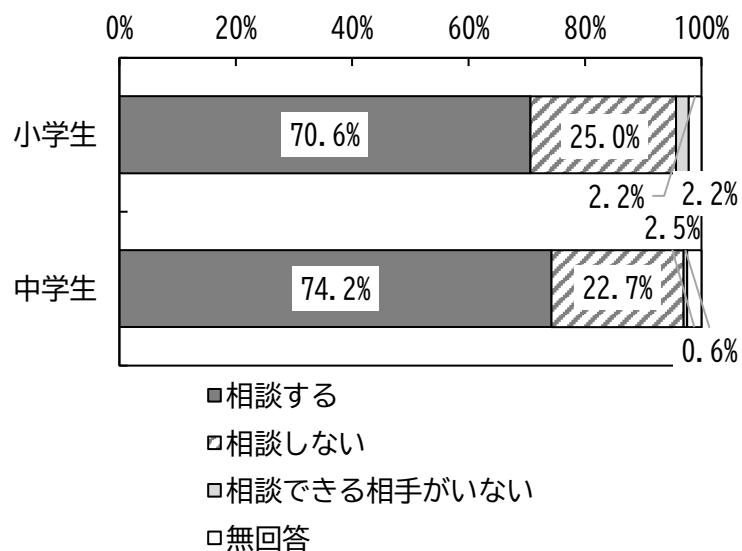
(8) 悩みや心配の相談に関する意向

【小学生】あなたは、なやんだり心配なことがあるときに、誰かに相談しますか。

【中学生】あなたは、悩んだり心配なことがあるときに、誰かに相談しますか。

「悩みや心配があったときに相談するか」の設問では、「相談する」と回答した小学生・中学生は、ともに約7割にとどまり、2割以上の生徒が「相談しない」と回答しました。また「相談できる相手がいない」の回答は、小学生2.2%、中学生0.6%からありました。

図表 悩みや心配があったときに相談するか



図表 悩みや心配があったときに相談するか

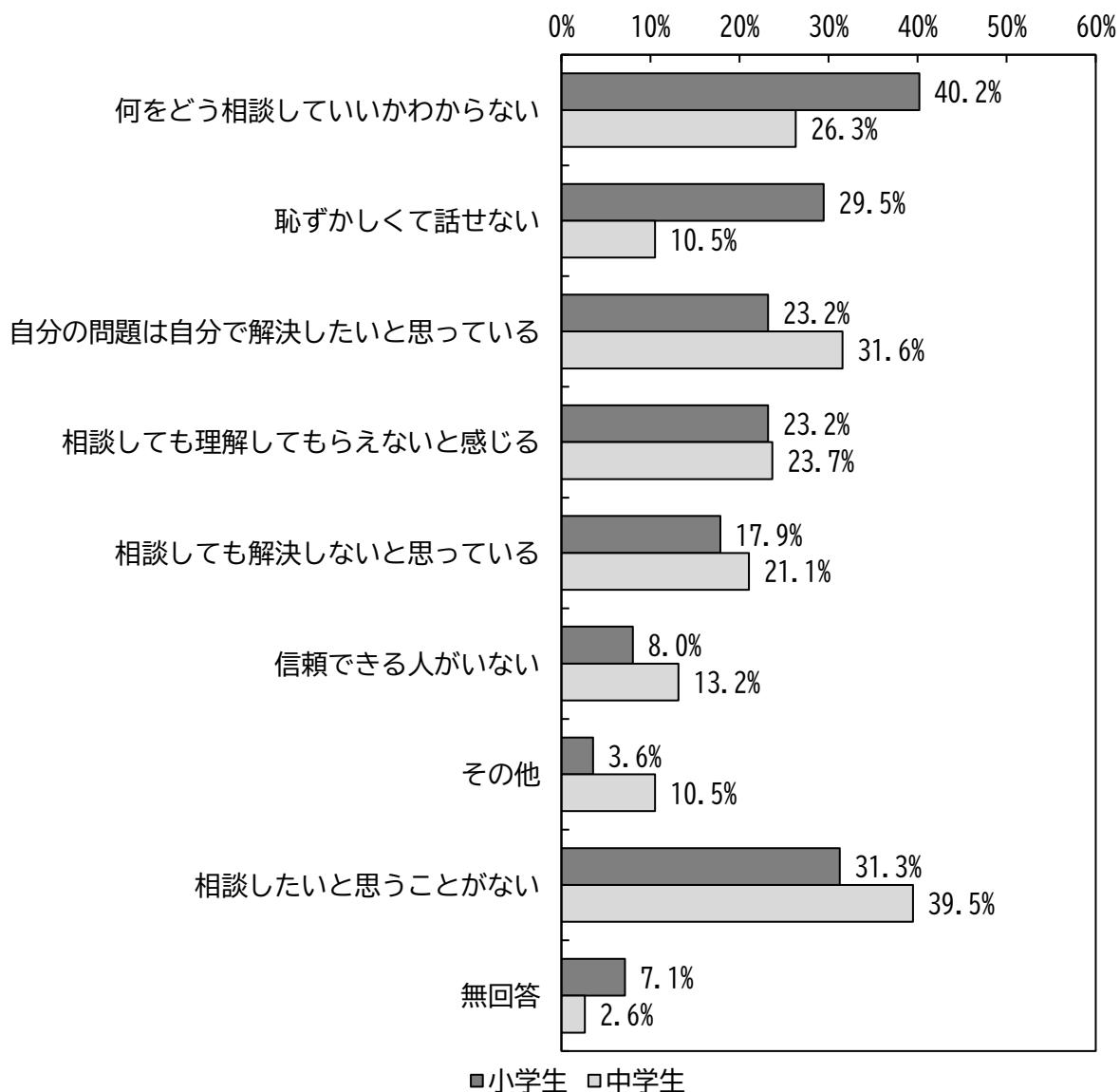
項目	小学生	中学生
相談する	70.6%	74.2%
相談しない	25.0%	22.7%
相談できる相手がいない	2.2%	0.6%
無回答	2.2%	2.5%

(9)「相談しない」「相談できる相手がいない」理由

(「相談しない」、「相談できる相手がいない」に○をつけた方) その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

「相談しない」「相談できる相手がいない」と回答した理由には、「相談したいと思うことがない」が小学生・中学生とも多く(小学生 31.3%、中学生 39.5%)を占めたものの、「何をどう相談していいかわからない」(小学生 40.2%、中学生 26.3%)、「恥ずかしくて話せない」(小学生 29.5%、中学生 10.5%)、「相談してもわかってもらえないと感じる・相談しても理解してもらえないと感じる」(小学生 23.2%、中学生 23.7%)、「自分の困りごとは自分で解決したいと思っている・自分の問題は自分で解決したいと思っている」(小学生 23.2%・中学生 31.6%)、「相談しても解決しないと思っている」(小学生 17.9%、中学生 21.1%)、「信用できる人がいない・信頼できる人がいない」(小学生 8.0%、中学生 13.2%)とする回答がありました。。

図表 「相談しない」「相談できる相手がいない」理由



図表 「相談しない」「相談できる相手がいない」理由

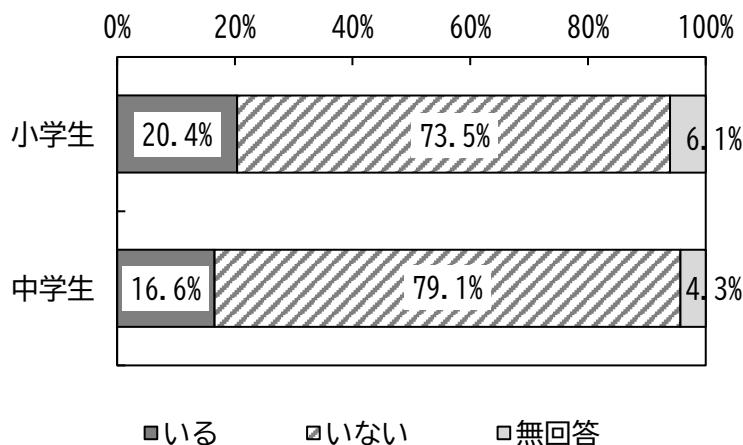
項目	小学生	中学生
何をどう相談していいかわからない	40.2%	26.3%
恥ずかしくて話せない	29.5%	10.5%
自分の問題は自分で解決したいと思っている	23.2%	31.6%
相談しても理解してもらえない感じる	23.2%	23.7%
相談しても解決しないと思っている	17.9%	21.1%
信頼できる人がいない	8.0%	13.2%
その他	3.6%	10.5%
相談したいと思うことがない	31.3%	39.5%
無回答	7.1%	2.6%

(10)自分が世話をしている家族の有無

家族の中にお世話をしている人はいますか。

「家族の中にお世話をしている人はいますか」の設問には、小学生 20.4%、中学生 16.6%が「いる」と回答しました。

図表 自分が世話をしている家族の有無



図表 自分が世話をしている家族の有無

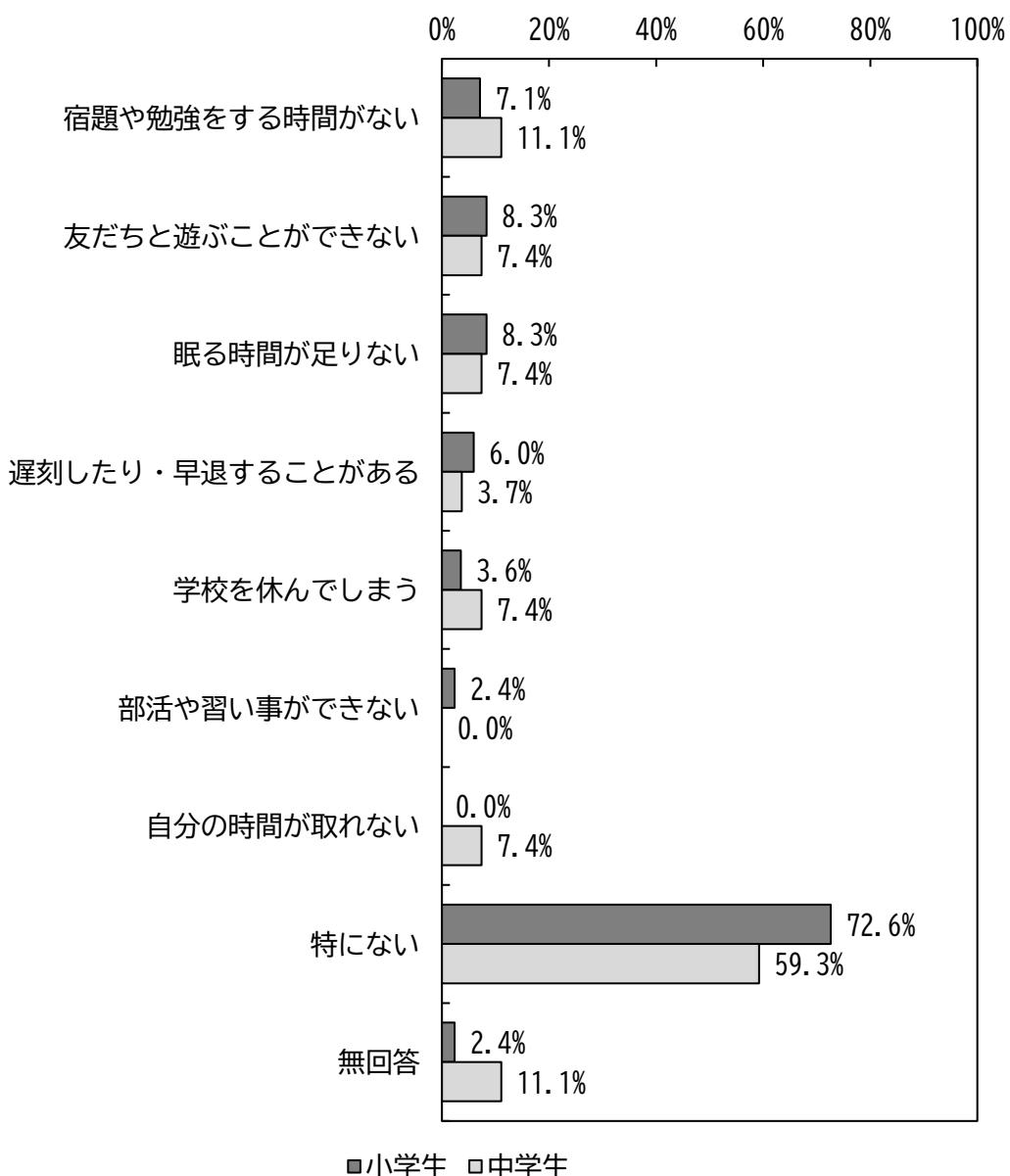
項目	小学生	中学生
いる	20.4%	16.6%
いない	73.5%	79.1%
無回答	6.1%	4.3%

(11)家族の世話によって経験したことがあること

(「いる」に○をつけた方) お世話をしていることで、以下のような経験をしたことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「家族の中にあなたがお世話をしている人がいる」と回答した生徒に対して、「世話をすることによって経験したことがあること」の設問では、「特ない」という回答が小学生では 72.6%、中学生では 59.3%を占めたものの、「宿題をする時間がない」(小学生 7.1%、中学生 11.1%)、「友だちと遊ぶことができない」(小学生 8.3%、中学生 7.4%)、「眠る時間が足りない」(小学生 8.3%、中学生 7.4%)、「遅刻したり・早退することがある」(小学生 6.0%、中学生 3.7%)、「学校を休んでしまう」(小学生 3.6%、中学生 7.4%)、部活や習い事ができない(小学生 2.4%、中学生 0.0%)、自分の時間が取れない(小学生 0.0%、中学生 7.4%)など回答する生徒もいました。

図表 家族の世話によって経験したことがあること



図表 家族の世話によって経験したことがあること

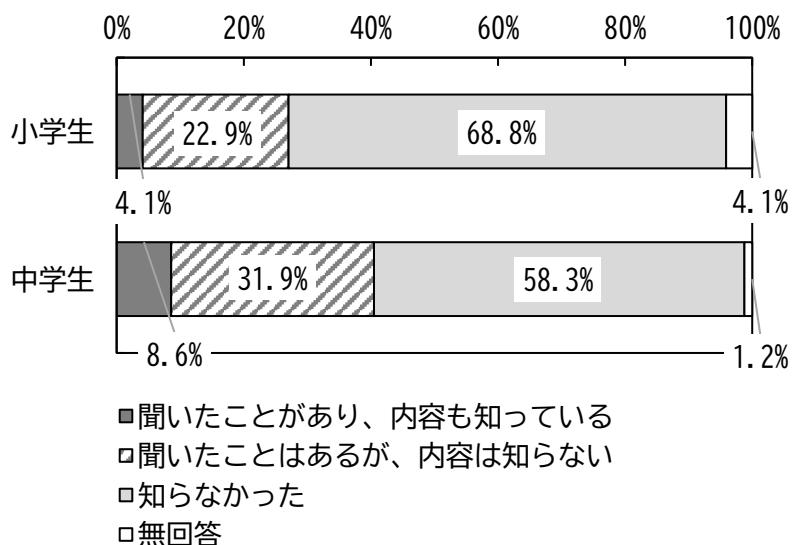
項目	小学生	中学生
宿題や勉強をする時間がない	7.1%	11.1%
友だちと遊ぶことができない	8.3%	7.4%
眠る時間が足りない	8.3%	7.4%
遅刻したり・早退することがある	6.0%	3.7%
学校を休んでしまう	3.6%	7.4%
部活や習い事ができない	2.4%	0.0%
自分の時間が取れない	0.0%	7.4%
特にない	72.6%	59.3%
無回答	2.4%	11.1%

(12)「子どもが意見を表明する権利」の認知度

子どもが意見を表明する権利について知っていますか。

「子どもが意見を表明する権利」の設問では、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した小学生は 4.1%、中学生は 8.6% にとどまりました。一方、小学生の 22.9%、中学生の 31.9% は「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答し、小学生の 68.8%、中学生の 58.3% は「知らなかつた」と回答しました。

図表 「子どもが意見を表明する権利」の認知度



図表 「子どもが意見を表明する権利」の認知度

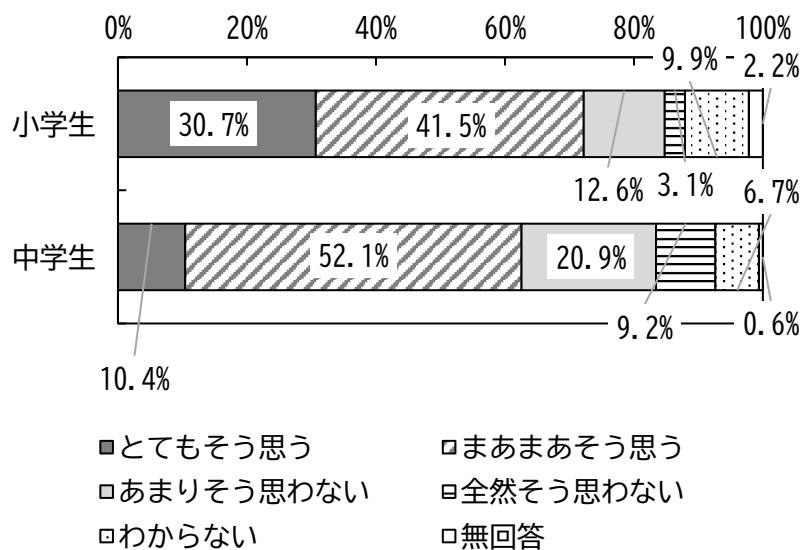
項目	小学生	中学生
聞いたことがあり、内容も知っている	4.1%	8.6%
聞いたことはあるが、内容は知らない	22.9%	31.9%
知らなかつた	68.8%	58.3%
無回答	4.1%	1.2%

(13)「大人は子どもの意見を大切にしている」と思う児童

あなたは、「大人は子どもの意見を大切にしている」と感じますか。

「大人は子どもの意見を大切にしていると思うか」の設問では、「とてもそう思う」と回答した小学生が30.7%、中学生が10.4%を占め、「まあまあそう思う」と回答した小学生が41.5%、中学生が52.1%を占めています。7割以上の小学生と6割以上の中学生は「子どもの意見が大切にされている」と感じている一方、12.6%の小学生と20.9%の中学生は「あまりそう思わない」と回答し、3.1%の小学生と9.2%の中学生は「全然そう思わない」と回答しました。

図表 「大人は子どもの意見を大切にしている」と思う児童



図表 「大人は子どもの意見を大切にしている」と思う児童

項目	小学生	中学生
とてもそう思う	30.7%	10.4%
まあまあそう思う	41.5%	52.1%
あまりそう思わない	12.6%	20.9%
全然そう思わない	3.1%	9.2%
わからない	9.9%	6.7%
無回答	2.2%	0.6%

(14)意見を伝えやすくするために必要なこと(自由記述)

あなたが意見を伝えやすくするためには何が必要ですか。

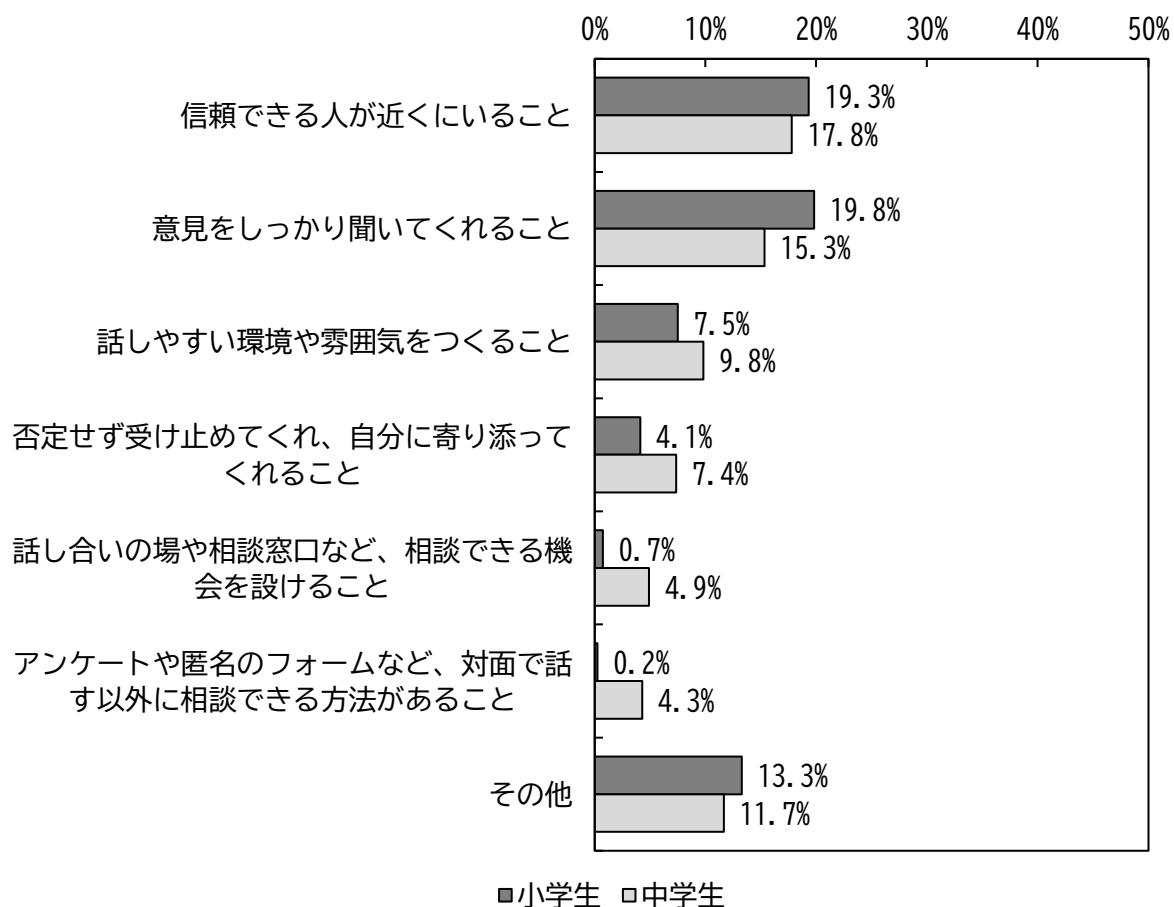
「あなたが意見を伝えやすくするためには何が必要ですか」という設問に関する自由意見では、小学生260件、中学生113件の回答がありました。

自由記述の意見を分類したところ、「信頼できる人が近くにいる」という意見が最も多く、小学生19.3%、中学生17.8%が回答しました(「自分のことを信用してくれて、悩みを打ち明けやすい人が近くにいる」、「親が近くにいてくれる」など)。次いで、「意見をしっかり聞いてくれること」という意見を、小学生19.8%、中学生15.3%が回答しました(「意見を最後まで聞いてくれる」など)。

「話しやすい環境や雰囲気をつくること」という意見を、小学生7.5%、中学生9.8%が回答しました(「静かにする」、「みんなが頷いたりしながら自分の話を聞いてくれる」、「1人でいる」など)。「否定せず受け止めてくれ、自分に寄り添ってくれること」という意見を、小学生4.1%、中学生7.4%が回答しました(「大人が子供の意見を反論などと捉えて怒って怒鳴るなどしないこと」、「悩みを真剣に考えてくれる人がいること」など)。

また「話し合いの場や相談窓口など、相談できる機会を設けること」という意見が、小学生の0.7%、中学生4.9%からあったほか、「アンケートや匿名のフォームなど、対面で話す以外に相談できる方法があること」という意見を、小学生0.2%、中学生4.3%が回答しました。その他の意見には、「説明が下手でも理解してくれること」などの回答がありました。

図表 意見を伝えやすくするために必要なこと



図表 意見を伝えやすくするために必要なこと

項目	小学生	中学生
信頼できる人が近くにいること	19.3%	17.8%
意見をしっかり聞いてくれること	19.8%	15.3%
話しやすい環境や雰囲気をつくること	7.5%	9.8%
否定せず受け止めてくれ、自分に寄り添ってくれること	4.1%	7.4%
話し合いの場や相談窓口など、相談できる機会を設けること	0.7%	4.9%
アンケートや匿名のフォームなど、対面で話す以外に相談できる方法があること	0.2%	4.3%
その他	13.3%	11.7%

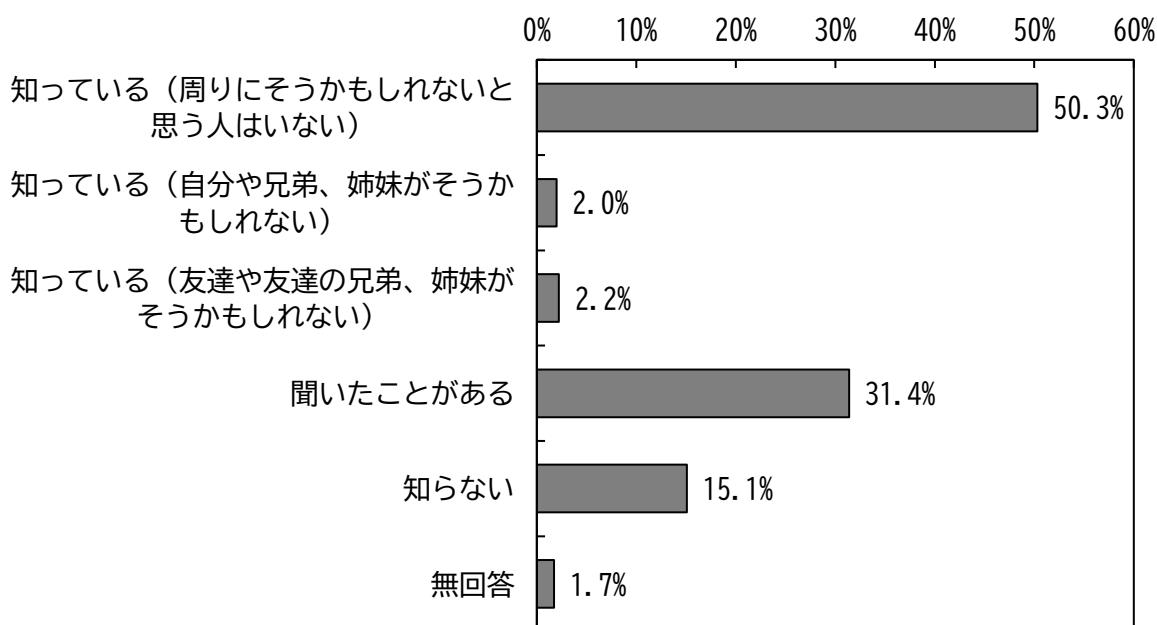
2. 若者アンケート結果

(1) ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

「ヤングケアラー」についての設問では、「知らない」と回答した生徒は15.1%であり、54.5%が「知っている」、31.4%が「聞いたことがある」と回答しました。2.0%は「自分や兄弟、姉妹がそうかもしれない」と回答し、2.2%は「友達や友達の兄弟、姉妹がそうかもしれない」と回答しました。なお、複数の意見が書かれている場合は、それに計上しているため、各項目の値の合計値は100%になりません。

図表 「ヤングケアラー」の認知状況



図表 「ヤングケアラー」の認知状況

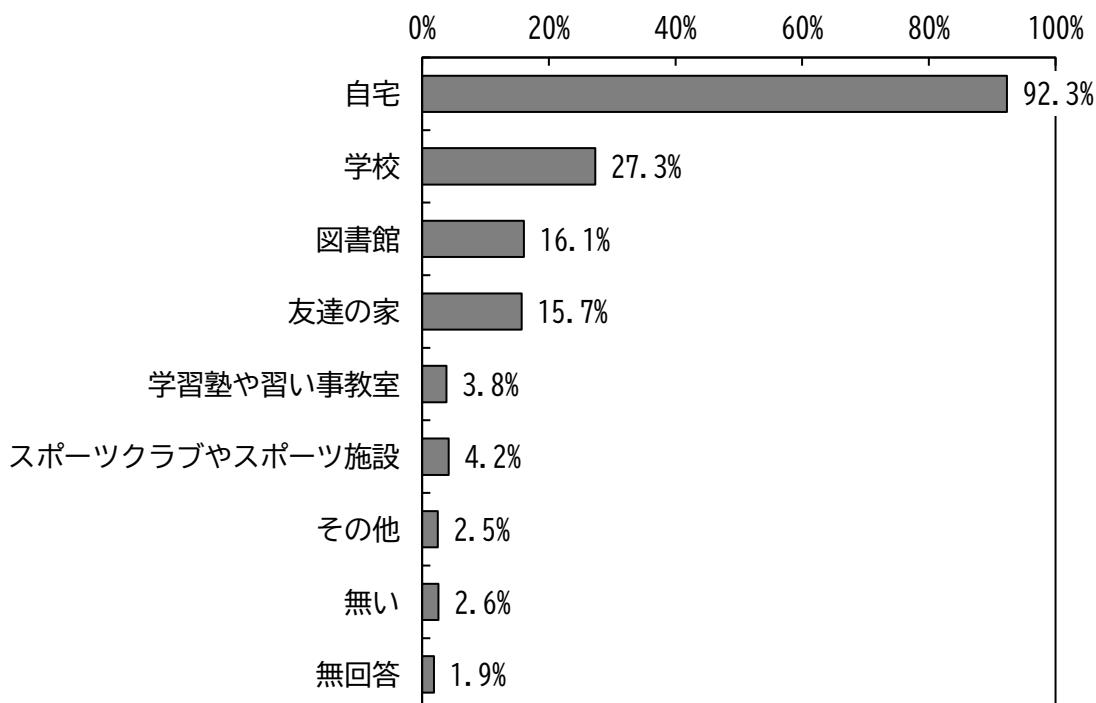
項目	高校生
知っている(周りにそうかもしれないと思う人はいない)	50.3%
知っている(自分や兄弟、姉妹がそうかもしれない)	2.0%
知っている(友達や友達の兄弟、姉妹がそうかもしれない)	2.2%
聞いたことがある	31.4%
知らない	15.1%
無回答	1.7%

(2)居場所について

安心して過ごすことができる場所はどこですか。(あてはまるものすべてに○)

安心して過ごすことができる場所についての設問では、「自宅」という回答が最多で、92.3%にのぼりました。次いで、「学校」(27.3%)、「図書館」(16.1%)、「友達の家」(15.7%)の順に多くなっており、「無い」の回答も2.6%ありました。なお、複数の意見が書かれている場合は、それぞれに計上しているため、各項目の値の合計値は100%になりません。

図表 安心して過ごすことができる場所



図表 安心して過ごすことができる場所

項目	高校生
自宅	92.3%
学校	27.3%
図書館	16.1%
友達の家	15.7%
学習塾や習い事教室	3.8%
スポーツクラブやスポーツ施設	4.2%
その他	2.5%
無い	2.6%
無回答	1.9%

4 天理市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

(1) 幼児期の学校教育・保育の需給状況

子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性や子どもの年齢に応じて、3つの認定区分が設けられています。

1号認定(教育標準時間認定)は、満3歳以上の就学前の子どもで、保育の必要性がない場合に該当します。主に幼稚園や認定こども園を利用し、教育を目的とした利用となります。2号認定(満3歳以上・保育認定)は、満3歳以上の就学前の子どもで、保育の必要性がある場合に該当します。保育所や認定こども園等を利用でき、保護者の就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動などの理由で保育が必要な場合に認定されます。3号認定(満3歳未満・保育認定)は、満3歳未満の子どもで、保育の必要性がある場合に該当します。保育所、認定こども園のほか、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育などの地域型保育事業も利用できます。

表 保育の必要性の認定状況

上段:計画値、下段:実績値

		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
① 1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	人	523	480	468	305	273	
		578	591	472	452	423	
② 2号認定 (共働きであるが幼稚園利用のみの家庭)	人	138	135	132	17	15	
		37	24	47	36	28	
③ 2号認定 (認定こども園及び保育所)	人	783	797	780	763	756	
		788	734	720	726	687	
④ 3号認定 (認定こども園及び保育所 + 地域型保育)	0歳	人	275	269	262	160	160
			247	157	133	156	133
	1・2歳	人	565	578	586	575	562
			595	461	460	472	457

*各年度3月31日現在。

資料:天理市幼保こども園課

(2)保育所(園)の需給状況

保育所(園)の入所児童数と入所率の推移をみると、市立保育所(園)は令和元年度をピークに年々低下しており、令和6年度では 78.5%となっています。私立保育所(園)は増減が見られますが、令和6年度では 91.3%となっています。

表 保育所(園)の入所児童数と入所率の推移

		単位	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
市立	入所児童数	人	586	549	509	540	520	489
	定員	人	580	580	580	623	623	623
	入所率	%	101.0	94.7	87.8	86.7	83.5	78.5
私立	入所児童数	人	826	820	846	809	845	813
	定員	人	826	826	826	826	920	890
	入所率	%	100.0	99.3	102.4	98.0	91.8	91.3

資料:天理市幼保こども園課

認可保育所

国が定める設置基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの。

〈中央保育所、北保育所、嘉幡保育所、朝和保育園、柳本保育園、ひまわり保育園、ニチイキッズ天理川原城保育園〉

認定こども園

保育所(園)と幼稚園が一体化して、保育所(園)と幼稚園の両方の機能をあわせ持った施設。保育所に通うこどもと、幼稚園に通うこどもが一体的に、教育・保育を受けます。

〈前栽こども園、丹波市南こども園、やまだこども園、天理認定こども園カレス学園、天理認定こども園前栽学園、天理こだま認定こども園〉

認可外保育施設

園庭の広さなど様々な設置基準の関係で、国の認可を受けていない保育施設。

〈天理教婦人会天理託児所、憩の家めばえ託児所、高井病院託児所、花音保育園、森のようちえん ウィズ・ナチュラ、おうち保育所 ohana〉

小規模保育事業所

主に0～2歳のこどもを対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設です。

〈すくすく KIDS 広場、天理すこやか保育園、ニ

チイキッズ天理別所保育園〉

保育所(園)別の入所児童数と入所率の推移をみると、市立保育所(園)では、やまだこども園を除く各園で、令和2年度まで入所率が100%を超えていましたが、令和6年度では全ての園で100%を下回っています。一方、私立保育所(園)では、令和3年度では入所率が100%を超える保育所(園)が多いですが、令和4年度以降は100%を超える保育所(園)は減少傾向にあります。

表 保育所(園)別の入所児童数の推移

		単位	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
市立	中央	人	167	160	160	156	140	132
	北	人	126	113	108	100	100	89
	嘉幡	人	120	109	99	88	85	77
	丹波市南こども園	人	163	158	139	124	119	108
	前栽こども園	人	-	-	-	66	69	75
	やまだこども園	人	10	9	3	6	7	8
私立	朝和	人	162	156	159	155	147	144
	ひまわり	人	170	172	171	169	168	166
	柳本	人	150	146	152	147	135	124
	ニチイキッズ川原城	人	-	-	-	-	49	70
	カレス学園	人	128	127	130	116	105	74
	前栽学園	人	170	171	186	175	163	150
	こだま認定こども園	人	-	-	-	-	30	37
	すくすくKIDS	人	9	9	9	8	10	10
	天理すこやか	人	19	19	19	19	18	18
	ニチイキッズ別所	人	18	20	20	20	20	20

*各年度3月1日現在。

*北保育所については、令和7年4月より柳本幼稚園と統合し、柳本北こども園として運営しています。

資料:天理市幼保こども園課

表 保育所(園)別の入所率の推移

		単位	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
市立	中央	%	104.4	100.4	100.0	97.5	87.5	82.5
	北	%	114.5	102.8	98.2	90.9	90.9	80.9
	嘉幡	%	120.0	109.0	99.0	88.0	85.0	77.0
	丹波市南こども園	%	108.7	105.7	92.7	106.0	101.7	92.3
	前栽こども園	%	-	-	-	86.8	90.8	98.7
	やまだこども園	%	16.7	15.0	5.0	10.0	11.7	13.3
私立	朝和	%	111.7	109.8	109.7	106.9	98.7	96.6
	ひまわり	%	100.0	102.4	100.6	99.4	98.8	97.6
	柳本	%	100.0	98.7	101.3	98.0	90.0	103.3
	ニチイキッズ川原城	%	-	-	-	-	54.4	77.8
	カレス学園	%	112.3	112.1	114.0	101.8	92.1	64.9
	前栽学園	%	85.0	88.5	93.0	87.5	90.6	83.3
	こだま認定こども園	%	-	-	-	-	150.0	185.0
	すくすくKIDS	%	100.0	89.9	100.0	88.9	111.1	111.0
	天理すこやか	%	100.0	100.0	100.0	100.0	94.7	94.7
	ニチイキッズ別所	%	94.7	96.7	105.3	105.3	105.3	105.3

*各年度3月1日現在。

資料:天理市幼保こども園課

(3) 幼稚園の需給状況

市立幼稚園の在籍園児数と充足率の推移をみると、在籍園児数が令和4年度から減少し、収容可能人数も減少しており、収容可能人数に対する充足率は令和元年度以降、30.8%～36.9%で推移しています。

表 市立幼稚園の在籍園児数と充足率の推移

		単位	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度
市立	在籍園児数	人	557	525	561	472	453	394
	収容可能人数	人	1,605	1,605	1,605	1,280	1,280	1,280
	収容可能人数に に対する充足率	%	34.7	32.7	35.0	36.9	35.4	30.8

*各年5月1日現在。

資料:天理市幼保こども園課

幼稚園（通常の就園時間）

満3歳から小学校就学までの幼児を対象とした教育施設。

幼稚園別の在籍園児数の推移をみると、前栽幼稚園(前栽こども園)、二階堂幼稚園では令和元年度から令和6年度で40人以上減少しています。

表 幼稚園別の在籍園児数の推移

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市立	丹波市	人	41	40	57	44	37	35
	山の辺	人	59	66	64	73	77	73
	井戸堂	人	48	47	49	47	46	37
	前栽	人	163	142	152	116	129	119
	二階堂	人	72	65	62	47	38	25
	朝和	人	68	65	78	69	57	41
	やまだ	人	9	5	5	2	1	2
	櫟本	人	46	48	56	51	48	40
	柳本	人	51	47	38	23	20	22

*参考値として私立では令和7年現在で天理 87 人、カレス 29 人(3人)(括弧内は在籍人数のうち、市外からの通園児)となっています。

*櫟本幼稚園については、令和7年4月より北保育所と統合し、櫟本北こども園として運営しています。

*各年5月1日現在。

資料:天理市幼保こども園課

5 地域子ども・子育て支援事業の需給状況

(1) 地域の子育て支援について

本市では行政と市民の協働等により、在宅の子育て家庭の支援を含む地域の子育て支援を拡充してきました。その取組として、地域子育て支援拠点の拡充(ひろば型やセンター型)や、乳児家庭全戸訪問事業、公民館での出前保育、年齢別の子育て教室、こども園、幼稚園、保育所(園)の園庭開放、幼稚園での預かり保育、未就園児の親子登園、子育てサポートクラブの展開と拡大、自主活動による市民の子育てサロンの運営等を行っています。今後の課題として、支援を必要とする子育て家庭をサービスの利用につなぐコーディネーターの役割が必要です。

(2) 在宅児童の現状

在宅児童の現状をみると、在宅児童比率は0歳(79.8%)が最も高く、次いで1歳(48.6%)、2歳(35.8%)となっており、3歳以上では10%未満となっています。就学前児童全体では、27.0%の児童が在宅で過ごしています。

表 在宅児童の現状

	単位	就学前児童数(A)	保育所(園)入所児童数(B)	市内幼稚園在籍園児数(C)	市外幼稚園在籍園児数(D)	認可外施設(託児所等)入所児童数(E)	合計(F=B+C+D+E)	在宅児童数(G=A-F)	在宅児童比率(G/A)
0歳	人	322	65	-	-	-	65	257	79.8
1歳	人	350	180	-	-	-	180	170	48.6
2歳	人	369	237	-	-	-	237	132	35.8
3歳	人	405	293	74	1	-	368	37	9.1
4歳	人	413	301	100	1	-	402	11	2.7
5歳	人	428	306	110	1	-	417	11	2.8
合計	人	2,287	1,382	284	3	-	1,669	618	27.0

*就学前児童数とは5月1日現在、住民基本台帳から把握できる0~5歳児。

*令和7年5月1日現在。

資料:天理市幼保こども園課

① 時間外保育事業

時間外保育(延長保育)事業は、保護者の就労形態の多様化(夜勤、残業、長時間通勤など)に対応するため、通常の保育時間(原則8時間)を超えて保育を実施します。保護者が安心して働き続けられる環境を整備し、仕事と子育ての両立を支援します。

表 時間外保育事業の需給状況(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	人	648	633	618	603	588
	確保方策	箇所	12	12	12	12	12
実績値	供給量	人	547	570	1,010	1,036	862

② 学童保育所(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休業中に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。市内の全小学校区に設置されており、こどもたちの安全・安心な居場所として機能しています。

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需給状況(小学校区)

小学校 区	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	実績値	計画値	実績値
		需要量	供給量	需要量	供給量	需要量	需要量	需要量	供給量	需要量	供給量
丹波市	人	134	106	137	90	139	93	145	104	150	115
山の辺	人	71	64	73	77	77	83	84	92	86	98
井戸堂	人	98	76	108	81	108	81	125	86	131	77
前栽	人	197	158	200	160	202	162	220	174	241	200
二階堂	人	78	74	79	72	74	71	75	56	79	66
朝和	人	146	95	146	77	140	86	149	94	160	104
福住	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
櫟本	人	52	51	55	49	56	52	57	77	60	82
柳本	人	62	51	67	45	71	47	80	54	87	54

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張などにより、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童福祉施設などで短期間の預かりを実施します。ショートステイは宿泊を伴う預かり、トワイライトステイは夕方から夜間にかけての預かりを実施し、子育て家庭の緊急時の支援ニーズに対応します。

表 子育て短期支援事業(ショートステイ)の需給状況(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	人日/年	86	86	86	86	86
	確保方策	人日/年	86	86	86	86	86
実績値	供給量	人日/年	52	58	54	39	15

表 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の需給状況(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	人日/年	38	38	38	38	38
	確保方策	人日/年	38	38	38	38	38
実績値	供給量	人日/年	11	6	1	20	0

④ 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、交流や育児相談ができる場所を市内 5 か所(公立1、民間4)に設置しています。親子の交流促進、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て講座の開催などを行い、子育ての孤立化を防ぎ、子育て家庭の不安や負担の軽減を図ります。民間事業所との協働により、地域に根ざした子育て支援を展開しています。また、出張ひろばの実施など、すべての子育て家庭が身近な場所で支援を受けられる環境を整備しています。

表 必要見込み量と確保方策(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	人回/年	17,606	17,198	16,790	16,382	15,974
	確保方策	箇所	5	5	5	5	5
実績値	供給量	人回/年	7,170	5,663	7,458	15,468	16,726
	施設数	箇所	5	5	5	5	5

⑤ 一時預かり事業

保護者の急な用事、通院、リフレッシュなどの際に、保育所や認定こども園などでこどもを一時的に預かります。定期的な利用ではなく、必要に応じて利用できる柔軟な保育サービスとして、子育て家庭の多様なニーズに対応します。特に在宅で子育てをしている家庭の育児負担の軽減や、保護者の心身のリフレッシュを支援します。

(ア)幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

幼保再編により天理市立櫟本北こども園が設立されたため、預かり保育の実施施設は、9箇所となっています(幼稚園5園+こども園(幼稚園コース)4園)。

表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の需給状況(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	人日/年	16,922	16,230	15,360	16,829	16,048
	確保方策	人日/年	16,922	16,230	15,360	16,829	16,048
		箇所	8	8	8	6	6
実績値	供給量	人日/年	17,553	27,655	27,014	28,301	27,139
	施設数	箇所	9	9	9	9	9

(イ)2号認定による定期的な利用とそれ以外の一時預かり事業

本市では、現在9箇所で2号認定による定期的な利用以外の一時預かり事業を実施しており、既存施設等の社会資源の活用を検討して、一時預かりの機能拡充を図りました。

表 2号認定による定期的な利用とそれ以外の一時預かり事業の需給状況(市全体)

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	2号認定による定期的な利用	人日/年	30,113	29,661	29,216	28,777	28,344
		上記以外(預かり保育と2号認定による定期的な利用以外)	人日/年	17,446	16,974	16,515	16,069	15,635
	確保方策:一時預かり事業(在園児対象型を除く)	人日/年	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
実績値	供給量		人日/年	5,935	5,673	5,354	5,547	5,460
	施設数		箇所	9	9	9	9	9

*2号認定(3~5歳の保育認定)は通常の教育・保育施設での対応によって賄うため必要見込み量には影響しません。それ以外の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

⑥ 病児保育事業

病気や病気回復期のこどもを、保護者が仕事などの理由で家庭において保育できない場合に、医療機関などに併設された専用施設で一時的に預かります。看護師や保育士が常駐し、子どもの体調に配慮しながら保育を行います。保護者が安心して仕事を続けられる環境を整備し、子どもの健康管理と保護者の就労継続の両立を支援します。病後児対応型については、田原本町と協定を結び、天理市の児童の病後児保育の受け入れを委託しています。令和5年6月より天理こだま認定こども園で病児・病後児保育事業を実施しています。

表 病児保育事業の需給状況(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	人日/年	1,582	1,546	1,509	1,472	1,436
	確保方策	人日/年	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468
実績値	供給量(利用数)		人日/年	814	572	571	705
							558

⑦ 子育てサポートクラブ(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての援助を受けたい人(利用会員)と援助を行いたい人(援助会員)をつなぎ、地域で支え合う相互援助活動を支援します。保育施設への送迎、保育施設の開始前や終了後の預かり、保護者の外出時の預かりなど、多様な子育て支援ニーズに対応します。援助会員には事前に研修を実施し、安全で質の高い援助活動を支援します。令和6年度より、民間事業所を支部とすることにより支援活動の幅を広げています。

表 子育てサポートクラブ(ファミリー・サポート・センター事業)の現状

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼会員	人	223	21	27	34	39
援助会員	人	156	34	24	52	54
両方会員	人	25	0	0	0	0

*令和3年度は会員数の精査を行ったため、大幅な減少となりました。

表 子育てサポートクラブ(ファミリー・サポート・センター事業)の需給状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	人日/年	57	55	54	53	52
	確保方策:子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	人日/年	57	55	54	53	52
実績値	供給量	人日/年	25	8	28	46	111

*令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大ため、大幅な減少となりました。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全家庭を、天理市ドゥーラや保健師、助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談・助言などを行います。この訪問を通じて、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなげる役割も果たします。

表 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	人	477	466	454	370	370
	確保方策	人	429	419	408	397	387
実績値	供給量	人	363	378	342	330	359

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭(若年妊娠、精神疾患を有する妊娠、多胎児を妊娠した家庭など)に対して、保健師や助産師が訪問し、養育に関する指導・助言を行います。虐待のリスクが高い家庭や、養育環境に課題がある家庭に対して、継続的な支援を提供し、子どもの健全な育成と家庭の養育力の向上を図ります。

表 養育支援訪問事業の実施状況(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	件	16	16	16	16	16
	確保方策	件	16	16	16	16	16
実績値	供給量	件	10	12	2	30	1

*令和6年度は、子育て世帯訪問支援事業の実施により利用件数が一時的に減少しました。

⑩ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊娠の健康管理と安全な出産のため、妊娠期間中の健康診査費用を助成します。妊娠健診は14回分の助成を行い、妊娠期の母子の健康状態を継続的に把握するとともに、必要に応じて保健指導や医療機関との連携を図ります。

表 妊婦に対して健康診査を実施する事業の実施状況(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	件	6,678	6,524	6,356	5,000	4,800
	確保方策	件	6,010	5,872	5,720	5,569	5,418
実績値	供給量	件	7,000	5,112	4,759	4,489	4,121

⑪ 利用者支援事業

妊娠・子育てに関する相談窓口として、こども家庭センターを拠点に妊娠期以降の切れ目ない支援を行います。子育てコンシェルジュ(保健師や助産師)が妊娠届出書の提出時に妊娠全員と面談を実施し、妊娠中から電話などを含めた継続的な支援を提供し、認定資格を持った「ドゥーラ」がサロン“ママにこ”を実施し、産前産後の不安軽減を行う心身のケアに努めます。また地域子育て支援拠点事業を並行することで、子育てコーディネーターをはじめ子育て支援担当保育士等が、親子が安心して遊ぶことができ、気軽に相談できるような場の提供、個別のニーズに応じた助言や支援の提供、関係機関との連携強化に努めます。

表 利用者支援事業の実施状況(市全体)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	需要量	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1
実績値	供給量	箇所	1	1	1	1	1

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定子ども・子育て支援施設の幼稚園で保護者が負担する食事の提供に要する費用(副食費)について、令和4年度に1件、令和5年度に3件、実費徴収の一部を補助しました。

6 要保護・要支援児童について

(1)要保護児童について

① 子どもの虐待に関する本市の現状

近年、市民の泣き声通告等の通告意識の高まりや学校等での児童からの訴えが増えていることもあります。虐待対応件数は増加傾向にあります。

表 虐待対応件数(市全体)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援	件	257	286	335	339	344
要保護	件	91	100	91	88	66
計	件	348	386	426	427	410

② 子どもの虐待を防止するための取組

ア. 虐待の早期発見・早期支援の実施

乳幼児健康診査や各種子育て教室、乳幼児家庭全戸訪問事業における訪問、配食時における家庭状況の観察等、子ども家庭センターが相談窓口となって、育児上の困難を抱える家庭の早期把握・早期支援に努めました。

イ. 虐待防止及び必要な支援へつなげるための体制づくり

福祉・教育・保健・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を築くために天理市要保護児童対策地域協議会において受理会議を実施し、関係機関と連携をとりながら各家庭・児童の情報共有に努めました。さらに、個別ケース検討会議等を開催し、その家庭への具体的な対応や支援の方法についての話し合いを実践しています。年1回の代表者会議では本市の取組や実情を共有し、研修も実施しました。同様に3か月に1回の実務者会議では、ケース管理をしている全ての家庭について検証し、情報を共有しました。

ウ. 虐待防止のための啓発活動の実施

広報紙「町から町へ」に家庭児童相談・女性相談支援室での相談窓口を掲載し、11月のオレンジリボンキャンペーンを通して、関係機関や市内商業施設に協力を依頼し、市内の多くの方々に虐待防止のための啓発を行います。

エ. 女性相談員の配置

令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行され、天理市においても女性支援に関する中核的な役割を担う『女性支援相談員』を配置し、令和6年12月に『家庭児童相談室』を『家庭児童相談・女性相談支援室』に改めました。従来の家庭児童相談室の業務に加え、女性支援新法に基づき「女性の福祉」、「人権の尊重や養護」の視点に立ち、困難な問題を抱える女性のニーズに応じて、本人の立場に寄り添い、基礎自治体である天理市が女性にとって最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の提供や関係機関との連携等による切れ目のない包括的な支援を行います。

7 こども・若者・子育て支援施策に関する課題

(1) こども・若者の権利の周知

天理市は、こども基本法の理念に基づき、「こどもまんなか」の考え方を市政の中心に据え、すべてのこども・若者が権利の主体として尊重され、自分らしく健やかに成長できる社会の実現を目指します。こども・若者は単なる保護の対象ではなく、権利を持つ一人の市民として、その意見が尊重され、社会への参画が保障される存在です。本市では、児童の権利に関する条約（「子どもの権利条約」）及びこども基本法が掲げる理念を、こども・若者も含めた市民全体で共有することにより、こども若者一人ひとりの最善の利益が尊重される地域社会の実現を目指します。また、天理市ならではの施策である子育て応援・相談センター「ほっとステーション」（以下、「ほっとステーション」とします。）や「みんなの学校プロジェクト」等により、保護者、教育関係者、地域住民など社会全体の「こども理解」の促進を図り、こどものウェルビーイングの確保と保証に努めます。

(2) ヤングケアラーへの支援

天理市におけるアンケートにおいても、一定数のこどもが家族の世話により生活に支障が出ていると回答しています。それに加え、こども自身の無自覚や支援の必要性があっても声が出せない家庭などヤングケアラーの問題は顕在化しにくいことが多く、本市においても支援に繋がっていないヤングケアラーが存在すると考えられます。天理市では、ヤングケアラー対策の一環として、こども家庭センターの配食時の見回り活動や子育て世帯訪問支援事業等を実施していますが、こども自身が自覚し支援を求められるよう、また周囲の大人がヤングケラーに気が付き、適切な支援に繋ぐことができるようヤングケアラーの認知度の向上やヤングケアラーの相談窓口の周知が必要です。支援においては、一方的な支援ではなく、行政と当事者が、当事者の家庭状況を共に理解し、「こどもの最善の利益の実現」のため、共に自立に向けて、福祉・介護・医療・教育等と連携した多角的な対応が求められます。

(3) 児童虐待の防止

新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとした地球規模の災害の発生、近年の技術革新による加速度的な社会の変化において、これまでの正解や方法が通用しない予測困難な時代となりました。そのような社会情勢において、経済的な不安定性や社会的孤立の深刻化、SNS等の普及による情報錯綜や価値観の多様化等の様々な要因により、児童虐待の件数は増加しています。

アンケート調査結果においても、虐待の不安を感じことがある保護者は、就学前児童32.4%、小学生45.9%となっています。前回調査と比較すると、虐待の不安を感じことがある人（「ときどき感じことがある」と「いつも感じている」の合計）は、小学生で前回（36.0）より9.9ポイント多くなっており、小学生の保護者の精神的負担感が存在しています。

包摂的な支援を提供できる体制の構築、デジタル技術の活用により、不確実性の高い社会だからこそ、「誰一人取り残さない」支援と、社会全体でこどもを守り、育てるという意識の醸成を図り、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制の強化を図る必要があります。

(4)相談支援体制の充実

SNS等の普及により個人が取得できる情報量は増加したものの、それによる負荷が生じていいます。選択肢の過剰性、孤立感の増大、比較文化の助長などが発生しており、それらに起因して児童虐待や不登校などの問題が生じているため、子育てに関する適切な相談支援体制の構築が必要です。アンケートにおいても、「子育てについて相談できる人・場所」について、「いる／ある」と回答した保護者が就学前児童では92.7%、小学生では68.0%となっていますが、「いない／ない」と回答した保護者も10%程度います。相談相手は親族や知人・友人が多いですが、公的機関をはじめとする様々な窓口で子育てに関する悩みや不安の相談に応じていることを周知し、困りごとを抱える家庭を早期発見し、早期に支援をすることが大切です。こども家庭センターとして、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じ、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援やこどもと子育て家庭の福祉に関する支援を包括的かつ伴走的に提供します。また妊娠・出産・子育て等に関する様々な悩みについて気軽に相談できるようにSNSやオンラインでの相談体制の整備を行います。妊娠婦やこども、子育て世帯への支援を行う団体等との連携を強化するとともに、複雑化・多様化する家庭環境やニーズなどに対応できる相談支援体制の整備や機能強化を図ります。

(5)情報発信の充実

子育て支援施策の適切な情報発信は、子育てに関する情報格差の是正や子育て世帯の不安軽減や孤立防止に繋がります。また、天理市におけるソーシャルキャピタルの醸成や魅力度の向上に繋がり、定住促進や地域活性化に寄与するものです。しかし、アンケート調査結果において、就学前児童対象のアンケートでは、「はぐ～る」の認知・利用率が最も高く(55.0%)、他のサービスでは「知らない」や「知っているが利用したことがない」が多数を占めています。小学生の保護者へのアンケートでは、多くのサービスで「知っているが利用したことがない」または「知らない」が最多で、最も利用されているのは「すこやかホール」(28.4%)であるため、子育てに関する地域資源の認知度の向上が必要です。妊娠婦やこども・若者、子育て家庭に必要な情報が届き、より簡易に情報にアクセスできる環境を整えるため、SNSなどを活用したプッシュ型の情報発信を強化し、母子保健や子育て支援に関する情報提供の機会を充実する必要があります。

(6)居場所づくりの推進

令和5年12月22日、「子どもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こども家庭庁も全国での居場所づくりを推進しています。

天理市では、地域のつながりの希薄化や少子化の進展、家族の抱える困難の複雑化により、こどもが家庭や学校に自分の居場所を見つけられず、孤立化するおそれがあるため、未活用であった公共施設を利活用して、こどもに家庭や学校以外で、いつでも安心して過ごすことができる居場所となる場を提供する「子どもの居場所づくり」を民間事業所と連携・協働して実施しています。こどもを取り巻く様々な環境の改善を図りながら、市・学校・関連機関と連携し、児童の健全育成に取り組んでいます。「子どもの居場所」でありながら、「地域の憩いの空間」として、地域の方々と共生できる居場所や空間を創出することにより、行政と地域、民間が協力し合い、児童の健全育成に取り組みます。

(7) 経済的支援の充実

天理市を含む全国で少子化は危機的な状況にあります。少子化の原因は、子育てに関する費用の増加、社会情勢の変容に伴う就労状況の変化、家族形態の多様化等が挙げられます。

アンケートにおいても、ひとり親が現在困っていることをみると、就学前児童・小学生の家庭ともに「生活費」(66.7%、62.5%)が最も多く、次いで「仕事」(20.0%、25.0%)となっています。子育てや教育に係る経済的な負担を軽減し、子育て家庭の日々の生活の安定を図ることが必要です。また、子育てを個人や家庭の責任ではなく、社会全体で担うべき重要な営みとし、経済的支援は「社会全体で子育てを支える」という理念を具体化するものであり、次世代を担うことへの投資は持続可能な社会の実現に資するものであるため、保育サービスの充実や働き方改革などと複合的かつ有機的に実施していきます。

(8) 結婚・出産・子育てへの支援

本市における令和5(2023)年の合計特殊出生率は、1.21と全国より0.01高くなっていますが、令和元(2019)年以来減少傾向にあります。アンケート調査結果によると理想の子どもの人数は、就学前児童・小学生の家庭ともに「3人」が最も多く、次いで「2人」となっています。理想の子ど�数を育てられると思うかをみると、就学前児童・小学生の家庭のいずれも「思う」が50%前後となっています。理想の子ど�数を育てられると思わない人の理由では、就学前児童・小学生の家庭ともに「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」となっています。

また、就学前児童の母親の育児休業の取得状況をみると、「取得した(取得中)」が最も多くなっていますが就学前児童の父親の育児休業の取得状況をみると、「無回答」を除いて、「取得していない」が最も多くなっています。就学前児童の母親のうち、育児休業を取得していない人の理由をみると、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が最も多くなっており、就学前児童の父親のうち、育児休業を取得していない人の理由をみると、「仕事が忙しかった」が最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっています。男女ともに育児休業を気兼ねなく利用できるよう、事業所への啓発を行い、仕事と子育ての両立が可能な環境づくりを進めることが重要です。

子ども・若者が乳幼児と触れ合う機会を通じて、将来の結婚や子育て、仕事を含むライフデザインを、希望を持って描けるよう意識啓発や情報提供に取り組むことが重要です。また、地域や企業などあらゆる場で、年齢・性別を問わず子育てを応援する社会的気運を醸成する取組を行う必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

天理市では、すべての子どもが人権を尊重されながら、夢や希望をもって健やかに成長し、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態で暮らすことができる「こどもまんなかのまち」の実現を目指します。

多様化する社会や家庭のあり方のなかで、こどもや若者の最善の利益を保障し、保護者の不安や負担、孤立感を和らげる支援を地域全体で行い、子育ての喜びや生きがいを実感できる環境づくりに取り組みます。

また、こどもが安心・安全のなかで自分の意見や夢を語り、地域とつながりながら、共に育ち合い、誰一人取り残されない社会のなかで、笑顔あふれる未来をともに創っていく天理市を目指します。

〔 基本理念 〕

「こどもや若者が夢を育み、
安心して成長できるまち 天理」
～ 一人ひとりのこどもと家庭に寄り添い、
地域で支え合うまちへ ～

基本理念を踏まえた取組を着実に進め、こども・若者だけでなく、子育て家庭や子育てにかかる全ての人が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現につなげていきます。

☆ こどもまんなか社会 ☆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び
子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて4つの基本目標を設定し、こども大綱等を踏まえた取組方針を整理しました。これに基づき、こども・若者・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

基本目標① こどもの権利と安心・安全を守るまち

こども一人ひとりが尊重され、安心して生活できる環境を整えることは、すべての施策の基盤です。家庭・学校・地域が連携して、虐待やいじめの未然防止、ヤングケアラー支援、SNSなど新たな課題への対応を強化します。また、「子どもの権利条約」や「こども基本法」に基づき、こどもが自らの意見を表明し、それが尊重される仕組みづくりを進めます。さらに、安心・安全な生活環境の確保、防災・防犯教育の充実、ネットトラブルや依存防止教育など現代的課題にも対応していきます。

基本目標② 成長に応じた切れ目のない支援

妊娠・出産から子育て期、学齢期、思春期、若者期まで、すべてのライフステージで切れ目のない支援を提供します。母子保健、児童福祉、教育が連携し、こども家庭センターを核とした支援体制を整備します。特に、妊娠期からの伴走型相談支援、出産・育児に関する経済的支援、保健センター・就学前保育施設・学校の連携による見守りの充実を図ります。また、障害児支援、発達支援、医療の連携を推進し、すべてのこどもが自分らしく成長できる社会の実現を目指します。

基本目標③ 家庭と地域が共に育つ環境づくり

子育ての主体である家庭を地域が支え、安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。地域の子育て支援拠点や児童館、学童保育など、家庭以外の「子どもの居場所」を充実させるとともに、地域住民やボランティア、企業や民間団体など多様な主体が子育てを支える仕組みを構築します。また、教育・保育施設の質の向上、保育人材の確保と育成を図るとともに、子育てに関する情報発信の強化や相談体制の充実を行い、地域ぐるみでこどもを育てる「支え合いの文化」を育みます。

基本目標④ こどもの貧困に対する支援

学校・就学前施設、医療機関、民生児童委員、こども食堂等と連携し、経済的困難の早期「気づき」から相談・支援につなぐ体制の強化を図ります。フードバンク天理やこども食堂、また民間団体や地域の子育てサークルと連携・協働し、食支援と居場所づくりを推進します。学校や「ほっとステーション」、関連部局で児童の情報を共有し、いじめや不登校などのおそれがある家庭への早期介入を行います。ひとり親には、こども家庭センターを中心にワンストップの育児相談と就労・資格取得支援、保育の拡充等で育児と就労の両輪の支援を行います。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

「こどもや若者が夢を育み、安心して成長できるまち 天理」

① こどもの権利と安心・安全を守るまち

1 こどもの権利の保障と人権尊重の推進

2 虐待・いじめ・不登校への総合的支援

3 ヤングケアラー・困難を抱えるこどもの支援

4 安全・安心な生活環境の整備

② 成長に応じた切れ目のない支援

1 妊娠期からの伴走型支援の充実

2 乳幼児期の健やかな成長支援

3 子育て・教育の経済的負担軽減と生活の安定

4 思春期・若者期の切れ目ない支援

③ 家庭と地域が共に育つ環境づくり

1 地域における子育て支援体制の強化

2 家庭の子育て力を支える支援の充実

3 地域全体で支える子育て環境づくりの推進

4 子育て情報と広報の充実

④ こどもの貧困に対する支援

1 経済的に困難な家庭への支援

2 ひとり親家庭への支援の充実

第4章 施策の展開

1 基本目標と基本施策

基本目標1 こどもの権利と安心・安全を守るまち

基本施策1 こどもの権利の保障と人権尊重の推進

【 現状と課題 】

「こども基本法」や「子どもの権利条約」の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していく必要があります。令和5年に実施された「こども1万人意識調査」では、「子どもの権利条約」の認知度は低く、こどもの約60%が「聞いたことはない」と回答しており、今回のアンケートにおいても、「こどもが意見を表明する権利について知っていますか。」という設問では、「聞いたことがあります、内容も知っている」と答えた小学生は4.1%、中学生は8.6%となっています。

こどもや若者の意見を聞くことは、こどもの状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策をより実効性のあるものとし、こども自身においても自らの意見が十分に聴かれ、社会に何らかの影響を与える経験は、こどもの自己肯定感を高め、社会の一員としての意識の形成や主体性の向上に繋がります。アンケート調査の「あなたは、大人はこどもの意見を大切にしていると感じますか。」という設問では、「とてもそう思う」、「まあまあそう思う」と回答した小学生は72.2%、中学生は62.5%となっています。

【 方向性 】

こどもを一人の人間として尊重し、権利を理解し行動できる社会を目指します。「子どもの権利条約」や「こども基本法」の理念を広く周知し、学校・地域での人権教育を推進します。また、こどもが市政や地域活動に参加できる場を設け、特にこどもが関わる重要な施策については、こどもの意見を尊重した政策形成を進め、こどもが自らの意見を発信し、まちづくりに参画できる環境を整えます。また、学習機会や体験機会の格差が拡大しているため、経済的困難を抱える家庭への支援を強化し、教育や体験活動などの機会が家庭環境によって左右されないよう学習支援や生活支援など、包括的な支援体制を構築します。

『子どもの権利』 4つの権利

- ① 生きる権利…住む場所や食べ物がある。医療が受けられる。命が守られる。
- ② 育つ権利…教育が受けられる。持っている能力を伸ばす。
- ③ 守られる権利…虐待を受けない。労働を強要されない。幸せを奪われない。
- ④ 参加する権利…自分の意見を自由に言える。

『子どもの権利条約』

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められました。現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

基本施策2 虐待・いじめ・不登校への総合的支援

【現状と課題】

急速な社会環境の変容により、不安定要素が増した現代社会では、いじめ、不登校、児童虐待は増加傾向にあります。いじめは、子どもの心身に長期間に渡って深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、行政と地域が総がかりで、いじめの防止対策や長期化・重大化防止のための支援体制を構築する必要があります。

虐待は、子どもの自己肯定感を低下させ、心身の発達に大きな悪影響を与え、様々な問題行動の原因になる恐れがあり、虐待の世代間連鎖のリスクもあるため、虐待の未然防止のための相談体制の整備及び発生した場合における早期発見・早期支援のための支援体制の強化が求められます。アンケート調査において、虐待の不安を感じことがある保護者の割合は、就学前児童32.4%、小学生45.9%となっています。

不登校で長期間学校に行けないことは、日常の生活リズムの乱れや学習機会の損失、人との関わりが途切れやすくなることより、心身にさまざまな影響が生じやすくなるため未然の予防が必要です。

【方向性】

いじめ防止対策として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための体制を整備します。今までのいじめ対策は教育委員会のみで実施されていましたが、児童福祉部局が、教育委員会や学校、地域の関係機関等と連携し、行政・地域総がかりでいじめの防止を図り、いじめの長期化・重大化防止のための地域体制を構築する取組みを行います。虐待予防と早期発見・対応の強化として、乳幼児健診や家庭訪問や地域子育て支援拠点事業の活動などを通じた早期発見の仕組みを強化します。家庭児童相談・女性相談支援室を中心に、関係機関と連携した見守り体制を充実させ、保護者への育児支援や相談体制を拡充し、虐待の予防に取り組みます。また、虐待が生じた場合は、虐待支援のフローチャートに則り、関係機関と迅速に連携し、適切な支援を行います。

不登校児童の支援については、「ほっとスクール(教育支援センター)」の充実や、多様な子どもの居場所や学びの場と連携を進めます。大人に対する「子ども理解」を促す取り組みを行いつつ、不登校の子どもや保護者への相談支援体制を強化し、学校復帰だけでなく社会的自立に向けた支援を行います。「毎日が楽校プロジェクト」により、不登校やいじめなど、学校生活に生じる困難事象を教育現場だけの課題ではなく、天理市全体の課題として捉え、すべての子どもたちが「楽しい」と実感できる学校づくりを目指し、子どもたちにとって居心地の良い場所、自己肯定感を育む場所へ変革していきます。また、生きづらさを抱える子どもが増えていることから、子どもの居場所づくりにも注力します。天理市が保有する未活用施設の利用を含め「子どもの居場所」でありながら、地域と共生できる居場所や仕組みを創出することにより、市・学校・関連事業所及び関連団体と連携し、児童の健全育成に取り組んでいます。

基本施策3 ヤングケアラー・困難を抱える子どもの支援

【現状と課題】

ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と法律で定義されています。子どもが過度に家族の世話を担うことは、学業・部活等への影響、進学・就職に関する選択肢の狭小化、精神的・感情的発達の阻害などのあらゆる分野で子どもに影響を及ぼします。しかし、ヤングケアラーの問題は、ケアを行う子ども本人やその家庭に自覚がないことが多く、自覚があっても助けを求めることが出来ない家庭も存在するため、顕在化しにくく支援が届きにくいという問題があります。

アンケート調査の「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。」という設問では、「いる」と答えた小学生は20.4%、中学生は16.6%となっており、天理市にも一定数のヤングケアラーは存在しているため、子どもを含む社会全体としてヤングケアラーに対する理解を深め、適切な支援を行う必要があります。また、実際のヤングケアラーに対する支援については、子どもの心情や背景にある家庭状況に十分配慮しつつ、福祉・介護・教育等と連携し、様々な観点から適切な支援を行う必要があります。

【方向性】

ヤングケアラー本人およびヤングケアラーがいる家庭は、自身の支援ニーズに気付けていないことも多く、また支援を必要とする家庭であっても自ら支援を求めることが困難な家庭も多く、自主的な支援の申し出は見込めないため、教育委員会や「ほっとステーション」をはじめ、児童扶養手当、生活保護、福祉医療、精神障害者福祉手帳等の福祉行政担当課と連携を取りつつ、早期発見・早期支援に努めます。

ヤングケアラーがいる世帯に潜む根本的な問題は複雑かつ困難であることが多く、早急な解決は困難ですが、子育て世帯訪問支援事業等の支援によりヤングケアラーが担うケア(家事や育児)の軽減を図り、根本的な問題の解決に資する支援や地域資源に繋ぎます。また、ヤングケアラーが担う家事や育児等のケアは、ヤングケアラーの存在意義や生き甲斐である事象もあるため、強制的な支援ではなく、「子どもの最善の利益の実現」のためヤングケアラー及び家族の意向に寄り添う支援を行うことが必要です。

教育委員会をはじめとした関連機関と連携し、啓発活動を行うことにより、子ども・若者の当事者におけるヤングケアラーの認知度を向上させるとともに、子育て世帯に接点を有する児童福祉分野や教育分野に留まらず、福祉医療や介護保険、障害福祉等の行政分野においても社会的認知度の向上に努めることが必要です。

基本施策4 安全・安心な生活環境の整備

【 現状と課題 】

子どもの安全を脅かす環境の存在として、物理的リスクとデジタルリスクが存在します。物理的リスクとしては、通学路や公園、遊び場などにおける安全面の課題、交通事故、犯罪などのリスクであり、小学生の保護者に対するアンケート調査の「お子さんと外出する際、困ること・困ったことは何ですか」という設問に対して、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭うのではないかと心配なこと」と回答した保護者が28.9%となっています。また、頻発する局地的豪雨や今後発生が想定される大規模な地震や災害に対する防災意識を高め、自分の身を守る力を育成することが必要です。

デジタルリスクは、インターネットやSNSの普及に伴い、子どもたちがオンライン上のトラブルやリスクにさらされる機会が増えています。タブレットや携帯電話などの端末の利用開始年齢の低下やネットが持つ匿名性の高さにより、インターネット上の加害行動に対する精神的障壁が低くなり、オンラインいじめやハラスメントも生じています。また錯綜する偽情報や誤情報から、真に正しい情報を取得する能力も求められています。

【 方向性 】

安全な通学路・遊び場の整備として、通学路の安全点検や防犯カメラの設置、危険箇所の改善などの子どもの生活環境の安全確保を進めます。地域と連携した見守り活動や子どもの目線に立った環境整備を推進します。学校や地域での防災・防犯教育を充実させ、子どもたち自身が危険を回避する力を育みます。

子どもたちは1日の大半を、幼稚園、保育園、こども園や小中学校で過ごしており、これらの施設は子どもたちにとって生活の中心となる重要な空間です。しかし、施設の多くで老朽化が進んでおり、昨今の猛暑において空調設備の整備は、子どもの命を守る生命線であることから、空調設備をはじめとした様々な環境改善が必要となります。アンケート調査の「学校の施設で直してほしい・変えてほしいところはありますか」の設問に「ある」と回答した子どもの多くが、トイレの美化や空調設備の設置を希望しており、子どもたちが長時間過ごす場所として、トイレの洋式・乾式化や空調設備の設置など快適性や機能性の向上のための環境改善に取り組みます。

子どもの居場所については、行政・民間・地域が協力連携し、学童保育所・放課後子ども教室や子ども食堂の充実、児童館・公民館などの活用を通じて、子どもたちが安心安全に過ごすことができる居場所を増やします。

デジタルリスクの対応として情報モラル教育とメディアリテラシーの向上を図ります。テレビ、新聞、SNS、動画、広告など、あらゆる「メディア」を理解し、情報の真偽や意図を見極め、適切に受け取り・発信する力を養うため、インターネットやSNSの適切な利用に関する教育を推進します。保護者への啓発や学校・家庭・地域が連携した取り組みを進めます。

基本目標2 成長に応じた切れ目のない支援

基本施策1 妊娠期からの伴走型支援の充実

【現状と課題】

全国的な問題として、核家族化や地域のつながりの希薄化により妊婦や子育て家庭が孤立しやすい状況があります。天理市においても、少子化や核家族化が進行し、出産や子育てに関する知識や経験を身近な人から得る機会が減少しています。また、妊産婦は身体的・心理的・社会的に大きな変化を経験し、ホルモンバランスの変動による体調変化のリスクがあります。産後うつや育児不安を抱える母親が増加しており、早期発見・早期対応の重要性が高まり、新たにこどもを迎える家庭では、不安や戸惑いが大きくなるため妊娠期から子育て期にかけては、母子保健、医療、子育て支援など様々な分野の支援を切れ目なく受ける必要があります。

妊娠・出産には様々な経済的負担が伴います。特に、若年世代や非正規就労等の経済的理由から妊娠・出産をためらうケースも見られます。妊娠期から出産、子育て期にかけての継続的な経済支援の拡充が求められています。

【方向性】

令和6年度よりこども家庭センターを運営しており、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じ、両機能の有機的な連携により妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援やこどもと子育て家庭の福祉に関する支援を包括的かつ伴走的に提供しています。妊娠届出時の面談（「子育てコンシェルジュ」による支援）や出産後の乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）などの支援を行います。また、子育て世帯が妊娠・出産・子育て等に関する様々な悩みについて気軽に相談できるように、こども家庭センターとしての機能強化を図るとともに、妊産婦やこども、子育て世帯への支援を行う団体等と連携し、複雑・多様化する家庭環境などに対応できる相談支援体制の整備を行います。

多胎児や医療的ケア児、若年妊婦などの多様なニーズに対応した支援の充実を図り、SNSなどを活用した情報提供やオンラインでの相談受付を行います。また、父親が育児に関して積極的に参加する機運を醸成するための施策を取り組みます。

妊婦のための支援給付金として、妊婦一人あたり5万円及び胎児一人あたり5万円の給付を行っており、不妊治療費助成の拡充など経済的負担の軽減策を充実させます。妊娠期からの子育て費用に関する情報提供や、各種手当・助成制度の案内を一元化し、わかりやすく提供できる体制を整えます。また育児休業制度の活用促進を支援する取り組みも行います。

基本目標2 成長に応じた切れ目のない支援

基本施策2:乳幼児期の健やかな成長支援

【現状と課題】

乳幼児期の子育て家庭においては、地域のつながりの希薄化や親族からのサポートが受けられることにより、子育てに不安や孤立感を感じる子育て世帯が増えています。アンケート調査の「日頃、親族、知人にこどもを見てもらえるか」という設問に対して、小学生の保護者では「誰もいない」とする回答が1割以上ありました。また、実際の子育てにおいても、子育て中の親が「誰にも相談できない」、「周囲に頼れる人がいない」と感じるケースが増加しており、SNSやメールなどの相談件数も増加しています。特に、乳幼児期は子どもの成長・発達が著しく、育児に関する悩みや不安が多い時期であるにもかかわらず、身近に相談できる相手がいないことで育児ストレスが高まり、虐待リスクの増加にも繋がります。また、SNSなどで理想の子育て像が広まる中、「完璧な子育て」を求めるあまり自己肯定感の低下や育児不安を抱える保護者が増えています。

幼児期から、発達の気になる子どもや育てにくさを感じる子どもが増加しており、早期発見・早期支援の重要性が高まっています。また、周囲の大人が発達障害等の子どもの特性に関する専門的な知識が十分でなく、診断や療育に繋がるまでに時間がかかるケースもあり、保育所・幼稚園等における発達支援の専門性向上や、小学校への円滑な接続も課題となっています。

【方向性】

子育て世帯の不安感や孤立感の軽減を図るべく、子ども家庭センターをはじめとした地域子育て支援拠点を中心に、親子の交流の場の提供、子育て相談、育児に関する情報提供、子育て講座などを実施します。特に、孤立しがちな家庭へのアウトリーチ支援の充実を図るために市内5か所の地域子育て支援拠点事業者の連携を強化し、各事業が地域特性に応じた支援プログラムの展開を目指します。

幼児健診の充実や発達の気になる子どもへの早期支援体制を強化します。保健・医療・福祉・教育の連携による切れ目ない支援を行い、保護者の不安軽減や子どもの健やかな発達を促進します。心理士による保育所・幼稚園等への巡回相談の実施、保護者向け発達支援プログラムの提供などを通じて、早期からの適切な支援を行います。また保育所等訪問支援の充実により、集団生活における支援を強化します。さらに、保育所・幼稚園等と小学校の連携を深め、就学前から学齢期への円滑な移行支援を行います。

乳幼児が健やかに育つための教育・保育環境を整備し、質の高い保育の提供を推進します。小規模保育や病児保育の充実を図るとともに、発達支援や医療的ケア児への支援を強化し、すべての子どもに安心できる成育環境を保障します。また、就学前児童を育む家庭への支援及び保育環境の充実・改善、質の高い教育や保育の提供のため、地域の保育ニーズや地理的事情を総合的に勘案しながら、市立幼稚園と保育所の再編を推進し、持続可能な教育・保育体制を構築します。

基本目標2 成長に応じた切れ目のない支援

基本施策3 子育て・教育の経済的負担軽減と生活の安定

【現状と課題】

家庭環境や経済状況による学力格差が拡大しており、すべての子どもが質の高い教育を受ける機会の確保が課題です。特に、経済的に困難な家庭の子どもは、学習塾や習い事などの学校外教育の利用が制限され、学力や体験の格差が生じています。

核家族の共働き家庭の増加により、学童保育所や児童館、放課後子ども教室等のニーズが高まっています。単なる「預かりの場」にとどまらず、子どもの主体的な活動や学びを支援する質の高い放課後の居場所づくりが求められています。また、学校でのストレスや友人関係の悩み、家庭環境の変化などにより、心の健康問題を抱える子どもが増えており、不安やうつ、自己肯定感の低下などのメンタルヘルスの課題に対応するための学校や家庭以外の相談支援体制の構築が必要です。今回のアンケート調査において「家や学校以外でも、ほっとして過ごすことができますか」という設問に対して、「いいえ」と回答した小学生や中学生が20%程度あったため、家庭や学校以外に子どもが安心して過ごすことができ、自分らしさを発揮できる場所や多様な価値観に触れる機会の創出が求められています。

【方向性】

学校における学びが、全ての児童・生徒にとって意義あるものとするため、「形式的平等」ではなく、「実質的平等」を柔軟に目指します。「個別最適な学び」を目指し、課題設定型の授業や一人一台端末のICTを活用した実践的な授業、習熟度別学習や小学校での教科担任制の導入を目指します。また、みんなの学校プロジェクトの考え方のもと、地域住民が多様な活動を行う公民館の機能として、学校の施設を地域の共有地として捉え、地域住民と子どもが交流することにより新たな体験機会の創出を図ります。

学童保育所については、受け入れ体制の充実だけではなく、研修等を通じて指導員それぞれの質の向上を図るとともに、老朽化しつつある施設の改修や環境整備を進めます。それに加え、民間事業者の活力も活用しながら、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。また、相談体制の充実と精神的な支援として、「ほっとステーション」を中心に、学校生活や子育てに関する保護者の悩みをワンストップで受け止める体制を強化し、学校と行政の連携を推進し、専門家による見立てと支援の充実を図ります。

子どもの心の健康教育やストレスマネジメント教育を推進するとともに、教職員や保護者、地域住民に対して「子ども理解」の促進などの啓発活動も行います。また、民間事業所や子ども食堂や地域と連携し、経済的に困難な家庭の子どもへの学習支援、食事支援、体験活動の機会提供など、総合的な支援を行います。

基本目標2 成長に応じた切れ目のない支援

基本施策4 思春期・若者期の切れ目ない支援

【現状と課題】

社会環境の変化や雇用の不安定化により、若者の社会的自立が困難になっています。特に、高校中退者やひきこもり状態にある若者の支援が課題となっています。天理市では、「子ども・若者支援てんりネットワーク」を通じて支援を行っていますが、複雑化する若者の課題に対応するための専門的支援の充実や支援機関同士の連携強化が求められています。

思春期・若者期におけるストレスや不安、うつなどの心の健康問題が増加しており、自殺リスクも高まっています。若者が気軽に相談できる窓口や専門的な心理支援を受けられる体制の拡充が必要です。特にSNSやインターネット上のトラブルなど、現代特有の問題に対応できる相談体制の整備が課題となっています。

将来の職業選択や生き方に関する教育の充実が求められています。特に、地域社会とのつながりの中で実践的な職業観を育む機会が不足しています。「夢てんり」などで就労支援や職業相談を実施していますが、地域の企業や団体と連携したキャリア教育の充実や若者の地元定着に向けた取り組みの強化が課題となっています。

【方向性】

「子ども・若者支援てんりネットワーク」を中心に、高校中退者やひきこもり状態にある若者への学び直しや就労支援を充実させます。相談窓口「夢てんり」の機能強化を図り、教育、福祉、保健医療、雇用など関係機関との連携を深め、若者の状況に応じた個別支援計画の作成と支援を行います。また、支援機関同士の情報共有や連携を促進するためのケース会議の定期開催や若者支援に関わる研修の充実を図ります。

天理市の心理士、精神保健福祉士や社会福祉士などの相談支援体制の強化を図るとともに、天理大学や民間事業者と連携し、思春期・若者期の心の健康をサポートする体制を強化します。さらに、若者の心の健康問題に関する啓発活動を通じて、心の健康問題に対する偏見の解消や早期発見・早期対応の重要性についての理解促進を図ります。また、自殺予防対策として、若者のSOSの出し方教育やゲートキーパーの養成を推進します。

「夢てんり」での就労支援や職業相談の充実を図るとともに、地域の企業や団体と連携した職場体験の機会を拡充します。さらに、若者と地元企業のマッチング支援の促進など地域での就労機会の創出・拡大に取り組みます。

基本目標3 家庭と地域が共に育つ環境づくり

基本施策1 地域における子育て支援体制の強化

【現状と課題】

核家族化や価値観の多様化や社会情勢の変化により、地域関係の希薄化が進んでいます。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、非対面・非接触の生活様式を促進し、地域や家庭間のつながりの希薄化を加速させました。アンケート調査の「子育てについて相談できる人・場所」の設問では、「いない／ない」と回答した小学生の保護者は約10%存在しており、子どもや子育て家庭の孤立感や負担感が増大しています。また、アンケートは地域行事への参加率も減少傾向にあると示しており、子どもと地域住民との交流機会が減少しています。

天理市には、様々な地域資源(児童館、地域子育て支援拠点事業所、未活用施設など)がありますが、それらを子育て支援に十分に活用できていない状況があります。また、地域の人材(学生ボランティア、子育て経験者など)の知識や経験を子育て支援に活かす仕組みの構築が必要であり、天理大学をはじめとする教育機関や地域の企業・団体などと連携することにより、地域で家庭の子育て力を支える支援の充実を図ります。

【方向性】

市内5か所の地域子育て支援拠点事業所の連携及び機能強化、未設置地域への出張ひろばの実施を通じて、全て地域の子育て世帯が身近な場所で支援を受けられる環境を整備します。また、より多くの保護者が参加しやすい休祝日に育児に関する講座や子育てイベントを開催することにより、子育て世帯同士がつながることができる環境を整備します。地域ごとにある子育てサークル活動への助成や支援を通じて、市民主体の子育て支援活動を促進します。育児の援助を受けたい者(利用会員)と育児の援助をする者(援助会員)を、利用会員の希望や用途、援助会員の条件等に合わせて、事務局がマッチングを行う子育てサポートクラブ(ファミリー・サポート・センター事業)は、会員同士で子どもを預ける・預かる相互援助活動であり、こちらも市民主体の子育て支援活動であり、子ども家庭センターを事務局本部とし、民間事業所を1支部として活動しており、幅広い地域で幅広い支援を提供することにより、援助会員の増加と利用件数の増加を図ります。

高齢者や子育て経験者などの人材を「子育てサポーター」として育成し、子育て事業に参画してもらうことにより、世代間交流を通じた子育て支援を推進します。また、天理大学からの研修学生の受け入れや学生ボランティアの育成など若い世代の力を子育て支援に活かし、民間事業者同士のつながりで重層的かつ複合的な支援が出来る体制を整えます。

基本施策2 家庭の子育て力を支える支援の充実

【 現状と課題 】

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育ての知識や経験を身近な人から得る機会が減少し、子育てに不安や負担を感じる家庭が増えています。アンケート調査では、子育ての悩みとして「子どもの食生活・栄養」、「子どもに対するしつけ」、「子どもの学力・進学」等の分野で不安を感じており、育児に関する知識や情報の不足や育児の孤立化が課題となっています。特に、初めての子育てやひとり親家庭、障害のある子どもを育てる家庭等では、その傾向が顕著にあります。

子育て世帯における共働き家庭の割合が増加する中、母親に育児負担が偏る傾向があります。男女共同参画の認識は社会的に浸透しているものの、小学生の保護者に対するアンケート調査における「子育ての役割分担」の設問では、子どもに関する「遊び」、「勉強」、「食事の世話」、「しつけ」、「病院につれていく」の全ての項目で、「どちらかといえば妻の役割」との回答が50%を超えており、育児の母親負担の偏重が顕著であるため、男女共同参画の視点から社会全体の意識の変革が必要です。

【 方向性 】

地域子育て支援拠点事業所において、ペアレントトレーニングや離乳食講座等により親の学びと成長を支えるプログラムを実施します。また「はぐ～る」においても、親子が共に参加できる形式の親子サロンや民間企業とのイベントなどを通じて、家庭の子育て力を養成します。「親育ち」の視点を重視し、親自身が子育てを通じて成長できるような各種講座や学習プログラムを提供し、子育ての不安や悩みの軽減を図ります。

父親の育児参加促進と男女共同参画の推進として、父子で参加できるイベントを契機に父親が育児に参加する仕組みづくりを行います。父親向けの育児講座により父親が育児について学び、父親同士が悩みを共有できる場を提供するなど、父親が主体的に育児を行うための取り組みを強化します。男女共同参画の視点から、市役所をはじめとし、市内企業の男性の育児休暇取得率向上のため啓発活動を行い、社会全体の意識改革を促進する取り組みも行います。

基本施策3 地域全体で支える子育て環境づくりの推進

【現状と課題】

幼児期の教育・保育と小学校教育の連携を行っているなかでも、いわゆる「小1プロブレム」などの課題が生じています。天理市内の小学校では、入学当初に学校生活に適応できない児童が一定数存在し、集団行動や学習規律の確立に時間を要するケースが見られます。幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携を強化し、子どもの発達や学びの連続性を確保する必要があります。

地域社会の変化に伴い、子どもたちが地域の中で様々な体験や交流を通じて学ぶ機会が減少しています。アンケート調査の「地域の行事や自治会などに参加したいか」については、「あまり思わない」、「思わない」の回答が50%程度であり、就学前児童の保護者に対するアンケート調査の「子どもの地域行事や活動への参加状況」については、「参加したことがない」の回答が70%近く、子どもの地域との関わりが希薄化しています。また、地域の伝統文化や自然環境を活かした体験活動の機会も減少しており、子どもたちの地域への愛着や誇りを育む機会が不足しているため、地域全体で子どもを育てるという意識の醸成が必要です。

【方向性】

幼児期の子どもを養育する家庭の教育力の向上を図り、市内の幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携を強化します。「幼保小連携推進会議」を活性化させ、教職員の合同研修や相互参観、情報交換会の定期開催などを通じて、子どもの発達と学びの連続性を確保します。

「学校三部制」を基盤として、学校と地域の連携を強化します。地域住民と子どもの交流活動や地域の特色を活かした学習活動を展開します。また、地域の人材や資源を活用した放課後子ども教室の拡充や地域の伝統行事・文化活動への子どもの参加促進など、地域全体で子どもを育てる風土、環境づくりを進めます。学校施設を地域に開放し、公民館など公共施設としての機能を持つことで、地域連携型の学校づくりを推進します。

「ほっとステーション」を活用し、学校生活や子育てに関する保護者からの相談をワンストップで受け止める体制を強化することにより、保護者支援の充実を図り、学校と家庭、地域の連携を促進します。また、「ほっとステーション」を中心に、教育、保育、福祉、医療など多様な専門機関の連携を強化し、支援が必要な子どもや家庭に対する包括的な支援体制を構築します。

基本目標3 家庭と地域が共に育つ環境づくり

基本施策4 子育て情報と広報の充実

【現状と課題】

子育てに関する情報は、こども家庭センター、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、民間事業所などさまざまな窓口で発信されており、制度やイベント、相談などの目的に合わせて活用できる支援や制度を選択することができます。情報が充実する一方で、「今の自分に必要な情報」に即座にアクセスできる仕組みへのニーズが高まっており、ライフステージ(妊娠・出産、乳幼児期、学齢期、思春期など)や家族の状況(ひとり親、転入、外国にルーツ等)に応じて、迷わずたどり着ける仕組みづくりが必要です。

若い世代にはSNSやインターネットの活用が親和的である一方、紙媒体を好む方もいるため、オンライン・オフラインを組み合わせ、誰にとってもアクセスしやすい発信形態が求められています。また、転入直後や初めての子育て、言語・障害特性への配慮が必要な場面など、それぞれの家庭の背景に配慮した情報提供に努め、全ての人にとって「探しやすく、届きやすく、使いやすい」情報環境への進化を目指し、デジタルと地域の顔の見えるつながりの両面から、子育てに関する情報提供の充実に取り組む必要があります。

【方向性】

こども家庭センターを、妊娠期から子育て期までの子育てに関する情報の総合窓口として位置づけます。母子健康手帳交付時や乳幼児健診時など、子育て家庭と接触する機会を活用した情報提供を強化し、ライフステージに応じたタイムリーな情報提供を実現します。また「はぐ～る」での相談を通じて、個別のニーズに応じた情報提供や必要な支援サービスへの橋渡しを行います。

広報誌「町から町へ」や育児情報誌「のびのび通信」などの紙媒体に加え、子育てLINEの運用を強化し、プッシュ型の情報提供やAIチャットボットでの24時間対応など多様なSNSを活用した情報発信を推進し、若い世代に親しみやすく利便性の高い形式で情報提供を行います。

若い世代にはデジタル媒体で情報発信をし、高齢者や紙媒体を好む方には従来の方法で情報発信を行い、それぞれの特性に応じて誰もが必要な情報にアクセスできる環境を整備します。また、公民館や地域子育て支援拠点、保育施設、学校などを通じた情報提供も継続的に実施し、地域に密着した情報発信を行います。

「ほっとステーション」と連携し、学校生活や子育てに関する保護者からの相談に対応する中で、必要な情報を的確に提供します。特に、学齢期の子育て情報や教育に関する情報について、「すぐーる」や「キッズビュー」などの情報発信ツールを活用し、わかりやすい情報提供を行います。

基本施策1 経済的に困難な家庭への支援

【現状と課題】

厚生労働省が示す令和4年「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は、令和3年には11.5%あり、経済的に困難な問題を抱える家庭において、世帯の経済状況が子どもの学び・健康・体験機会・自己肯定感に長期的な不利益を及ぼします。特に、給食・学用品・行事費といった就学関連の実費負担や長期休業中の食支援の不足が、学習機会と基本的生活の質の低下に繋がります。

非正規就労世帯では、物価高騰や急な収入減の影響を受けやすく、突発的な困窮が生じやすくなります。こうした状況のもと、さまざまな困難を抱える子ども達が健やかに成長し、深刻な状況になることのないよう、子どもが自らSOSを出すための教育や環境づくり、経済的困難を抱える保護者に対する所得の安定や向上のための支援が課題となっています。

【方向性】

学校・就学前施設、民生児童委員、医療機関、こども食堂などの関係機関の連携を強化し、経済的困難の「気づき」から相談につながる体制づくりを推進します。

食の支援として、フードバンク天理や市内のこども食堂との連携を強化し、支援を必要とする世帯への食の支援を行います。特に、長期休業期の集中的な配食と居場所提供につながる取り組みを行います。

いじめ・不登校・欠席の増加・学用品の未準備などの経済的困窮のサインを学校と「ほっとステーション」で共有し、子ども自身や保護者のSOSに対し、早期介入を行い、専門家や福祉部局との連携を積極的に行い、問題解決に努めます。

放課後の居場所として、市の未利用施設を活用するなど安全に配慮された環境で、友達や地域の人々と交流しながら、宿題をしたり、自由に遊ぶことのできる環境づくりを進めます。

天理市しごとセンターにおける天理市と奈良労働局の一体的実施事業を活用し、市内の複数企業が参加する合同面接会や就労支援のための各種セミナーに関する情報発信の強化に取り組みます。

基本施策2 ひとり親家庭への支援の充実

【 現状と課題 】

ひとり親家庭は、養育・家事・就労が親一人に集中することで、時間的・心理的負担が大きく、孤立感やメンタル不調のリスクが相対的に高くなります。

また、家計面では非正規雇用の割合が高く、収入変動により物価高の影響を受けやすく、生活が不安定になりやすい環境にあります。

ひとり親世帯に対する制度面では、手当や医療費助成、就学援助など基本的な支援制度は整備されつつありますが、情報が制度ごとに分散していることや申請・更新の手続きが複雑な場合もあります。

就労と子育ての両立に向けては、延長・夜間・休日保育、病児・病後児保育の時間拡充など勤務実態に即した利用環境の整備に加え、年度末などの「すき間時間」を埋める短時間の支援が求められます。

【 方向性 】

ひとり親家庭の日常の家事・育児・就労負担の軽減と孤立の解消を目指し、こども家庭センターにおいてワンストップな相談を行い、親子の心身の安定に結びつく支援を提供する体制の構築を推進します。

ひとり親家庭の経済的自立の後押しと所得の安定化のため、職業訓練・資格取得のための受講料補助などの支援情報について、デジタル媒体に加えて、学校・就学前施設・学童保育所・こども食堂・地域子育て支援拠点でのリーフレット配布など広報の多層化による周知を強化します。

また、令和8年度から天理市で「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)を実施します。子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。

2 評価指標の設定

本計画の進捗把握・検証のため、評価指標を設定し、進捗管理を行います。

基本目標Ⅰ こどもの権利と安心・安全を守るまち

指標名	単位	基準値 測定年	基準値	方向	目標値
「大人は子どもの意見を大切にしている」と感じる児童・生徒の割合(小学生・中学生)	%	R7 年度	73.1(小学生) 62.5(中学生)	↑	78.0(小学生) 68.0(中学生)
「家族の中にあなたがお世話している人がいる」児童・生徒の割合(小学生・中学生)	%	R6 年度	20.4(小学生) 16.6(中学生)	↓	15.0(小学生) 11.0(中学生)

基本目標Ⅱ 成長に応じた切れ目のない支援

指標名	単位	基準値 測定年	基準値	方向	目標値
「今の現状で、理想の子どもの数を育てられると思う」保護者の割合	%	R6 年度	56.7(就学前) 49.5(小学生)	↑	60.0(就学前) 55.0(小学生)
安心して子どもを産み育てられる子育て支援の充実率	%	R6 年度	35.9	↑	40.0
「子育て支援サービスの情報を入手しやすい」と感じる市民の割合	%	R6 年度	19.3	↑	25.0

基本目標Ⅲ 家庭と地域が共に育つ環境づくり

指標名	単位	基準値 測定年	基準値	方向	目標値
地域全体でお互いに支え合い助け合う機会や仕組みの充実率	%	R6 年度	38.2	↑	45.0
「家や学校以外でも、ほっとしてすごすことができる」児童・生徒の割合 (小学生・中学生)	%	R7 年度	76.0(小学生) 76.1(中学生)	↑	80.0(小学生) 80.0(中学生)

基本目標Ⅳ こどもの貧困に対する支援

指標名	単位	基準値 測定年	基準値	方向	目標値
子育てに関する悩みについて「教育費等経済的なこと」で悩んでいる保護者の割合(小学生)	%	R6 年度	66.0	↓	60.0

3 事業一覧

天理市では、ライフステージに応じて様々な施策・事業を行うことで、こども・子育てに関し、市民の皆様をサポートしています。

(1)妊娠・出産期

胎児期から新生児期は生涯の健康基盤が形成される重要な期間であり、母体の健康状態や環境の影響を強く受けます。女性は出産・育児等に起因するホルモンバランスの変動による体調変化のリスクのある時期であり、父母ともに親としての第一歩を踏み出す重要な時期であるため、適切な支援を行います。

事業名	事業概要・現状	担当課
妊娠判定受診料 補助事業	非課税世帯及び生活保護世帯への妊娠判定費用を補助します。	健康推進課
妊娠一般健康診査 助成事業	妊娠中の異常を早期発見し、安心して出産するために妊婦が受診する健康診査の費用を補助します。	健康推進課
ドゥーラサロン ドゥーラ訪問	ドゥーラ協会の認定資格を持った天理市ドゥーラが妊娠期から産後4ヶ月までの女性に寄り添い、心身の負担を軽減し、自分なりの育児ができるよう伴走支援を行います。	健康推進課
母子健康手帳の交付 (妊婦面接)	母子健康手帳の交付時に、保健師又は助産師が面接をして妊娠中の不安の軽減を行います。また、安心して出産を迎えるよう電話又は訪問を通して支援を行います。	健康推進課
妊婦のための支援 給付金事業	すべての妊婦が、安心して出産・子育てできるよう経済的支援と妊娠届から出産後まで面談・訪問・電話連絡などで継続した支援を行います。	健康推進課
産婦健康診査事業	産後2週間と1か月の出産後間もない時期の産婦に対して母体の回復や精神状態の把握し、早期に支援する事を目的に健康診査の費用を一部助成します。	健康推進課
子宝支援助成事業 (不妊治療費用助成)	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療の費用を補助します。	健康推進課

(2)乳児期

乳児期は子どもの身体的・認知的発達が著しく、「愛着形成」において重要な時期であり、特定の養育者からの安定した愛情がその後の発達の基盤となる重要な時期であると同時に、保護者にとっても育児による身体的・精神的負担が大きく、育児ストレスが高まりやすくなる時期であるため、手厚い支援体制の整備を図ります。

事業名	事業概要・現状	担当課
乳幼児相談	身体計測・成長発達確認・育児・栄養相談(離乳食)・予防接種について等育児に関する情報提供や育てにくさを感じている保護者への相談・支援を行います。	健康推進課
のびのび相談 (発達相談)	保護者が子どもの発達状況を正しく把握でき、日常生活の中で発達に合わせた子育てができるように、発達相談を実施します。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問)	保健師・助産師・ドゥーラが生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、体重測定等の発育確認や予防接種、母子支援事業の説明、紹介等を行います。	健康推進課
産後ケア事業 (ショートステイ・デイサービス)	市内の病院・助産院と連携し、産後1年までの母親と乳児に対し、産後ケアや相談を行います。	健康推進課
訪問指導	保健師や栄養士、発達相談員等が各家庭を訪問して、心身の健康に関する相談、支援を行います。(こにちは赤ちゃん訪問は別途実施)	健康推進課
新生児聴覚検査費用助成事業	聴覚障害を早期に発見し、早期療育につなげるため、検査費用の一部を助成します。	健康推進課
1か月健康診査事業	生後間もない時期である1か月の児の成長発達および疾病の早期発見のみならず保護者の育児不安および産後うつに早期に支援することを目的に健康診査の費用を一部助成します。	健康推進課
子育て教室	子育てに悩む保護者や友達をつくりたい親子に、ふれあい遊びを紹介し、一緒に遊びながら子育てについて学びあう機会を提供するため、月齢・学齢ごとに事業を実施します。 ・ひよこ教室(第1子優先) 生後4~10か月まで ・かるがも教室(第2子優先) 生後4~10か月まで ・ぴよぴよ教室(第1子優先) 生後2~5か月まで ・カム come サロン 生後2か月~ハイハイできるまで	こども支援課

(3) 幼児期

幼児期は、自我の芽生えと社会性の発達が顕著であり、子どもの将来のウェルビーイング(幸福・健全な発達)の基礎を培う極めて重要な時期であり、しつけや就学準備・教育方針等に関する不安や迷いが生じやすい時期であるため、子どもの健やかな成長と保護者の子育てに資する支援を行います

事業名	事業概要・現状	担当課
園庭開放	地域に開かれた幼稚園・こども園・保育所(園)運営の促進を目的に「親子で遊ぶ場と保護者同士の交流できる場」として園庭を開放するとともに、「親のニーズに応じた子育て相談」を行います。	幼稚園、保育所(園)、こども園、幼保こども園課
未就園児親子登園日	スムーズな入園を図るため、未就園児が親子で在園児とふれあったり、園の行事に参加したりできる未就園児親子登園日を設けます。	幼稚園、こども園、幼保こども園課
預かり保育事業	すべての市立幼稚園・こども園において、教育時間終了後に、希望する者を対象とし、預かり保育事業を実施します。誰でも利用できる「随時預かり保育」と保育必要要件が必要な「長時間預かり保育」があります。	幼稚園、こども園、幼保こども園課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。下記の5箇所において、事業を実施しています。 ・すこやかホール・サロンドキッズ・にぎわいプラザ ・ジブリ広場(カレス学園内) ・子育てゆとり創造センター天理(柳本保育園内)	こども支援課
土曜子育てサロン	父親の子育て参加や子育て相談が気軽にできるなど、子育て中の保護者が安心して親子で遊びに行ける場の提供として、保育サポーターの力を借りて毎月1回土曜日に開催します。	こども支援課
出前保育	市内公民館等において、未就園のこどもとその保護者を対象に、ふれあいあそびをしたり、パネルシアターを見たりしながら、親子で楽しく過ごせる場を提供します。 子育てゆとり創造センター・天理(柳本保育園)やNPO法人サロンドキッズと連携し、子育て相談も随時行います。	こども支援課
一時預かり事業	パート就労や疾病等の緊急時、育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的にこどもを預かる事業を下記の施設で実施します。 ・柳本保育園・朝和保育園・ひまわり保育園・カレス学園・前栽学園・すくすく KIDS 広場・サロンドキッズ・花音保育園・前栽こども園	こども園、幼保こども園課
2歳児歯科健診	市内の医療機関で健診を実施し、幼児期から「かかりつけ医」をもつことで生涯を通じた歯の健康につなげます。	健康推進課

事業名	事業概要・現状	担当課
障害のある子どもの保育	保育所(園)・こども園・幼稚園への障害のある子どもの積極的な受け入れ、またお互いの個性や違いを認め人権を大切にすることを育てる保育に努めるとともに、療育の充実を図り、障害のある子どもとその家庭を支援します。	保育所(園)、こども園、幼稚園、幼保こども園課
延長保育	保護者の就労、保育ニーズに応じ、通常保育時間の前後において延長保育を実施します。	保育所(園)、こども園、幼保こども園課
病児保育事業	<p>・病児・病後児対応型 こどもが病気の回復期に至らない場合または、病気の回復期で、当面、症状の急変が認められない場合において、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所(園)、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業であり、本市では天理こだま認定こども園で実施しています。</p> <p>・体調不良児型 事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童の預かりを実施します。</p>	幼保こども園課
発達相談	乳幼児期からの精神面や発達等の発達保障を目指し、必要な時期に発達相談員による心の発達相談と、保護者が安心して子育てができるように発達相談支援を実施します。	保育所(園)、こども園、幼稚園、健康推進課、幼保こども園課
乳幼児健診	子どものすこやかな成長発達と健康を確認し、子育てに対する不安を軽減し、安心して子育てができるよう、小児科医師、歯科医師、発達相談員、保育士、栄養士、歯科衛生士、看護師、保健師などの様々な専門職が総合的に健診を実施します。	健康推進課
特別支援教育推進事業	<p>・特別支援教育推進事業 日々の実践の中で保育者が出会う教育・保育上の疑問や悩みに応えるため、外部専門講師を各園所に派遣し、特別支援教育や子どもの発達・見立てについて研修を実施します。</p>	保育所(園)、こども園、幼稚園、幼保こども園課
就学に係る教育相談	就学を迎える幼児とその保護者を対象に、就学指導委員が相談員となり、就学についての不安・心配事に応える教育相談を実施します。	まなび推進課
イライラしない子育て講座	子どもの関わり方や子育てのしにくさを感じている保護者に対して、講義、グループワーク、ロールプレイなどを通じて、子どもうまくコミュニケーションをとるコツを学び、家庭での親子関係の改善を図ります。	こども支援課

事業名	事業概要・現状	担当課
子育て教室	子育てに悩む保護者や友達をつくりたい親子に、ふれあい遊びを紹介し、一緒に遊びながら子育てについて学びあう機会を提供するため、月齢・学齢ごとに事業を実施します。 ・ぞうグループ 1歳児 ・ぱんだ教室 2歳児	こども支援課
おもちゃ・絵本の貸出事業	子育て世代すこやか支援センター「はぐ～る」でおもちゃや絵本、備品等を貸出します。	こども支援課
いっしょにあそぼう！－わらべうたと絵本－	0～3歳児の親とこがともに「あそび」を通して、楽しく本の世界に入れるように、わらべうたや手あそび、絵本を読む会を開催します。	図書館
児童発達支援事業所 天理市療育教室 杉の子学級	「遅れ」や「苦手さ」を持つこどもが親子で通い、いろいろな環境(人的・物的)を経験し、親子の関係を深め、心と体の発達を促すための支援を行います。 (市内在住の満1歳から就学前のこどもとその保護者で、受給者証をお持ちの方)。	こども支援課
指定障害児相談支援事業所『ぐんぐん』	市内に住所を有する方で障害者福祉サービス受給者証の利用を希望する(原則的に)就学前の児童への相談支援及び受給者証発行(更新等)の為のサービス利用計画を作成します。事業所や幼稚園、小学校等と連携し、発達や子育てについての相談や指導を相談支援専門員が行い、こどもへの心身の成長や保護者の子育て負担や不安を軽減します。	こども支援課
障害児通所支援事業	児童発達支援 未就学の障害のあるこどもにつき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 医療型児童発達支援 上下肢、又は体幹の機能に障害があるこどもにつき、児童発達支援及び治療を行います。	社会福祉課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所等の保育施設において、満3歳未満の乳幼児を対象として、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を実施します。保育所等の施設において、満3歳未満の乳児または幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	幼保こども園課

(4)小学生期

小学校期は、学校教育が始まり、新たな社会的環境への適応するなかで、社会性や自立心が大きく発達する重要な時期であり、子どもの友人関係や学校への適応に関する不安が生じやすく、家族として子どもの学校生活中心の生活リズムが必要となる時期です。子どもたちが健やかに成長し、自己実現できる環境づくりを重視した支援を行います。

事業名	事業概要・現状	担当課
各種児童館活動	児童館がより安全な居場所となるよう快適な環境づくりを行います。小学生を中心に低学年、中学年、高学年の縦の関係を取り入れた活動を行い、日々の活動、館外活動、体験活動等を通して、子ども一人一人の人権意識や仲間意識を育てます。	御経野コミュニティセンター・石上児童館(人権センター)・嘉幡児童館(嘉幡コミュニティセンター)
放課後等の学習活動	地域の人たちが、子どもへの教育に携わる仕組みづくりを行います。また、子どもたちが放課後や休日を、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりも進めます。	まなび推進課
放課後児童健全育成事業(学童保育)	保護者等の労働または疾病等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童(放課後児童)を預かる学童保育所を開設し、児童の健全育成を図ります。	まなび推進課
障害児通所支援事業	・放課後等デイサービス 学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障害のある子どもに、授業終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	社会福祉課
体験学習(公民館)	公民館活動を学校の教室を利用してことで、子どもと一緒にを行い、世代間の交流等を通して子どもたちの健全な育成を図る取組を実施していきます。	市民総活躍推進課
天理市交通安全母の会の活動支援	市内の幼稚園、保育所(園)、小学校等から依頼があれば「天理市交通安全母の会」が出向いて、人形劇、実際の道路や交差点を想定した歩行訓練を通して、幼児、小学生などに交通ルールや交通安全の自覚と実践を促す交通安全教室を行います。	防災安全課
夏休みこども一日図書館員	小学4年生から6年生までの小学生を対象に、カウンター業務等、図書館の業務を体験します。	図書館
子どもに対するおはなし会	子どもと本を結びつける有効で楽しい手段として、また、低年齢児から、耳から読書を楽しむことにより、文学に親しみ、生涯にわたる読書習慣の素地を培うことを目的として、昔話、創作のはなし等、いろいろな内容でおはなし会を開催します。	図書館

事業名	事業概要・現状	担当課
スポーツ教室	<p>学童期における天理市内の知的障害あるこどもが運動、感覚遊びを通じて交流し合うことにより、社会性を高め、身体機能の向上を図ります。</p> <p>障害者ふれあいセンターにおいて、バドミントン教室や感覚遊び教室を適時開催します。</p>	社会福祉課(障害者ふれあいセンター)
防犯パトロール事業	こどもが安心して通学できるように小学校周辺や通学路のパトロール活動を行い、街頭犯罪の防止啓発活動を実施します。	防災安全課
巡回パトロール事業	市内の幼児児童生徒を犯罪から守り、安心して暮らせるための防犯対策として、定期、早朝、随時等学校の動きに合わせ様々な場面で、市内を5ブロックに分け、青色パトロール車で巡回します。	教育総合センター
特別支援教育相談	発達障害のあるこども及び特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒とその保護者、教職員に対し、その幼児児童生徒の学習の保障と園並びに学校生活の保障を支援するためにセンターで相談やペアレントトレーニングを実施します。	教育総合センター

(5)中学生期

中学校期は、子どもの心身の急激な変化と自己アイデンティティの探求が特徴的な時期で、自己意識の高まりと親からの心理的自立欲求が強くなる重要な発達段階です。進路選択に関する不安や思春期特有の課題に対応しながら、将来の社会的自立に向けた基盤づくりに資する支援を行います。

事業名	事業概要・現状	担当課
ブロック別人権教育推進事業	市内4中学校区をブロックとして、各ブロック単位(保・幼・こ・小・中)で人権教育の実践交流及び研究を通して、ブロック内の連携並びに人権教育のより一層の深化を図ります。	まなび推進課
スクールサポート活用事業	学校教育活動を直接支援できる社会人を天理市立小中学校に非常勤職員として配置し、学校教育の充実のためサポートを行います。市内の小中校で下記の内容で有意義に活用し、よりきめ細かい充実した支援を行います。 <特別支援教育に関わる児童生徒への生活指導支援、不登校児・不登校傾向児への登校支援、低学力児への指導支援、校外体験学習へのサポート>	まなび推進課
特別支援教育巡回相談	発達障害及び特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、市内の公立小中学校を巡回し、児童生徒の実態把握を行い、教職員への支援を行います。	教育総合センター
小中連携事業	中学入学予定の6年生を対象に、中学校で学習する内容や活動等の学習を行うことにより小中学校における一層の連携を推進し、中1ギャップ等のこどもたちの不安を和らげるとともに、義務教育9年間を一つのスパンとしてとらえた中で子どもの教育を推進します。	まなび推進課

(6)15歳以降期

高校生を含む青年期は社会的自立に向けた準備期間であり、恋愛関係など親密な対人関係やアルバイトなど社会経験を通じて自分なりの価値観形成が行われる時期であり、将来の進路選択や人生設計に関わる重要な発達段階です。こども・若者の権利を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、自らの可能性を最大限に發揮できる環境づくりに関する支援を行います。

事業名	事業概要・現状	担当課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部を給付します。	こども支援課
高等職業訓練促進事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、資格の取得を目指して養成機関で修業する場合、受講期間の内、一定期間の生活費を支給します。	こども支援課

(7)複数年代

現代の子どもと家族は多様な状況にあります。多様な背景を持ち、複合的困難を持つ子どもや家庭も少なくありません。子どもを権利の主体であることを認識し、妊娠期から青年期までの一貫したことの成長発達に合わせた「シームレス(切れ目のない)な支援」を行います。

事業名	事業概要・現状	担当課
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の機能を持ち、一体的な支援を行う「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て家庭とこどもに対して伴走的な支援を提供します。 個々の家庭の課題やニーズに応えるため、母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様な支援メニューを体系的にマネジメントする「サポートプラン」の作成や更新を行います。	こども支援課 健康推進課
子育て支援情報紙「のびのび通信」	妊娠期～18歳までの子育てに関する情報を集約し、冊子及び展示用のQRコードを、コフンをはじめ行政機関及び子育て関係施設に配布しています。市民により分かりやすく、利用しやすいよう、子育てに関する情報を提供します。	こども支援課
ALT派遣事業	小中学校に外国語指導助手(ALT)を派遣し、日本人の外国語教師の行う授業の補助や小学校における外国語活動及び国際交流に関する活動を推進します。	まなび推進課
相談・支援事業	家庭における児童の養育に関する問題に対して、その相談業務を実施し、家庭児童福祉の向上を図ります。 相談内容によっては「天理市要保護児童対策地域協議会」や中央こども家庭相談センター等の関係機関と連携し、問題の解決を図ります。	こども支援課 (家庭児童相談・女性相談支援室)
「GIGAスクール構想の実現」事業	小中学校でタブレット端末は1人に1台、特定の教室に電子黒板に配備し、学習補充や情報学習に活用します。	教育総務課
人権活動推進事業	自分の大切さを実感するとともに、他の人の大切さを認め合うことで、誰一人として生きづらさを感じない教育を推進します。	まなび推進課
不登校等児童生徒支援事業	不登校児童生徒の個々の状況や学校(園)不適応問題あるいはいじめ問題等の現状を具体的に把握し、その解決への方途を探ります。方途としての教育相談、ゆうフレンド派遣、教育支援センター(ほっとスクール)等の支援、検討を行います。 事例検討や教職員の力量を高めるための研修を実施し、支援を行います。不登校等支援委員会として活動します。不登校の早期対応を目指し、学校訪問教育相談を行います。	教育総合センター —
不審者対策	各学校(園)、警察からの不審者情報の収集と各学校(園)、保護者、関係機関への不審者情報や啓発文の発信とメール配信を行いこどもの安全を守ります。	教育総合センター —

事業名	事業概要・現状	担当課
教育相談 (来所・電話)	不登校、学校不適応、いじめ等心の問題で悩む本人、保護者及び学校、園の教職員に対してカウンセリングやプレイセラピー(遊戯療法)、コンサルテーションによる支援を行います。	教育総合センター
男女共同参画の推進	学校・幼稚園・保育所(園)・家庭教育などにおいて、発達段階に応じ、自立の意識を育み、男女平等に関する教育の充実を図ります。保護者や保育・教育に携わる者への男女共同参画に関する啓発活動を行います。	各校園
情報発信	こどもたちの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域社会が力を合わせて、すこやかな成長を促すための啓発をします。学校・園の教育内容の理解・啓発や家庭教育の大切さを啓発するために、学校・園だよりを発行します。さらに、公民館だよりへの掲載や各公共施設へ啓発ポスターの掲示を行います。	各校園
天理市要保護児童対策地域協議会	天理市及び福祉、教育、保健、司法の各機関が連携して、こどもの虐待を防止し、こどもの最善の利益を考え、福祉の向上を図ります。 虐待の早期発見及び防止に向けた啓発を行い、現場での迅速対応に向け民生・児童委員や主任児童委員、近所の見守り体制等地域におけるネットワーク力を高められるよう呼びかけます。	こども支援課 (家庭児童相談・女性相談支援室)
サポーター養成講座 (保育サポーター・子育てサポーター)	子育て関連施設で働いた経験のある人や子育て支援、ボランティア活動等に関心のある人が、一人一人の持つ力を發揮し、現代の子育て事情を理解した上で、地域における子育て支援のコーディネーターのような役割をはたし、輪を広げる窓口となれるサポーターを養成します。	こども支援課
子育てサークル育成事業	子育てサークルの活動がより豊かになるよう、育成補助金支援を行います。	こども支援課
児童手当	家庭における経済的生活の安定と、次代を担うこどもの健全な育成及び資質の向上に資するために手当を支給します。	こども支援課
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない、もしくは父または母がいても父または母に重度の障害があるこどもの家庭生活の安定と自立を助け、こどもが心身ともにすこやかに成長できるよう、母または父や母または父に代わって、こども(一定の障害があるこどもは20歳未満)を養育している人に手当を給付します。ただし、所得制限があります。	こども支援課

事業名	事業概要・現状	担当課
障害児福祉手当	20歳未満の重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護が必要な児童に対し、手当を支給する制度です。ただし、受給者及び扶養義務者の所得に制限があります。	社会福祉課
子ども医療費助成	乳幼児(0歳～就学前児童)、小学生、中学生の健康保持及び福祉の増進と養育者の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児、小学生、中学生を養育している方を対象に医療費を助成します。	保険医療課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の健康保持向上、生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等の父母等と18歳未満の児童を対象に医療費を助成します。	保険医療課
ショートステイ事業	こどもを養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由により家庭において、子どもの養育が一時的に困難となつた場合に、児童福祉施設で一時的に子どもの預かりを実施します。	こども支援課
トワイライトステイ事業	こどもを養育している保護者が、仕事等の理由によって帰宅が恒常に夜間にわたるため、こどもに対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童福祉施設で一時的に子どもの預かりを実施します。	こども支援課
子育てサポートクラブ(ファミリー・サポート・センター事業)	仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、「こどもを預けたい人(利用会員)」と「こどもを預かる人(サポート会員)」を会員として、地域で子育てを支援します。	こども支援課
子育て世帯訪問支援事業(ヤングケアラー支援)	家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭で、支援が必要と認められる世帯に対して、市が任命した訪問支援員が訪問し、家事支援や育児支援を行います。 ヤングケアラーの状況を把握のため傾聴や共感を行うことにより、こども自身の心情・意向や家族の状況に十分寄り添いながら、適切な支援の提供及び関係機関等に誘導します。	こども支援課
予防接種	各種予防接種を実施します。	健康推進課
コミュニティセンター・児童館での子育て支援	【コミュニティセンター】 子育てグループ等の施設利用の使用料減免措置を講じます。 【児童館】 子育て支援関連の貸館利用の充実を図ります。	御経野コミュニティセンター・石上児童館(人権センター)・嘉幡児童館(嘉幡コミュニティーセンター)

事業名	事業概要・現状	担当課
子どもの居場所支援事業	令和6年度より旧天理市御経野老人憩の家を利活用し、民間事業所と連携し「学習支援」・「食の支援」・「心の支援」を支援活動の理念とし、個々の児童に応じた支援を包括的に提供しています。また地域住民に開かれた事業運営を行うことにより、「子どもの居場所」でありながら、地域と共生できる「地域の憩いの空間」として機能しており、行政と地域、民間が協力し合いつつ、児童の健全育成に取り組んでいます。	子ども支援課
フードドライブ事業	天理市とセブン-イレブン・ジャパンはフードドライブ実施に関する協定を締結し、天理市内のセブン-イレブン5店舗に食品回収ボックスを設置し、食品等の寄附を受付し、天理市内の子ども食堂を運営する団体が直接回収し、困っている家庭等の支援を行っています。	子ども支援課
子ども食堂	公民館をはじめ市内の様々な地域の皆様により、「子どもの居場所づくりや孤食防止」、「多世代交流」、「地域づくり」の場として子ども食堂を運営されています。天理市は、「子ども食堂」実施団体の取りまとめを行い、意見交換会等による情報共有や「子ども食堂」同士の連携強化などの間接的な支援を行います。	子ども支援課
みんなの学校プロジェクト	公共施設の老朽化や少子化が進む中、学校を「地域連携型学校」として地域に残すことで地域のつながりを深めるとともに、多世代間の新たな交流を生み出し、地域とともにこどもたちを育む仕組みを構築します。 そのために、公共施設の将来的なあり方を見据え、学校が教育と地域活動が融合する拠点となるよう学校三部制を推進します。	教育総務課、 まなび推進課、 市民総活躍推進課
子育て応援・相談センター「ほっとステーション」	行政による学校問題解決のための支援体制として、保・幼・子ども園、小中学校、学童保育所の保護者の相談や苦情への対応、保育・教育現場のこどもたちの課題や不安を、学校園所長OBや心理士がチームとなって、専門的視点により解決を図ります。	教育総合センター
情報・啓発事業	子育てにおいて男女が互いに協力し、ともに個性と能力を発揮できるよう、職場、学校、地域、家庭等幅広い分野での男女共同参画の意識啓発・情報提供を行います。 DVやハラスメント防止の啓発や心身の健康づくり支援を行います。	市民総活躍推進課
相談事業	女性が抱える様々な問題や悩みについて、女性の専門カウンセラーが一緒に考えながら相談にあたり、解決への糸口を見つけることができるよう、女性のための“こころ”の相談を実施します。	市民総活躍推進課

事業名	事業概要・現状	担当課
休日応急診療	日曜・祝日及び年末年始に休日応急診療所を開設して、子どもの急な発熱等の疾病に対応します。	健康推進課
食育の推進事業	「おやこ食育教室」を開催し、食生活改善推進員と一緒に、「食べ物の正しい知識、料理を作る楽しさ」を学びます。	健康推進課 まなび推進課
ストーリーテラー 養成講座	「おはなし」の語り手を養成し、子どもが楽しみながら本の世界に入る手助けをする人材を養成します。 各国の昔話や創作の話等について深く学び、実際におはなしを語ることを通して、語り手を養成します。	図書館
移動図書館車 「はるか号」の巡回	徒歩で図書館に来館するのが困難な地域に移動図書館車を巡回させ、広く市民に図書の貸出サービスを提供します。	図書館
絵本の読み聞かせ 講座	長年読み継がれてきた絵本についての講義、読み聞かせの実習を通じて、地域で活動するボランティアを育成します。	図書館
施設開放の対応(学校体育施設開放事業)	市民のスポーツ振興及び健康体力づくりのため、市民のスポーツ振興及び健康体力づくりの活動の場を確保します。	文化スポーツ 振興課
ゆうフレンド派遣事業	心理学を学んでいる大学(院)生が、不登校状態の児童生徒の家庭や学校へ訪問し、話し相手や遊び相手になり、不登校もしくは不登校傾向にある児童生徒を支援します。	教育総合センター

天理市教育大綱【第3次】の策定

天理市では、令和7年4月『一人ひとりの「しなやかさ」を育む「共育」へ』をメインテーマに天理市教育大綱【第3次】を策定しました。

(1) 教育大綱の目的について

教育大綱では、公教育の本質的意義は、不確実性が増した社会で、子どもたちが共に学び、共に育つ喜びを得られるコミュニティの中で、自分らしく幸せに学べる環境を提供することであり、集団での学びを通じて「自分の幸せが他者の幸せと繋がる」ことを実感させ、多様化社会における共生の作法を、全ての子どもたちが身に付けることを目指しています。また「次世代を担う子どもたちが幸せに生きるための力」を育むために、必要である要素「しなやかさ(レジリエンス)」を育むことを主眼としています。

(2) 「しなやかさ(レジリエンス)」の構成要素について

子どもたちが幸せに生きるための力を育むために必要な「しなやかさ」は、4つの要素「自己肯定感・自己有用感」、「コミュニケーション力」、「計画性・楽観性」、「SOS を出せる力・サポートを受ける力」で構成されます。

- ①「自己肯定感・自己有用感」：成功体験と人の役に立つ経験の積み重ねにより育まれ、子どもたちが困難を乗り越える心の支えとなります。
- ②「コミュニケーション力」：コミュニケーションツールとしてだけではなく、言語化することにより子どもたちの自己理解と生きづらさの軽減に繋がり、非言語コミュニケーションを養うことにより多様性の尊重や円滑な人間関係の構築に寄与します。
- ③「計画性・楽観性」：不確実な社会で柔軟に対応しながら夢や希望を持ち続け、子どもたちが自分のビジョンに向かって前進する力を育みます。
- ④「SOS を出せる力・サポートを受ける力」：困難を一人で抱え込まず助けを求め、子どもたち自身が支えられる経験を通じて、他者を支える力を育み、ひいては社会全体の支え合いの循環を生み出します。

これらの4要素が有機的に機能・連携することにより、子どもたち一人ひとりのウェルビーイングと地域社会のウェルビーイングの循環的な向上を目指しています。

(3) 成功の定義について

また教育大綱では、「成功」についても再定義を行いました。成功体験とは「失敗しないこと」ではなく「失敗で終わらせないこと」であり、立ち直れることが成功だとしています。すべての大人が、子どもが安心して失敗できる環境と子どもの回復を支える環境づくりが重要です。

(4) 学校の在り方について

学校や保育の場は、多様な価値観との出会いや協働を通じて最適解を見出す学びの場であり、苦手なことへの対処法を学ぶ場もあります。子どもたち一人ひとりの得手不得手、興味、教育的ニーズを踏まえ、すべての子どもが学ぶ楽しさを実感できる「実質的な平等」を目指した授業づくりが求められています。

現在の公教育の課題は、「学校での学びが楽しい」と一人ひとりの子どもが日々実感できる授業づくりです。学びの楽しさを感じることは、知識の獲得だけでなく、自己成長への意欲や生涯にわたる学習意欲の基盤となります。そのためには、教職員が創意工夫を凝らした授業づくりに専念できる環境整備が不可欠であり、行政はそのサポート体制の充実に取り組みます。

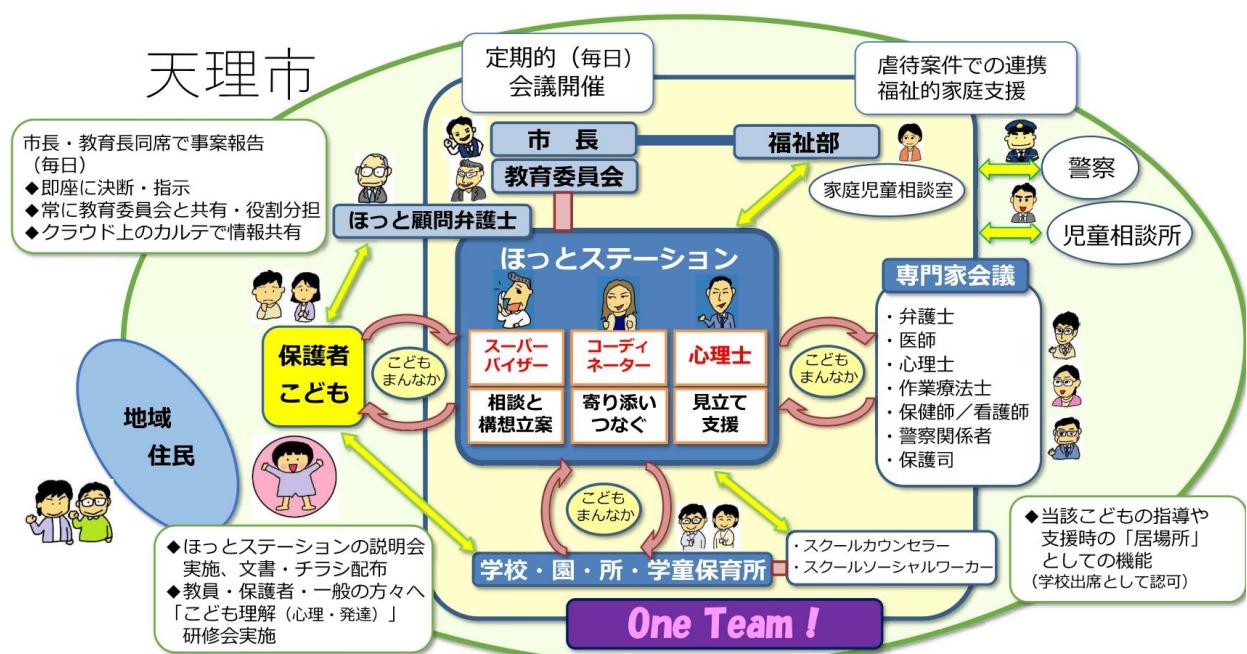
(5) こども理解について

学校・保育関係者、子育てに関わる人々、社会教育関係者と教育大綱の理念を共有し、「こどもまんなか」の視点からこどもたちと共に地域を育んでいくことを目指します。また専門家の視点も含めた複眼的アプローチで、教育や保育制度のアップデートを行い、こどもに関する問題をこどもだけに起因するものとすることなく、こどもに関する全ての大人の「こども理解」を促進し、こどもの生きづらさの解消を図ります。

(6) 今後天理市が目指すべき姿について

乳幼児期からの一貫した教育を通じて、「自分の大切さと他者の大切さを同時に認める」という共生の作法を身につけ、誰もが「学校に行ったら楽しい」と思える環境づくりを教職員と行政が一体となって推進します。また、こどもたちにとって学校が安心できる場所でなくなっている現状があるため、全てのこどもの生きづらさに寄り添い、それを和らげる環境づくりに全力で取り組むことが、これから公教育の使命であり、そのための施策に取り組みます。

子育て応援・相談センター ほっとステーション事業



こどもたちや保護者の多様な悩みに向き合うため、令和6年4月に子育て応援・相談センターほっとステーションを開所しました。開所から1年半が経過し、「ほっとステーション」では、学校現場への訪問や家庭の相談等延べ1,200回以上の対応を行いました。(令和7年9月30日時点)

相談内容は、こどもたちが学校園所で生活するなかで生じる不安や悩み、ルールに関すること、いじめや不登校に関するこどもの発達や特性に関するこどもの課題を見立て、現場の教職員や保育士との話し合いながら協働し、「こどもまんなか」の視点で課題解決を目指します。

例えば、こども同士のトラブルが発生した場合、「ほっとステーション」では、事態の情報収集と分析を行い、こどもたちの行動の背景やそれぞれの特性に着目し、なぜそのような行動を取ったのかをSVと心理士が見立てをもとに状況を整理しながら対応を進めて行きます。場合によっては、弁護士や保護司等の専門家の意見を取り入れながら対応します。こどもたちや保護者に継続的な支援が必要な場合は、教育・福祉部門が連携し、こどもたちの生きづらさの解消に向けて、様々な手立てを講じます。

全ては、こどもたちが楽しく、安心して通える学校・園・所づくりのため、今後も保護者やこどもたちの不安や悩みに寄り添った支援体制を充実させていきます。

みんなの学校プロジェクト(学校三部制)

公共施設の老朽化や少子化が進む中、公共施設の将来的なあり方を見据え、学校を教育と地域活動が融合する拠点とし、第一部を学校教育の活動、第二部を放課後又は休日の児童の活動、第三部をそれ以外の地域の活動と位置づけた学校三部制を推進することで、学校を「地域連携型学校」として地域とともにこどもたちを育む仕組みを構築することに取り組んでいます。

地域の公民館活動を第一部の学校教育と連携させ、郷土史講座や茶道教室、ヨガ教室などを学校でこどもたちと一緒に行ったり、第二部として放課後や休日に折り紙教室や習字教室などを地域の人が主体となって実施したりするなど、多世代との関わりを増やすことで、相互に学びとふれあいの機会を増やすことができます。また、第三部として学校を地域活動で使用することにより、学校を「信頼できる大人の目に守られる校内」へと移行し、こどもの安心・安全を守ることに繋がります。

こどもたちの最善の利益を考慮し、健やかで幸せな成長を実現できる地域とともに学校づくりを進めることを基本理念として、こどもたちを地域で育て支え合い、多世代間の新たな交流を生み出す取組である「みんなの学校プロジェクト」を推進することにより、こどもから高齢者までが生きがいを持って暮らすことができる社会の実現を目指しています。

しめ縄作り



郷土史講座



ヨガ教室



「天理市学校三部制」



毎日が楽校プロジェクト

(1) 基本理念 「毎日が楽しい学校」の実現

天理市では、すべての子どもたちが「学校に行くのが楽しい」と心から感じられる学校環境の創出を目指します。子どもが好きな科目や特別行事、給食がある日だけでなく、苦手意識のある授業や通いしぶりを感じていた日も含めて、子どもたちにとって真に「毎日が楽しい学校」を実現することが、子どもたちの学ぶ意欲と健やかな成長を支える基盤になると考えています。

子ども基本法の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重し、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす教育環境を構築します。「子どもまんなか」の視点から、学校を子どもたちにとって居心地の良い場所、自己肯定感を育む場所へと変革していきます。

(2) 現状と課題

現代社会では、子どもたちの習熟度や興味関心、家庭環境は多様化しています。一人ひとりの家庭状況や生活様式が異なる中で、画一的な教育では対応しきれない課題が顕在化しています。特に学習内容の理解度の差による学習意欲の低下、多様な家庭環境による教育機会や体験機会の格差、不登校やいじめなど、学校生活に生じる複雑化する困難事象、社会の急速な変化に対応する新たな学びの必要性については、教育現場だけの課題ではなく、天理市全体でこれらの課題に対応します。すべての子どもたちが「楽しい」と実感できる学校づくりは、天理市の未来を担う子どもたちへの最大の投資と考えます。

(3) 行動目標 多様性を尊重した個別最適な学びの実現

習熟度や興味関心の異なる子どもたち一人ひとりが、「できた」「わかった」という喜びを日々実感できる授業づくりを推進します。教職員から子どもたちに対する一方的な指導だけではなく、子どもたちが自主的に疑問を持ち、考え、自身の意見を表現する力を育む教育を展開します。

また失敗することを恐れず挑戦でき、お互いを尊重できる学校文化を醸成し、安心して自分を表現できる学校環境の構築を行います。そのような学校環境のなかで教職員が情熱を持って、子どもたちにとって魅力的な授業を実施するため、教職員の負担軽減を行い、子どもたちと向き合う時間を確保します。

(4) 具体的な取り組み

① 多様な学習スタイルの導入

一斉授業に加え、協働学習、探究学習、体験学習など、多様な学習形態を組み合わせた授業デザインを推進します。ICTを活用した個別学習と対話的な学びを融合させ、一人ひとりの理解度に合わせた学習進度の調整を可能にします。

② 教育提供体制の見直し

大学教授、教育研究者、クリエイターなど多様な専門家と教職員が協働し、新たな見地から「楽しい学び」を追求します。既存の教育の枠にとらわれない新たな授業モデルや評価方法を開発し、市内の学校で実践・検証を行います。また外部専門家による研修、オンライン研修など、教職員の専門性を高める多様な学びの機会を提供し、「楽しい授業」を実現するために、教職員の指導力向上とのモチベーション維持を支援します。

③ 柔軟的な学びの場の提供

従来の時間割の枠を超えて、子どもたちが自分の興味関心や学習進度に合わせて学習内容や場所を選択できる時間を設定します。図書館、ホッとルームなど、多様な学習環境を整備し、自主的な学びを促進します。不登校や学校生活に困難を感じる子どもたちのための多様な学びの場(ほっとスクール、フリースクール、オンライン学習環境など)を整備し、学校以外の場での学びも公教育として認め、支援します。

授業の在り方について各学校から有志で集った教職員と市長、教育長が議論を重ねるシーン。



第5章 子ども・子育て支援事業計画の具体的な取組

1 教育・保育提供区域の設定

(1)教育・保育提供区域の設定の考え方

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域に教育・保育提供区域を設定する必要があります。この教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じた供給の区域設定をすることが基本とされており、その中でも地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえることが必要とされています。

(2)本市の教育・保育提供区域の設定

- 教育・保育提供区域は、市全体を供給体制の整備の目安としますが、サービスによっては地域ごとに整備する事業もあることから、地域の実情に合わせた整備を促進します。
- 教育・保育施設、地域型保育事業の整備は交通機関の利便性や局所的な子育て家庭の増減等を考慮して、優先的かつ戦略的にピンポイントで進めます。
- 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域のため通学区とは異なります。公立幼稚園及び認定こども園(教育部分)については、一部を除き、園区制となっています。

表 教育・保育提供区域

施設・事業名	対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所(園)、 幼保連携型認定こども園
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育

2 全国共通で「量の見込み」を算出する項目の概要

- 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出にあたっては、手引き書やアンケート調査票の雛形、推計のためのワークシートが国から提供されており、各市独自事項を勘案しつつも、全国ほぼすべての自治体で同様の方法が用いられています。
- 下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うこととされています。

表 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢	提供区域
1	1号認定	幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望しているこども	3~5歳
2	教育・保育	教育ニーズ 保育の必要性の認定を受け、幼稚園または認定こども園(教育部分)を希望しているこども	3~5歳
		保育ニーズ 保育所または認定こども園(保育部分)等を希望しているこども	3~5歳
3	3号認定	保育所、認定こども園(保育部分)や地域型保育事業等を希望しているこども	0歳、1・2歳
4	地域子ども・子育て支援事業の一部	時間外保育事業	0~5歳 市全体
5		学童保育所(放課後児童健全育成事業)	1~6年生 小学校区
6		子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	対象は0~18歳 需要量は0~5歳 市全体
7		地域子育て支援拠点事業	0~5歳 市全体
8		一時預かり事業 ・一時預かり事業(幼稚園型) ・一時預かり事業(幼稚園型を除く)	3~5歳 0~5歳 市全体
9		病児保育事業	対象は0~5歳、1~6年生 需要量は0~5歳 市全体
10		子育てサポートクラブ(ファミリー・サポート・センター事業)	0~5歳、1~6年生 市全体
11		利用者支援事業	0~5歳、1~6年生 市全体
12		子育て世帯訪問支援事業	0~18歳 市全体
13		児童育成支援拠点事業	6~18歳 市全体
14		親子関係形成支援事業	0~18歳 市全体
15		妊婦等包括相談支援事業	市全体
16		乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳6か月から満3歳未満 市全体
17		産後ケア事業	1歳未満 市全体

3 需要量の算出方法の概要

●需要量の算出手順順1:潜在家庭類型の設定

潜在家庭類型とは母親の就労希望(無業からの就労予定、パートからフルタイムへの転換、1年内の転換など)による家庭類型の移動を加味したものです。

表 家庭類型

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (幼稚園よりも保育所系のサービスを希望している人)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(保育所よりも幼稚園を希望している人)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (幼稚園よりも保育所系のサービスを希望している人)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(保育所よりも幼稚園を希望している人)
タイプF	無業×無業

手順2:サービス別の需要量の算出

潜在家庭類型ごとに家庭類型別児童数を推計し、その家庭類型別児童数に各サービスの利用意向(利用意向率等)を勘案しています。

$$\begin{aligned} \text{「推計児童数 (人)」} \times \text{「潜在家庭類型 (割合)」} &= \text{「家庭類型別児童数 (人)」} \\ \text{「家庭類型別児童数 (人)」} \times \text{「利用意向 (利用意向率等)」} \\ &= \text{「量の見込み (実人数または延べ人数)」} \end{aligned}$$

4 認定区分について

子ども・子育て支援制度では、幼稚園や保育所(園)、認定こども園等の教育・保育施設を利用する場合は、居住する市町村から利用のための認定を受ける必要があります。認定区分と利用できる施設の種類は以下の通りとなっています。

表 支給認定区分

区分	対象	該当する施設
3～5歳	1号認定 (教育標準時間認定) 専業主婦(夫)家庭や短時間就労家庭	幼稚園、認定こども園 (教育部分)
	2号認定 (教育ニーズ) 保育の必要性があり、学校教育の利用を希望している家庭	幼稚園、認定こども園 (教育部分)
	2号認定 (保育ニーズ) 保育の必要性があり、保育所または認定こども園 (保育部分)等の利用を希望している家庭	保育所、認定こども園 (保育部分)、地域型保育事業
0～2歳	3号認定 (保育認定) 保育の必要性があり、保育所等の利用を希望している家庭	保育所、認定こども園 (保育部分)、地域型保育事業

※子どもが0～2歳で、保育を必要とする事由に該当しない場合は認定の必要がなく、必要に応じて一時預かり等の支援を利用することができます。

5 推計児童数

住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて推計児童数を算出したところ、以下の通りとなっています。

表 推計児童数(令和7年度～令和11年度)

年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	人	349	338	329	319	309
1歳	人	365	357	344	335	325
2歳	人	355	356	349	336	327
3歳	人	366	344	346	339	326
4歳	人	401	362	340	342	335
5歳	人	410	398	360	338	340
0～5歳合計	人	2,246	2,155	2,068	2,009	1,962
6歳(小1)	人	416	405	393	356	334
7歳(小2)	人	490	411	401	389	352
8歳(小3)	人	451	490	411	402	390
9歳(小4)	人	508	449	488	409	400
10歳(小5)	人	523	509	450	489	410
11歳(小6)	人	522	525	512	452	492
6～11歳合計	人	2,910	2,789	2,655	2,497	2,378
12歳	人	563	521	525	512	452
13歳	人	549	560	518	522	509
14歳	人	521	546	559	516	520
15歳	人	702	664	695	709	656
16歳	人	852	838	791	828	844
17歳	人	775	844	831	784	821
12～17歳合計	人	3,962	3,973	3,919	3,871	3,802

6 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容

(1) 幼児期の学校教育・保育の需要量

① 3～5歳児の需要量

3～5歳児の需要量をみると、推計児童数に対する構成比は 97.4%から 97.5%で推移しています。

表 3～5歳の需要量

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 1号認定 (幼稚園または認定こども園(教育部分)の利用を希望)	人	236	222	210	205	201
② 2号認定(教育ニーズ) (保育の必要性の認定を受け、幼稚園または認定こども園(教育部分)の利用を希望)	人	273	256	243	236	232
② 2号認定(保育ニーズ) (保育所または認定こども園(保育部分)等の利用を希望)	人	638	598	567	552	542
需要量の合計	人	1,147	1,076	1,020	993	975
推計児童数(3～5歳)	人	1,177	1,104	1,046	1,019	1,001
推計児童数に対する構成比	%	97.5	97.5	97.5	97.4	97.4

③ 0～2歳児の需要量

0～2歳児の需要量をみると、推計児童数に対する構成比は 54.0%から 54.1%で推移しています。

表 0～2歳の需要量

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
④ 3号認定 (保育所、認定こども園(保育部分)または地域型保育事業等の利用を希望)	0歳	人	152	147	143	139
	1・2歳	人	426	421	409	396
需要量の合計	人	578	568	552	535	520
推計児童数(0～2歳)	人	1,069	1,051	1,022	990	961
推計児童数に対する構成比	%	54.1	54.0	54.0	54.0	54.1

(2)実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

①学校教育・保育の提供体制の確保についての考え方

今後、少子化の進行及び保育所ニーズの増加により幼稚園の入園児童の減少が予想されます。また、既存の幼稚園・保育所の施設で老朽化などの課題を抱えており、それぞれ対応の必要があります。多様化する保育ニーズに対応した環境を構築し、効果的な幼稚園・保育所の運営を図るため、地域の実情に応じて幼保再編を行い、こども園化を推進します。

②各年度の学校教育・保育の需要量と確保方策

ア. 令和7年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策(令和7年度)

	単位	3~5歳			3号	
		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	0歳	1・2歳
需要量	人	236	273	638	152	426
確保方策	幼稚園、 認定こども園 (教育部分)	人	236	273	-	-
	保育所、 認定こども園 (保育部分)	人	-	-	841	164
	小規模保育	人	-	-	-	15
	企業主導型 保育施設	人	-	-	-	6
	認可外保育所	人	-	-	150	47
	合計	人	236	273	991	232
						589

イ. 令和8年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策(令和8年度)

	単位	3~5歳			3号	
		1号	2号 (教育二一 ズ)	2号 (保育二一 ズ)	0歳	1・2歳
需要量	人	222	256	598	147	421
確保 方策	幼稚園、 認定こども園 (教育部分)	人	222	256	-	-
	保育所、 認定こども園 (保育部分)	人	-	-	841	164
	小規模保育	人	-	-	0	15
	企業主導型 保育施設	人	-	-	-	6
	認可外保育所	人	-	-	150	47
	合計	人	222	256	991	232
						589

ウ. 令和9年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策(令和9年度)

	単位	3~5歳			3号	
		1号	2号 (教育二一 ズ)	2号 (保育二一 ズ)	0歳	1・2歳
需要量	人	210	243	567	143	409
確保 方策	幼稚園、 認定こども園 (教育部分)	人	210	243	-	-
	保育所、 認定こども園 (保育部分)	人	-	-	841	164
	小規模保育	人	-	-	0	15
	企業主導型 保育施設	人	-	-	-	6
	認可外保育所	人	-	-	150	47
	合計	人	210	243	991	232
						589

工. 令和 10 年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策(令和10年度)

	単位	3~5歳			3号	
		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	0歳	1・2歳
需要量	人	205	236	552	139	396
確保方策	幼稚園、認定こども園(教育部分)	人	205	236	-	-
	保育所、認定こども園(保育部分)	人	-	-	841	164
	小規模保育	人	-	-	0	15
	企業主導型保育施設	人	-	-	-	6
	認可外保育所	人	-	-	150	47
	合計	人	205	236	991	232
						589

才. 令和 11 年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策(令和11年度)

	単位	3~5歳			3号	
		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	0歳	1・2歳
需要量	人	201	232	542	135	385
確保方策	幼稚園、認定こども園(教育部分)	人	201	232	-	-
	保育所、認定こども園(保育部分)	人	-	-	841	164
	小規模保育	人	-	-	0	15
	企業主導型保育施設	人	-	-	-	6
	認可外保育所	人	-	-	150	47
	合計	人	201	232	991	232
						589

7. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

(1) 時間外保育事業【市全体】

延長保育

就労等の社会的活動と子育て等の家庭生活の両立を図り、子育てに対する負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整えるために、保育時間を延長して支援を図ります。

表 時間外保育事業の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	542	520	499	485	473
確保方策	箇所	15	15	15	15	15

長時間預かり保育

通常の保育時間以外の早朝と保育時間終了後に長時間こどもを預かるサービスです。(長期休暇期間中も実施しています。) 長時間預かり保育については、就労等の要件を満たす必要があります。

天理市立幼稚園・認定こども園(教育部分)での長時間預かり保育

- 長時間預かり保育
- 預かり日 : 月曜日～金曜日
長期休業期間(春・夏・冬休み)
*土・日・祝日・年末年始を除く
- 預かり時間 : 午前8時～午前8時30分
幼稚園等の保育時間終了後から午後6時まで
- 実施要件 : ① 当該幼稚園等に在園していること
② 保護者が就労等の要件を満たすこと(就労証明書等が必要)
- 預かり保育料 : 1日300円(令和6年現在)、また要件を満たせば無償となる場合があります

(2)学童保育所(放課後児童健全育成事業)【小学校区】

学童保育所

保護者等の労働または疾病等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童（放課後児童）を預かります。

●学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策

現在、供給量はほぼ充足されているものの、地域によっては就学児童数の減少に反して学童利用児童数が増加しています。今後の需要量に対しては、校区ごとに入所割合の推移も注視しながら、必要に応じて学校施設を活用するなどして、ニーズを充足することができるよう柔軟に対応していきます。

また、学童保育所(放課後児童健全育成事業)は共働き家庭が主に利用されていることから、今後の子育て世帯の就労ニーズの増加や地域における女性の就業率の動向にも配慮しながら、子どものウェルビーイングの向上と共に働き、共育への推進を図るために国がまとめた「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、「子どもまんなか」な放課後の実現に努めます。

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	904	892	875	848	831
	1年生	人	262	259	254	246
	2年生	人	208	205	201	195
	3年生	人	181	178	175	170
	4年生	人	127	125	122	119
	5年生	人	81	80	79	76
	6年生	人	45	45	44	42
確保方策	人	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(丹波市)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	126	125	123	119	117
	1年生	人	37	36	36	34
	2年生	人	29	29	28	27
	3年生	人	25	25	25	24
	4年生	人	18	18	17	17
	5年生	人	11	11	11	11
	6年生	人	6	6	6	6
確保方策	人	180	180	180	180	180

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(山の辺)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	108	107	104	101	100
	1年生	人	31	31	30	29
	2年生	人	25	25	24	23
	3年生	人	22	21	21	20
	4年生	人	15	15	15	14
	5年生	人	10	10	9	9
	6年生	人	5	5	5	5
確保方策	人	183	183	183	183	183

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(井戸堂)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	91	91	87	86	84
	1年生	人	26	26	25	25
	2年生	人	21	21	20	19
	3年生	人	18	18	18	17
	4年生	人	13	13	12	12
	5年生	人	8	8	8	8
	6年生	人	5	5	4	4
確保方策	人	127	127	127	127	127

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(前裁)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	224	220	219	211	207
	1年生	人	66	64	64	61
	2年生	人	51	50	51	48
	3年生	人	45	45	42	40
	4年生	人	31	30	30	29
	5年生	人	20	20	20	18
	6年生	人	11	11	12	12
確保方策	人	224	224	224	224	224

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(二階堂)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	72	71	70	69	65
	1年生	人	21	21	20	20
	2年生	人	17	16	16	15
	3年生	人	14	14	14	13
	4年生	人	10	10	10	9
	5年生	人	6	6	6	6
	6年生	人	4	4	3	3
確保方策	人	87	87	87	87	87

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(朝和)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	119	116	114	109	108
	1年生	人	34	34	33	32
	2年生	人	27	27	26	25
	3年生	人	24	23	23	22
	4年生	人	17	16	16	15
	5年生	人	11	10	10	10
	6年生	人	6	6	6	5
確保方策	人	181	181	181	181	181

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(福住)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	9	9	9	8	8
	1年生	人	3	3	3	2
	2年生	人	2	2	2	2
	3年生	人	2	2	2	2
	4年生	人	1	1	1	1
	5年生	人	1	1	1	1
	6年生	人	0	0	0	0
確保方策	人	34	34	34	34	34

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(櫻本)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	91	91	87	86	84
	1年生	人	26	26	25	25
	2年生	人	21	21	20	19
	3年生	人	18	18	18	17
	4年生	人	13	13	12	12
	5年生	人	8	8	8	8
	6年生	人	5	5	4	4
確保方策	人	103	103	103	103	103

表 学童保育所(放課後児童健全育成事業)の需要量と確保方策(柳本)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	64	62	62	59	58
	1年生	人	18	18	18	17
	2年生	人	15	14	14	13
	3年生	人	13	12	12	12
	4年生	人	9	9	9	8
	5年生	人	6	6	6	5
	6年生	人	3	3	3	3
確保方策	人	76	76	76	76	76

(3)子育て短期支援事業【市全体】

子育て短期支援事業

- ショートステイ
保護者が病気や災害等の緊急時において保育が困難になった時に、児童福祉施設や里親家庭で一時的にこどもを預かる事業です。
- トワイライトステイ
保護者などが仕事等の理由で平日の夜間または休日に不在となり、家庭での保育が困難な場合に児童福祉施設や里親家庭でこどもを預かる事業です。
- 本市では子育て短期支援事業の天理市内外の施設として、社会福祉法人天理（天理養徳院）、いかるが園、宝山寺福祉事業団（いこま乳児院）、社会福祉法人飛鳥学院の4箇所と登録契約しています。

表 子育て短期支援事業(ショートステイ)の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人日/年	59	59	59	59	59
確保方策	人日/年	60	60	60	60	60

表 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人日/年	20	20	20	20	20
確保方策	人日/年	40	40	40	40	40

(4) 地域子育て支援拠点事業【市全体】

地域子育て支援拠点事業

●一般型

子育て中の保護者等が気軽に、自由に利用できる場を提供しており、育児相談・情報提供・子育てに関する講座等を実施しています。

《すこやかホール、サロンドキッズ、にぎわいプラザ、ジブリ広場（カレス学園内）、子育てゆとり創造センター天理（柳本保育園内）》

●一般型（出張ひろば）

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域において、週1～2回公民館等を活用して「出張ひろば」を開設しています。

●一般型を5箇所、一般型（出張ひろば）を1箇所で展開しています。

表 地域子育て支援拠点事業の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人回/年	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000
確保方策	箇所	5	5	5	5	5

(5) 一時預かり事業【市全体】

① 一時預かり(幼稚園型)【市全体】

幼稚園・こども園（教育部分）の預かり保育

教育課程に関わる教育時間終了後に、希望する者を対象とし、こどもを預かるサービスです。

地域や園の実情に応じて預かり保育を市立幼稚園・こども園全園で実施しています。

表 一時預かり(幼稚園型)の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	1号	人日/年	2,598	2,440	2,313	2,251
	2号	人日/年	22,239	20,884	19,791	19,268
確保方策	箇所	9	9	9	9	9
	人日/年	24,837	23,324	22,104	21,519	21,128

② 一時預かり(幼稚園型以外)【市全体】

一時保育

パート就労や疾病等の緊急時、育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的に保育所等でこどもを預かる事業です。

《柳本保育園、朝和保育園、ひまわり保育園、カレス学園、前栽学園、すくすくKIDS広場、サロンドキッズ、花音保育園、前栽こども園で実施。》

表 一時預かり(幼稚園型以外)の需要量と確保方策(市全体)

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	人日/年	5,181	4,969	4,767	4,632	4,526
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	人日/年	5,181	4,969	4,767	4,632	4,526

(6)病児保育事業(病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型)

病児保育事業

●病児対応型

こどもが病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を保育所(園)、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。本市では天理こだま認定こども園において実施しています。

●病後児対応型

こどもが病気の回復期で、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所(園)、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業であり、本市では天理こだま認定こども園において実施しています。また、田原本町と協定を締結しており、広域での利用が可能です。

●体調不良児対応型

事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童を預かる事業です。

表 病児保育事業の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人日/年	551	518	485	452	420
確保方策	人日/年	850	850	850	850	850

(7)子育てサポートクラブ(ファミリー・サポート・センター事業)【市全体】

子育てサポートクラブ

子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員登録し、地域で子育て家庭を支援するサービスです。

表 子育てサポートクラブの需要量と確保方策(市全体)

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量		人日/年	43	41	39	37	35
確保方策	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	人日/年	43	41	39	37	35

(8)乳児家庭全戸訪問事業【市全体】

乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者的心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言やその他の援助を行います。本市では生後4か月までに各家庭を訪問します。

表 乳児家庭全戸訪問事業の対象児童数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	349	338	329	319	309
確保方策	人	370	365	360	355	350

(9)養育支援訪問事業【市全体】

養育支援訪問事業

養育の支援をすることが特に必要と認められる児童や保護者などに対し、その養育が適切に行われるよう相談、指導、助言やその他必要な支援を行うことを目的とする事業です。

表 養育支援訪問事業の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	5	5	7	7	10
確保方策	人	10	10	10	10	10

(10)妊婦に対して健康診査を実施する事業【市全体】

妊婦一般健診

妊娠中からの母体の健康管理のために妊婦健康診査を実施します。

表 妊婦に対して健康診査を実施する事業の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	件	4,500	4,400	4,300	4,200	4,100
確保方策	件	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600

(11)利用者支援事業【市全体】

利用者支援事業

こども及びその保護者等、または妊婦が教育、保育、保健、その他の子育て支援を円滑に利用できるように情報集約を行うとともに、相談支援を実施し、関係機関との連絡調整を図る事業です。

表 利用者支援事業の需要量と確保方策(市全体)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	必要見込み量	箇所	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1

*「こども家庭センター型」は、母子保健と児童福祉が連携し、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談や情報提供を行うとともに、関係機関と協力し支援プランを策定し切れ目ない支援を行います。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業【市全体】

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が負担する日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等、また特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食費）に対して助成する事業です。

本市では、特定教育・保育施設の幼稚園で保護者が負担する日用品、文房具等の購入に要する費用や、特定子ども・子育て支援施設の幼稚園で保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食費）について、低所得世帯に対してこれらの実費徴収額の一部を補助することで円滑な幼稚園の利用を図り、こどもの健やかな成長を支援します。

(13)児童福祉法改正による新事業(家庭支援事業)【市全体】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が創設され、令和6(2024)年4月1日から施行されました。

① 子育て世帯訪問支援事業【市全体】

子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して、不安、負担を抱えた子育て家庭等に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を行う事業です

表 子育て世帯訪問支援事業の需要量と確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	世帯・日	276	270	262	254	247
確保方策	世帯・日	276	270	262	254	247

② 児童育成支援拠点事業【市全体】

児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。

表 児童育成支援拠点事業の需要量と確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	13	13	13	12	12
確保方策	人	30	30	30	30	30

③ 親子関係形成支援事業【市全体】

親子関係形成支援事業

児童との関わりや子育ての悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講座やグループワーク等を通じて、情報の提供や相談及び助言を実施することで親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

表 親子関係形成支援事業の需要量と確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	世帯	4	4	3	3	3
確保方策	世帯	4	4	3	3	3

(14) 子ども・子育て支援法改正による新事業【市全体】

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、③産後ケア事業が新たに創設され、令和7(2025)年4月から施行されます。

① 妊婦等包括相談支援事業【市全体】

妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対して面談等で寄り添い、支援を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

表 妊婦等包括相談支援事業の需要量と確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人回	341	327	315	305	295
確保方策	人回	370	350	330	320	310

② 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【市全体】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の保育施設において、満3歳未満の乳幼児を対象として全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための事業です。

表 乳児等通園支援事業の需要量と確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	需要量	人/日	7	7	7	6	6
	確保方策	人/日	-	7	7	6	6
1歳児	需要量	人/日	8	8	7	7	7
	確保方策	人/日	-	8	7	7	7
2歳児	需要量	人/日	9	8	8	8	7
	確保方策	人/日	-	8	8	8	7

③ 産後ケア事業【市全体】

産後ケア事業

産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行う取組です。産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的としています。

表 産後ケア事業の需要量と確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人日/年	215	209	203	197	190	
確保方策	人日/年	215	220	230	240	250	

8 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

- 認定こども園は、幼稚園と保育所(園)の機能や特長をあわせ持つ施設であり、幼稚園、保育所(園)において蓄積されてきた指導方法等を活かして、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供し、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
- 効果的な幼稚園・保育所の運営を図るため、地域の実情に応じて幼保再編を行い、こども園化を推進します。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修並びに認定こども園、幼稚園、保育所等の連携

- 学校教育・保育内容の充実を図るため、幼稚園、保育所(園)で培ってきた知識・技能の相互理解と共有を図ります。また、新たに認定こども園として教育・保育内容の再構築をします。
- 特別支援教育においては、乳幼児教育に携わる全ての職員が、発達支援アドバイザーによる巡回指導等を通して、子どもの行動理解や見立てを明確にし、特性や発達に応じた支援内容、方法についてともに考える研修の場の充実を図ります。
- こども家庭センター・幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小学校・教育総合センター(ほっとステーション)等が連携・接続して、乳幼児の育ちや発達、家庭の実態の捉え方や支援の在り方について共有し、市民が必要とする教育・保育内容を効果的に提供できるように努めます。

9 その他の任意記載事項関連

(1) 産前・産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 保護者が産前・産後休暇及び育児休業明けに希望に応じて、円滑に教育・保育施設を利用できるよう相談・情報提供を行います。
- 育児休業期間満了時(原則1歳到達時)から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が質の高い保育を享受できるよう、選考基準を確実に運用し必要な時期に必要な教育・保育を受けられる体制づくりに努めます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

① 発生予防、早期発見、早期療育支援

- 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生児童委員等の連携により、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。
- こども家庭センター等での乳幼児健康診査や各種相談の取組、乳児家庭全戸訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、地域子育て支援拠点事業、児童育成支援拠点事業、子育てサロン、子育て教室、各幼稚園・保育所(園)・こども園での対応等により早期に状況を把握し、必要に応じて 養育支援訪問事業等の適切な支援につなぐなど、育児上の困難を抱える家庭の早期支援に努めます。

② 関係機関との連携及び相談体制の強化

- 児童虐待の防止・発見・対応に向けて、福祉・教育・保健・警察等の関係機関が緊密な連携を図り、地域全体でこどもを守る支援体制を強化します。

- 天理市要保護児童対策地域協議会では関係機関の連携を密にし、地域における児童虐待防止のネットワークをひろげ、問題となるケースの確認・認識の迅速な共有に努めます。

(3)ヤングケアラー支援の推進

- こども家庭センター及び教育委員会を中心に、福祉・教育・保健等の関係機関が密に連携し、ヤングケアラーの早期把握ができる体制作りに努めます。
- 子育て世帯訪問支援事業等の支援を提供することにより、ヤングケアラーがいる家庭の家庭環境や養育環境を整え、一人ひとりのこども・若者の最善の利益を図ることができるよう努めます。

(4)ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
- 母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四つの柱として総合的な自立支援を推進します。

表 ひとり親家庭等の自立支援

取組	内容
子育て・生活支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや生活において精神的な支えを必要とする保護者、子育てと仕事の両立が困難な家庭に適切な援助を行います。 ・生活全般を幅広く支援する仕組みや個々の世帯の抱える問題に対し、相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな福祉サービスの展開と相談体制の充実を目指します。
就業支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・収入面・雇用条件面でより良い就業の場を確保し、安定した生活を送れるよう、福祉と雇用の施策及び機関の緊密な連携を図り、就業支援策の周知に努めます。
養育費の確保策	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の子どもの養育費が確保できるよう、養育費についての取り決めや取得の促進を図ります。 ・養育費支払いや取得についての認識を高める広報・啓発活動の推進や相談体制の充実を図ります。
経済的支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当等の経済的支援策に関して、関連窓口において情報提供に努めます。 ・制度の適正な実施によって、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、経済面での支援体制を推進します。

(5)障害児施策の充実等

- 多様化する障害の種類等も踏まえ、障害のある子ども本人及び障害のある子どもを育てる家庭が地域で尊厳をもって生活できるよう、きめ細かな相談体制を築き、保健・福祉・教育等のサービスの連続性を確保し、それぞれの密接な連携を図ります。
- 障害のある子どもの発達段階に応じた適切な支援を行うための専門的なノウハウの共有及び早期発見、療育、生活支援の分野での一貫した支援体制づくりを推進します

表 障害児施策の充実

取組	内容
早期発見・ 早期対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の原因となる疾病及び事故の予防、障害の早期発見に向けて、健診や母子保健事業の充実に努めます。 ・早期療育は、杉の子学級等において子どもとその保護者等がともに通園し、質の高い療育指導を受けられるシステムを充実します。
障害のある子ども への子育て支援の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育所(園)、こども園への臨床発達心理士の派遣による巡回相談や、保育者の加配等により、対応の充実に努めるとともに、学童保育所でも軽度の障害のある子どもの受入を推進します。 ・障害の状態に応じて、子どもの可能性を最大限に伸ばし将来の自立と社会参加に向けて必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の資質や専門性の向上を図ります。また、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの特性や発達に応じた適切な支援を推進します。
特別支援教育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供します。 ・幼稚園、保育所(園)、こども園、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めます。 ・インクルーシブ教育¹を推進しながら、各関係機関等の連携により特別支援教育の体制整備を進めます。
発達障害がある 子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害について社会的な理解が深まるよう適切な情報の周知に努めます。 ・家族が適切な子育てを行えるよう、支援体制の充実に努めます。
医療的ケア児への 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉等の関連分野と連携して医療的ケア児への支援を総合調整するコーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする児童やその家族が安心して暮らしていける支援体制の整備を推進します。
生活支援に関する 障害福祉計画との 連携	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援、就学支援、子育て支援の充実を含めた支援体制の一貫した取組を推進します。 ・天理市障害児福祉計画等も踏まえ、障害のある子どもの専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。

¹ 批准した障害者権利条約に示されたもので、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けるための教育システムの概念です。障害のある者が教育の制度から排除されること、その際の「合理的配慮」の必要性等が示されています。インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育を着実に推進することが目指されています。

(6)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)

- 男女が互いに子育てに関する理解を深めるだけではなく、仕事と生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点から、働き方の見直し等も検討します。
- 関係機関や企業と連携し、家庭や職場における理解、協力を進め、夫婦がともに子育てを楽しみながら働き続けられる環境を目指します。
- 出産・育児等で就労に制約がある女性に対し、柔軟な働き方ができるようビジネススキルの支援・育成ができる環境整備に取り組みます。

表 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

取組	内容
仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進	<ul style="list-style-type: none">・子育てと仕事の両立やライフスタイル、周りを取り巻くあらゆる社会環境に対し男女共同参画社会について学習する機会も含め、講座内容の見直しを行いながら魅力的な講座の提供に努めます。・コロナ禍におけるデジタル社会の加速において、デジタルスキルの向上が就労支援の重要項目と捉え、その中でも、女性のデジタル人材育成に努めます。
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の提供等	<ul style="list-style-type: none">・県は、奈良スーパーAPLを介して「なら子育て応援団」として子育てを応援する企業・店舗・NPO等を登録しています。県と連携し子育てを応援する企業等の情報提供及び周知に努めます。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 仕事と子育ての調和という視点で社会資源の活用を図ります。
- 保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

③子育て世代の就労支援

子育て世代の経済的負担軽減を図るために、天理市しごとセンター・産業振興館(テレワークセンター)との連携を図りニーズに合わせた就労支援を行います。

第6章 計画の推進

1 計画の推進に向けた役割

(1)計画の推進体制

本計画は、こども基本法およびこども大綱の理念を踏まえ、すべてのこどもが健やかに育ち、幸福に暮らすことができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。

教育、福祉、保健、医療、地域づくりなどの多様な分野が連携し、こどもや家庭をめぐる課題を総合的に解決していくことを基本方針としています。そのために、庁内の関係課が情報を共有し、部局横断的に協議・検討を進める体制を整備します。これにより、こどもや若者を取り巻く課題を、縦割りではなく「横のつながり」で支援していくことを目指します。

「天理市子ども・子育て会議」を中心とし、学識経験者、関係機関、関係団体、市民代表などの意見を聴きながら、計画の進行管理や点検、評価を進めてまいります。

さらに、地域社会における協働の仕組みを強化するため、学校、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関、企業、NPO、ボランティア団体などの連携を推進し、行政だけでなく地域ぐるみでこどもや家庭を支える体制を構築します。市民一人ひとりがこどもの成長を支える担い手として関わることができますよう、協働の輪を広げてまいります。

(2)計画の進行管理と評価

本計画を着実に推進していくためには、進行状況の把握と成果の検証を継続的に行なうことが重要であるため、年度ごとに各施策の取組状況や成果を庁内で点検し、必要に応じて改善を行ないます。この点検結果については、「天理市子ども・子育て会議」において報告し、専門的な視点から意見や提案を受けることで、計画の進行管理をより実効性のあるものとします。

計画期間の中間年度には、社会情勢の変化や国・県の方針の改定、こどもや家庭の生活実態の変化などを踏まえ、中間見直しを行うこととします。

評価にあたっては、成果指標(定量的な数値目標)と進行指標(取組実施状況などの定性的評価)を併用し、客觀性と柔軟性の双方を確保します。点検や評価の結果は、市ホームページなどで公表し、市民の皆さんにわかりやすくお伝えすることで、透明性の高い行政運営を行ないます。

これらの仕組みを通じて、市民と行政が課題や成果を共有しながら、計画の改善・発展につなげてまいります。

(3)こども・若者・市民の参画

本計画の推進にあたっては、こどもや若者の意見を尊重し、自らの生活や地域に関わる意思を表明できる機会を保障することが大切です。

学校や地域活動などの場を活用して、こどもたちの意見を聴取する取組を進めるとともに、アンケートやワークショップ、意見交換会など、多様な手法を通じて、こどもや若者の声を市政に反映していきます。

また、保護者や地域住民など、子育てに関わるさまざまな立場の人々が参画できるよう、協働の場を広げます。行政と市民がともに考え、支え合う「共育(きょういく)」の理念のもと、地域全体でこどもの成長を見守り育むまちづくりを推進します。特に、思春期・若者世代が自らの意見を述べ、地域の一員として活動できるよう、「ユース会議」や「こども意見交換会」などの仕組みづくりを検討し、次世代の育成にもつなげてまいります。

(4)関係機関との連携・協働

こどもや家庭を取り巻く課題は、虐待やヤングケアラー、経済的困難、不登校、発達支援など、複雑かつ多様化しています。これらの課題に的確に対応するためには、行政だけでなく、関係機関や地域が一体となつた支援体制の構築が欠かせません。

市では、保健・医療・福祉・教育・雇用などの関係機関が情報を共有し、連携を深めることで、早期発見・早期支援・継続支援を一貫して行う仕組みを整備します。

また、社会福祉協議会、学校、地域包括支援センター、企業、大学、地域団体、NPO などとの協働を進め、地域全体の支援力を高めていきます。

このような多様な主体が、それぞれの専門性や役割を生かして連携することにより、こども・若者・家庭にとって安心できる支援の輪を広げてまいります。

(5)推進方針

本計画は、「府内連携」「関係機関・地域の協働」「市民・こども・若者の参画」「点検・評価」「情報共有」を基本方針として推進します。

これらを相互に関連づけながら、行政が一方的に施策を進めるのではなく、市民や地域団体、関係機関と共に課題を共有し、協働して解決に取り組むことを重視します。

今後も、市民の皆さまや関係団体の御理解と御協力を得ながら、すべてのこどもが安心して成長し、保護者や地域の人々が子育ての喜びを実感できる「こどもまんなかのまち・天理」の実現に向けて、計画的かつ着実に取組を進めてまいります。